

「外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会」(昭和十七(一九四二)年・東京帝国大学)の記録

所澤 潤

目次

一、解題

1、委員会の概要

2、記録の価値

3、翻刻資料の目次と所蔵状況

註

二、資料

一、解題

ここに紹介するのは、昭和十七(一九四二)年に約半年にわたって東京帝国大学が設けた「外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会」の記録である。

1、委員会の概要

同委員会の概略は、『東京大学百年史』通史二の七六七頁以下で紹介されているが、今回翻刻する資料をも踏まえて、その活動と審議

結果がもたらしたものについて簡単に紹介しておこう。

同委員会は、「大東亜共栄圏」確立の政策を背景に、共栄圏内外の外国人の東京帝国大学入学を促進する必要に迫られたことにより、評議会決定で昭和十七年五月に設けられた全学委員会である。当時の状況への適切な対応を探り、また在学中の指導監督の改善をも計るということを目的としていた。同委員会は、同年七月二十八日の評議会に中間報告書を提出し、さらに同年十二月二十二日に第十七回委員会において最終報告書(案)を決定して閉会した。

委員会の最終報告書(案)は、翌十八(一九四三)年三月三十日の評議会に提出され、学部教授会に付議された。そして、その結果に基づいて学部通則改正原案が作成され、一方で文部省の留学生教育協議会に非公式に原案を提示し、協議をした上で、五月二十五日の評議会で審議され可決された。学部通則改正は、五月三十一日附で文部大臣宛てに稟請され、六月一日附で許可され、同日附で「大学一般」(即ち学内全体)に宛てて達せられ、同日附で施行された。

但し、実際に稟請が發送されたのは六月三日、文部大臣名の許可が届いたのは七月五日、大学一般に宛てて達が發送されたのも七月五日であり、遑って施行されるということになった。

この改革においては、外国人留学生の入学・卒業に関して制度が改められたばかりでなく、同年七月十五日に、戦時下における活発な活動の中核となる外国学生指導委員会が設けられた。しかし、約二年後に敗戦を迎え、大学制度全体がより大きな改革を迎えたため、改革の成果は影の薄いものとなってしまふ。但し、昭和二十一年（一九四六）年十一月十九日評議会可決による学部通則改正（同年十月一日から施行）で、同委員会による銓衡がなくなった以外は、この制度は概ね存続する。学部通則中第十一項外国学生について、もとの学部通則と、昭和十八年改正のもの、さらに戦後の昭和二十一年改正のものとを対照したのが、表一に掲げる内容である。

2、記録の価値

同委員会の活動とその結果生み出されたものに対して、筆者は二つの角度から関心を寄せている。

第一に、委員会の最終報告の結果、日本に成立していた大学制度の根本をゆるがすものが外国人留学生を対象に実施され、かつそれには、戦後の大学制度改革に先んじる面があったことである。第二に、発掘の遅れている第二次大戦下の留学生受入れ問題の一次資料だということである。

前者の角度からいうと、この時の変更は、東京帝国大学において、従来の留學生関係の規定を変更し、また従来なかった制度を新設す

るというものであった。ここではその内の四点に注目しておきたい。即ち、大学の入学資格の変更、学士称号付与の必要条件の変更、大学院研究證明書の新設、及び留学生の入学銓衡に中央管理を導入したことである。

特に最初の三つは、東京帝国大学が設定していたその教育水準に関わるもので、他大学に影響を及ぼす事は必至の内容である。そのような決定が学内決定で可能であったのは、当時の大学の規則の多くが、法令では定められず、大学の学内の決定を文部大臣が許可するという形になっていたからである。文部大臣がある許容範囲の中で各大学の学内規則を統制し、それによって全国の大学の水準を一定に保っていたわけだが、逆にいえば文部大臣が許可してしまえば新しい制度が生れるようになっていたわけである。

留学生の入学に関しての法令は、日本人学生とは別枠で入学しようとする外国人に関して明治三十四（一九〇一）年に制定された文部省令第十五号「文部省直轄学校外国人特別入学規程」（本稿、配付資料三一一）だけしか存在していなかった。同規程においては、大學生資格、学士称号付与条件などは曖昧にしか規定されておらず、同規程第六条「帝国大学総長及学校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得」に基き、各大学には学内規則が設けられていた。そしてその結果成立していた規定は、配付資料一〇一に見られるように、外国人留学生を日本人学生と同等に処遇しようするものが多く、表一からわかるように、従来の東京帝国大学の規定も標準的なものであったといえるだろう。

この委員会の報告に基く東京帝国大学の改正学部通則は、外国人

表一 学部通則中「外国学生」規定の変化

改正前	改正後（昭和十八年六月一日施行）	改正（昭和二十一年十月一日施行）
<p>第七十七條 外国人ニシテ学生（通則第二、第九七）選科生、聴講生又ハ研究生ニ関スル規定ニ依ラスシテ学部ニ入学ヲ希望スル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依リ学部ニ於テ銓衡ノ上定員外トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ</p> <p>前項ニ依リ入学ヲ許可セラレタル外国学生ニハ学部ノ定ムル所ニ依リ学生、選科生、聴講生又ハ研究生ニ関スル規定ヲ準用ス</p>	<p>第七十七條 外国人ニシテ学部学生（学部通則第二）大学院学生、聴講生又ハ研究生トシテ入学ヲ許可セラレタル者ヲ外国学生トス</p> <p>外国学生ニ関シテハ第七十八條乃至第七十九條ノ定ムル所ニ依リ学部ノ定ムル所ニ依リ学部学生、大学院学生、聴講生又ハ研究生ニ関スル規定ヲ準用ス</p>	<p>第八十一條 外国人ニシテ学部学生（学部通則第二）大学院学生、聴講生又ハ研究生トシテ入学ヲ許可セラレタル者ヲ外国学生トス</p> <p>外国学生ニ関シテハ第八十二條乃至第九十條ノ定ムル所ニ依リ学部ノ定ムル所ニ依リ学部学生、大学院学生、聴講生又ハ研究生ニ関スル規定ヲ準用ス</p>
<p>第七十八條 外国学生ニシテ学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認めタルトキハ学士試験合格證書ヲ付与スルコトヲ得</p>	<p>第七十八條 外国学生ニ対シテハ夫々其ノ専門学科ニ就キ知識及技能ヲ修得セシムルト共ニ我ノ國文化ノ一般ヲ理解セシムルニ留意スルモノトス</p> <p>第七十九條 外国学生ノ収容予定人員ハ毎学年学部長ノ申請ニ依リ総長之ヲ定ム</p> <p>外国学生ハ定員外トナスコトヲ得</p> <p>第七十九條ノ二 学部学生トシテ入学ヲ出願シ得ル者ハ左ノ如シ</p> <p>一 高等学校高等科及学習院高等科ヲ卒業ヘタル者</p> <p>二 高等学校高等科以上ニ相当スル学校ヲ卒業シ若シハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者</p> <p>ニ 高等学校高等科以上ニ相当スル外国ノ学校ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者</p> <p>第八十條 前條第一号ニ該当スル者ハ第七條第一項ノ試験ニ依リ銓衡ス</p> <p>第八十六條 第八十四條第二号ニ該当スル者ハ各学部ニ於テ履歴、人物、健康等ニ関シテ銓衡スル外当該学部ニ於ケル修学ニ必要ナル日本語及学力ニ就キ筆記、口述、其ノ他適當ナル方法ニ依リ銓衡ヲ行フ</p>	<p>第八十二條 外国学生ニ対シテハ夫々其ノ専門学科ニ就キ知識及技能ヲ修得セシムルト共ニ我ノ國文化ノ一般ヲ理解セシムルニ留意スルモノトス</p> <p>第八十三條 外国学生ハ定員外トナスコトヲ得</p> <p>第八十四條 学部学生トシテ入学ヲ出願シ得ル者ハ左ノ如シ</p> <p>一 高等学校高等科及学習院高等科ヲ卒業ヘタル者又ハ高等学校高等科以上ニ相当スル学校ヲ卒業シ若シクハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者</p> <p>二 高等学校高等科以上ニ相当スル外国ノ学校ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者</p> <p>第八十五條 前條第一号ニ該当スル者ハ第七條第一項ノ試験ニ依リ銓衡ス</p> <p>第八十六條 第八十四條第二号ニ該当スル者ハ各学部ニ於テ履歴、人物、健康等ニ関シテ銓衡スル外当該学部ニ於ケル修学ニ必要ナル日本語及学力ニ就キ筆記、口述、其ノ他適當ナル方法ニ依リ銓衡ヲ行フ</p>
<p>第七十九條 前條ノ四 前條ノ銓衡ニ合格シタル者ニ對シ各学部ニ於テ当該学部ニ於ケル修学ニ必要ナル学力ニ就キ筆記、口述、其ノ他適當ナル方法ニ依リ銓衡ヲ行フ</p> <p>前項ノ銓衡ニ合格シタル者ニ付キ所定ノ手續ヲ經テ入学ヲ許可ス</p> <p>第七十九條ノ五 学部学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四学年以上其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三学年以上在学シ且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ニハ第二十三條ニ依ル卒業生ト同様ノ卒業證書ヲ授与ス</p>	<p>第七十九條ノ三 外国学生タラントスル者ニ對シテハ別ニ定ムル機関ニ於テ左ノ事項ニ関シテ銓衡ヲ行フ</p> <p>一 履歴、人物、思想、健康等</p> <p>二 日本語ノ語学力</p> <p>第七十九條ノ四 前條ノ銓衡ニ合格シタル者ニ對シ各学部ニ於テ当該学部ニ於ケル修学ニ必要ナル学力ニ就キ筆記、口述、其ノ他適當ナル方法ニ依リ銓衡ヲ行フ</p> <p>前項ノ銓衡ニ合格シタル者ニ付キ所定ノ手續ヲ經テ入学ヲ許可ス</p> <p>第七十九條ノ五 学部学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四学年以上其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三学年以上在学シ且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ニハ第二十三條ニ依ル卒業生ト同様ノ卒業證書ヲ授与ス</p>	<p>第八十七條 学部学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四学年以上其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三学年以上在学シ且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ニハ第二十二條ニ依ル卒業生ト同様ノ卒業證書ヲ授与ス</p> <p>第八十八條 学部学生以外ノ学生トシテ出願シタル者ニシテ日本ノ学校ヲ卒業セザル者ニ付キ第八十八條ノ規定ヲ準用ス</p> <p>第八十九條 大学院ニ二年以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ其ノ成績良好ナル者ニ對シテハ本人ノ出願ニ依リ教授会ノ議ヲ經テ学部長ノ申請アリタル場合給長ハ大学院研究證明書ヲ付与スルコトアルヘシ</p>
<p>第七十九條 外国学生ノ試験手数料、検定料、入学科、授業料及攻究料ハ当該学部長ノ申請ニヨリ之ヲ徴収セザルコトヲ得</p>	<p>第七十九條ノ七 外国学生ノ試験手数料、検定料、入学科、授業料及攻究料ハ当該学部長ノ申請ニヨリ之ヲ徴収セザルコトヲ得</p>	<p>第九十條 外国学生ノ試験手数料、検定料、入学科、授業料及攻究料ハ当該学部長ノ申請ニヨリ之ヲ徴収セザルコトヲ得</p>

出典：昭和十八年の改正については翻刻資料参照。同改正以前については、『東京帝国大学』一覽（昭和十七年度）、昭和二十一年の改正については、『東京帝国大学』一覽（昭和二十一年度）、及び東京大学本部事務局庶務部庶務課文書係「諸規則制定関係 昭和二十一年度」。

留学生の処遇を、日本人学生と異ならせるものであった。それは、各大学の学内規則に共通する部分からかなり逸脱したものであり、四点の内、特に最初の三点は、文部大臣が許容する範囲が変更されたということの意味していた可能性もある。しかも、この三点は東京帝国大学に入学しようとし、あるいは在籍する留学生に比較的利益となるので、他大学に大きな影響があつてしかるべきものであった。

右に挙げた四点について少し説明を加えよう。

第一に入学資格の変更点は、外国人留学生に限って高等学校高等科及び学習院高等学科以外の学校の卒業者の扱いを変更したことである。従来は、これらを卒業した者で収容可能数を超過した場合は、その他の卒業者には、外国人留学生といえども入学の機会を殆ど与えていなかった。東京帝国大学の場合は殆どの学部で収容可能数超過が恒常的であつたので、外国学校の卒業者や国内の専門学校卒業者は学生として入学する事は殆ど出来なかつた。ここでの決定により、専門学校の卒業者等にも原則として機会が与えられる事となつた。

第二の学士称号に関しては、高等学校高等科または学習院高等学科を卒業していない外国人留学生に対して、従来必要条件として課していた高等学校高等科卒業検定合格をなくしたことである。当時、多くの帝国大学及び官立大学は、日本人の入学の殆ど絶対的な要件として当該大学の予科卒業、高等学校高等科卒業、又はそれと同等以上と当該大学で認定した学校の卒業、あるいは高等学校高等科卒業検定試験合格を求めていた。日本人の場合、この要件を満たさず入学するという事は、一部の軍学校出身者以外は殆どあり得なかつた。

たが、外国人留学生の場合は、さきに触れた明治三十四年文部省令第十五号でそれが許されており、当該大学の判断で実際に入学を許可された者もあつた。しかし、その場合は、大学の課程を終えながら学士の称号を得られない、つまり卒業扱いされないのが普通であつた。尤も東京帝国大学において実際にこの制度のために検定試験を受けたものがどの程度あつたかは今後調査を要するが、この制度が東京帝国大学、そして他の多くの帝国大学・官立大学において相当に大きな障壁となつていたことは、第二回記事要旨及び配付資料一〇一から窺うことが出来る。この委員会での審議の結果、東京帝国大学においてはその制度が改められることになつた。

第三の大学院研究證明書は、大学院に二年以上在学した外国人留学生で、研究報告を提出しその成績良好な者に付与することにしたものである。当時、博士学位は大学院で二年以上研究に従事していれば論文を提出して請求することが出来たので、博士学位と同じ二年で発行される大学院研究證明書は、博士と学士の中間段階の学位に相当するとは言ひ難い。しかし、学部によっては実際に学位を得る者はそれ程いなかったもので、修士学位のなかつた当時にあつては、博士学位を得なかつた場合の勉学の証明が何等かの権威ある形が必要であつたわけである。

第四点の入学銓衡における中央管理の導入は、外国人留学生の入学銓衡を、中央管理機関で一旦銓衡した上で各学部で銓衡することに改めたものである。東京帝国大学では、従来学部生の入学銓衡は各学部が独自に行つており、外国人留学生に対しても入学資格以外

の点で、大学として統一的な水準を設定するようなことはしていなかった。外国人留学生に限ってとはいえ、それが崩れることになつたわけで、東京帝国大学の内部としては重要な改革であつた。

右の四点の変更に対応して、筆者が戦後の制度で相通するものを感じているのは次のような点である。

第一と第二の点については、日本人の場合も、昭和二十一年の入学者から高等学校高等科卒業者を優先せず、専門学校卒業者などへもかなりの入学枠を与えたこと、さらに新制学校制度がいわゆる単線型となり、高等学校高等科卒業者のような優先的な入学資格を与え得る学校種別がなくなったこと、そしてそれらの当然の帰結として、特定の種別の学校の卒業、またはそれと同等以上という学士称号付与の必要条件がなくなったことである。

第三の点については、新制大学院において、学士と博士の中間学位である修士学位が創出されたことである。

第四の点は、全国的な大学制度として対応するものを見出すことはできないが、新制東京大学においては、教養学部への入学銓衡の後、各学部への進学段階で更に振分ける制度が作られたことである。しかし、類似した点がありはするが、外国人留学生のための改革が戦後の大学制度改革につながつた、と推測させるような資料は、現在のところ発見されていないようである。筆者は、むしろ、当時の学校制度に問題の根があつたため、同じような改革が提案されるのは当然であつたと考えている。

筆者の関心の第二の角度、即ち、発掘の遅れている第二次大戦下

の外国人留学生受入れ関係の資料だという点からいえば、本資料は、一次資料であるばかりでなくかなり情報的価値が高い。当時外国人留学生受入れに伴つて生起していた問題を、実態調査等を踏まえて現象的によく示していること、そして、問題の根が学校制度のどの辺りにあると当時考えられていたかが、その解決策を通して読み取れるからである。また単に過去の事実としてではなく、日本留学が反日感情を生むといった昔から今日に至るまでの問題の根を探る上で、また急速に大学、大学院への留学生受入れ数が急増している現状にどう対処していくべきかを考える上で振返つてみる価値があろう。

この資料から読み取れる具体的な問題は、聴講生としての入学はできても正規の学生としては入学できない、学生として入学し大学の全科を修了しただけでは学士となれない、大学院に入学しても博士学位をとれなかつたならば證書も何も残らない、入学銓衡が学部により区々である、第一高等学校特設高等科に入学すると帝国大学に学士となり得る学生として入学できても日本人の友人ができない、等々である。こうした点は、今日日本で生起している問題と同型ではないが、筆者には今日に通ずる側面があるように感ぜられる。即ち、研究生として受入れられても正規の大学院学生にはなれない、博士課程に在籍しても博士学位が得られない、系、専攻、研究室により留学生に対する対応があまりに違う、友人が出来ない等々の問題である。

ところで、これだけ大きな改革を断行しながら、女子の学部学生入学の問題が残され、当分の間という限定付きではあつたが、この

時も入学を許容されるに至らなかった。筆者は別稿で、東京帝国大学が大学院に初めて学生として受入れた女子は、昭和九年入学の中華民国人留学生韓桂琴であったことを紹介した。³⁾その事実は留学生の存在が制度改革のきっかけとなることを物語るものだが、昭和十八年の改革でもなお学部学生のレベルでの女子入学は保留されたのである。尤も当分の間ということは、大きな前進であったといへきかもしれない。いずれにせよ、このことは、当時、戦時下にあったとはいえ、日本において大学制度運用上のどの部分がもっとも動かし難いものであったかを示すものでもある。

これらの改革は、約二年後に敗戦を迎えた後も、入学銓衡の中央管理を除き、表一に掲げたように存続する。⁴⁾しかし、昭和二十一年四月入学から、入学者一般について（外国人留学生ばかりでなく）の資格要件に関する大きな改革が実行され、専門学校卒業生・陸海軍関係学校卒業生などにも入学の枠が与えられるなど、⁵⁾全学生の入学資格がもっと広範なものに緩和されてしまったため目立たないものとなってしまった。従って、結果的に実質的な成果はそれ程多くはなかったとも解釈できるわけだが、戦後の展開如何ではなおこの改革が、大学制度全体の改革の突破口となる可能性を秘めていたのではないかと筆者は感じている。

今後、各学校が所蔵するはずの留学生受入れ関係の資料が紹介されることによって、東京帝国大学の改革が他大学になんらかの影響を及ぼしたのか、また留学生の受入れが日本の学校制度の変革にどのように寄与したかが次第に明確になっていくであろう。

3、翻刻資料の目次と所蔵状況

ここに翻刻した資料は、簿冊『外国人留学生取扱二関スル調査委員会記録 昭和十七年五月』（以下出典Ⅰ）、簿冊『外国人留学生取扱二関スル調査委員会関係 昭和十七年五月起』（以下出典Ⅱ）、内

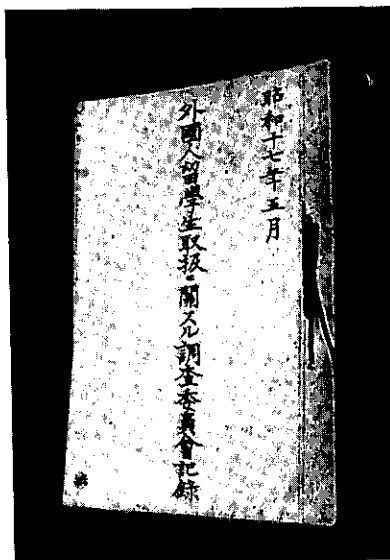


写真1

簿冊『外国人留学生取扱二関スル調査委員会記録 昭和十七年五月』
〈出典Ⅰ〉

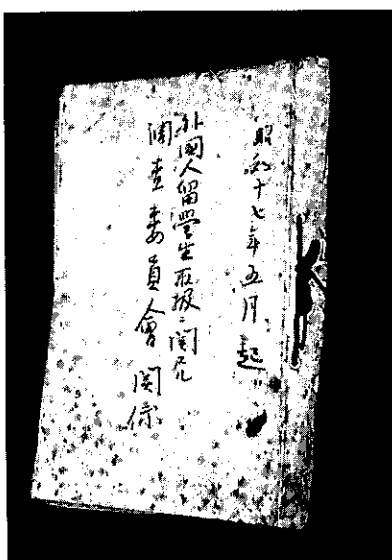


写真2

簿冊『外国人留学生取扱二関スル調査委員会関係 昭和十七年五月起』
〈出典Ⅱ〉

田祥三文書の各簿冊（以下出典Ⅲ）、及びその他の簿冊から得たものである。出典Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに残されている資料の全てと、その他の簿冊から得てここに翻刻した関連資料を一覧にしたものが表二である。出典Ⅰ、Ⅲの簿冊には、同一資料で二部以上収められているものもあるが表には明示していない。出典Ⅰの表紙には当時の庶務課外事掛長橋爪の印が押されている。なお、出典Ⅲ中の文書には、内田祥三が個人的にメモを書込んだ物があるが、メモの有無は表には加えていない。

出典Ⅰ、Ⅱ、Ⅲには、委員会記事要旨、配付資料、関連資料が収められている。孔版タイプ印刷の記事要旨はいずれにも全回分あるが、孔版印刷の配付資料、委員会開催通知は共通ではない。配付資料、関連資料の中にはタイプで打たれ、どの程度配付されたかわからない文書もある。また、出典Ⅱには、委員会開催案内、記事要旨、配付資料、他大学への照会、聴取り調査の出席依頼、礼状等の各起草文書（原議）も残されている。それらは、この委員会の事務を担当していた庶務課で起草したものである。学生課等、庶務課以外から配付された文書の起草文書（原議）は残されていない。これらの資料の内、同内容の孔版印刷物、タイプ文書、起草文書がともに残っている場合は、孔版印刷物に基いて翻刻した。表二の備考欄中に示した作製部数は、出典Ⅱの原資料中にメモされたものからとった。実際の作製部数というよりは作製必要部数であろうか。

報告書の最終成文は、新たに印刷されなかったものと思われ、第十七回委員会で配付された報告書（案）印刷物は他の資料の倍の部

数作製され、修正加筆されたものがその後利用されたようである。実際、学部通則改正の際の起草資料として用いられたものも、十二月に委員会に提出された報告書（案）であった。但し、その点に關しては簿冊Ⅲ中にタイプで打った文書もあり、最終的にどのように処理されたかは今のところ明らかでない。

各資料を配列するにあたって配付資料の配付日は、議事要旨、及び配付物自体に配付日が書かれているもの以外は明らかではないので、配付資料は出典Ⅰ、Ⅱに綴じ込まれている位置に近い部分に入れたが、両簿冊でも異なっている場合もあるため、それらの配列は便宜的なものに過ぎない。

なお、この委員会の決定に基いて設置される外国学生指導委員会は、かなり活発な活動を展開している。その議事要旨の簿冊は、所在が不明で一部が内田文書中に確認できるのみであるが、戦争末期の留学生受入れ状況をうかがうことができるので、別の機会に紹介するつもりである。

謝辞

長大な本資料の翻刻掲載を御許可下さった原朗 東京大学史料室長（当時）に、また本資料の探索にあたって多大の便宜をはかって下さった東京大学史料室室員の鈴木敏行事務官（庶務部庶務課 広報掛）に誌上を借りて厚くお礼申し上げます。

付記 本研究は、平成元年度、及び二年度の科学研究費補助金（一

回数	内 容	資料翻刻番号 (☆を翻刻)	出典Ⅰ 『外国人留学生取扱二関スル調査委員会記録 昭和十七年五月』		出典Ⅱ 『外国人留学生取扱二関スル調査委員会 関係 昭和十七年五月起』			出典Ⅲ 内田文書			備 考
			孔 版 印 刷 物	タ イ プ 文 書	孔 版 印 刷 物	タ イ プ 文 書	起 案 文 書	孔 版 印 刷 物	タ イ プ 文 書	文 書 整 理 番 号	
第8回 7.21	記事要旨 中間報告案 台北高等学校卒業者の扱い(文部省令) 旅順高等学校卒業者の扱い(文部省令) 臨時措置トシテ決定ヲ要スルモノ 委員会開催通知	☆ ☆配付資料8-1 ☆参考資料8-1 ☆参考資料8-2 ☆配布資料8-2	○	○ ◎b7.21 ◎c7.20	○ ◎a7.21	○ ◎27.20◎b7.21	○		3-9	35部	
	中間報告書成文 評議会七月二十八日	☆ ☆関連資料1	○◎a7.24		○◎a7.24		○◎a7.24 ○		3-9 3-10	◎a7.21	
第9回 9.15	記事要旨 委員会延期通知(評議会の関係上) 右期日変更通知	☆	○		○ ◎9.5	○ ○ ◎39.17◎9.12	○		3-10	35部	
第10回 10.6	記事要旨 各大学の留学生受入れ制度 委員会開催通知	☆ ☆配付資料10-1	○◎b10.13 ○		◎b10.13	○ ◎310.2	○◎b10.13		3-10	35部	
第11回 10.13	記事要旨 学部通則第三十六条～第四十七条 委員会開催通知	☆ ☆参考資料11-1	○◎a11.26		○◎a11.26	○ ◎310.9	○◎a11.26		3-10	35部	
第12回 10.27	記事要旨 委員会開催通知	☆	○		○	○ ◎310.23	○		3-10		
第13回 11.17	記事要旨 委員会の目的 会議経過概要(至第十二回) 協議決定事項一覧 委員会開催通知	☆ ☆配付資料13-1 ☆配付資料13-2 ☆配付資料13-3	○◎b11.24 ○◎a11.13 ○ ○◎a11.16	○◎b11.24 ○◎a11.13 ○ ○◎a11.16	○◎c11.24 ○◎d11.13 ○ ○ ◎311.13	○◎b11.24 ○◎a11.13 ○ ○◎a11.16		3-10 3-10 3-10	35部		
第14回 11.24	記事要旨 委員会開催通知	☆	○◎c11.30		○◎b11.30	○ ◎311.20	○◎d12.1		3-11	35部	
第15回 12.1	記事要旨 留学生指導機関(案) 委員会開催通知 委員会変更通知(横爪・井口両委員に送付、他は電話連絡)	☆ ☆配付資料15-1	○◎a12.15 ○	○◎a12.15 ○	○ ○ ◎311.26 ○ ◎311.30	○◎a12.15		3-11			
第16回 12.15	記事要旨 用語種類 東京帝国大学留学生指導委員会規程(案) 委員会開催通知	☆ ☆配付資料16-1 ☆配付資料16-1	○◎b12.22 ○ ○	○◎b12.22 ○ ★ ◎312.12	○ ○ ○ ◎312.12	○◎b12.22 ○ ○		3-11 3-11 3-11	35部		
第17回 12.22	記事要旨 外国人留学生取扱二関スル調査委員会報告書(案) 外国人留学生取扱二関スル調査委員会 協議決定事項(希望事項を含む) 評議会昭和十八年三月三十日 評議会昭和十八年四月廿七日 評議会昭和十八年五月十一日 評議会昭和十八年五月二十五日 東京帝国大学学部通則中改正案 東京帝国大学学部通則中改正 学部通則第二十八条(現行) 学部通則第五～七条(現行) 学部通則中改正案請 学部通則中改正認可 学部通則中改正の達 学部通則中改正二関スル件 東京帝国大学外国学生指導委員会規程 委員会開催通知	☆ ☆配付資料17-1 ☆関連資料17-1 ☆関連資料17-2 ☆関連資料17-3 ☆関連資料17-4 ☆別紙 ☆別紙 ☆参考資料17-1 ☆参考資料17-2 ☆関連資料17-5 ☆関連資料17-6 ☆関連資料17-7 ☆関連資料17-8 ☆関連資料17-9	○◎b12.28 ○◎a12.22	○ ○◎a12.22	○ ○◎c12.22	○ ○◎a12.22 ○ ○ ○ ○ ○◎c5.25 ○◎a5.25	○◎b12.22 ◎b12.22	3-11 3-11 3-12 3-12 3-12 3-12 3-12 3-12 3-12	35部 70部※ ※※ 審議日 可快日		

〈その他の出典〉○現行学部通則の出典は、『東京帝国大学一覽』(昭和十七年度)、昭和十八年九月二十日、東京帝国大学
◎関連資料17-1-8の出典は、庶務部庶務課公文書綴『諸規則制定関係』(昭和十八年)
◎関連資料17-9の出典は、庶務部庶務課公文書綴『昭和十六年以降 官制諸規程等改廃調 教務掛』

表二 資料の所在と出典

出典Ⅰ『外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記録 昭和十七年五月』、出典Ⅱ『外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会関係 昭和十七年五月起』、出典Ⅲ内田文書(評議会)の簿冊に残されているものは、表中に○で示し、それ以外の資料に基づいて翻刻したものは、表の末尾に別途に出典を示した。日付に添えた○で囲んだ番号は、日付の意味を示すもので以下の様なことを意味している。

- | | | |
|-------------------|-----------------------|-----------------|
| ① 文書起草日 | ⑥ b 印刷日(日付印で記載) | ⑨ a 日付(孔版タイプ印刷) |
| ② 起案文書決裁日 | ⑥ c 印刷日(手書きで記載) | ⑨ b 日付(タイプで記載) |
| ③ 起案文面上の発送日付 | ⑦ 起案文書完結日 | ⑨ c 日付(手書きで記載) |
| ④ 実際の送達日、又は実際の送付日 | ⑧ a 委員会での審議日(孔版タイプ印刷) | ⑨ d 日付(日付印で記載) |
| ⑤ 印刷文面上の発送日付 | ⑧ b 委員会での審議日(タイプで記載) | |
| ⑥ a 印刷日(孔版タイプ印刷) | ⑧ c 委員会での審議日(手書きで記載) | |

配付資料の配付日は、議事要旨、及び配付物自体に配付日が書かれているもの以外は、三つの簿冊に綴り込まれている部分などからの推定である。備考欄に記入した部数は、起案文書に鉛筆で記入されている部数である。作成部数と見てよいであろう。

*は、孔版手書き印刷物、他の孔版印刷物はすべて孔版タイプ印刷。★は、出典Ⅱにおいては、最終報告書案の起案に使用したものが残されている。※のタイプ文書の一部と**のタイプ文書とは同じもの。

回数	内 容	資料翻刻番号 (☆を翻刻)	出典Ⅰ 『外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記録 昭和十七年五月』		出典Ⅱ 『外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会 関係 昭和十七年五月起』			出典Ⅲ 内田文書			備 考
			孔 版 印 刷 物	タ イ プ 文 書	孔 版 印 刷 物	タ イ プ 文 書	起 案 文 書	孔 版 印 刷 物	タ イ プ 文 書	文 書 整理 番号	
	委員並幹事氏名(総長名書込みなし) 同上(総長名書込みあり) 座席表	☆ ☆		○		○ ○					
第1回 5.26	記事要旨 評議会三月三日 評議会四月七日 評議会五月五日 評議会七月十四日 委員会来席依頼 他大学宛て資料請求 委員会開催通知 第一回記事要旨発送別書き	☆ ☆関連資料1-1 ☆関連資料1-2 ☆関連資料1-3 ☆関連資料1-4 ☆関連資料1-5 ☆関連資料1-6	○ ○		○		○ ○ ○ ○				3-9 3-9 3-9 3-9
第2回 6.9	記事要旨 外国人留学生ニ関スル件 第一高等学校特設高等科卒業者の扱い(文部省令) 東亜学校高等科卒業者の扱い(文部省令) 委員会来席礼状 委員会開催通知	☆ ☆関連資料2-1 ☆参考資料2-1 ☆参考資料2-2 ☆関連資料2-2	○ ○	○c6.17	○		○ ○				3-9 3-9
第3回 6.17	記事要旨 文部省直轄学校外国人特別入学規程 学習院高等科卒業者の扱い(文部省令) 学部通則第七十七条 委員会開催通知 委員会議題通知(後から追加発送)	☆ ☆配付資料3-1 ☆参考資料3-1 ☆参考資料3-2	○ ○		○		○ ○				3-9
第4回 6.23	記事要旨 第一高等学校特設高等科及び東亜学校高等科関係 外国人留学生生徒数調(東京帝国大学) 委員会開催通知	☆ ☆配付資料4-1 ☆配付資料4-2	○ ○		○		○ ○				3-9
第5回 6.30	記事要旨 委員会開催通知	☆	○		○		○				3-9
第6回 7.7	記事要旨 第七十八条案 学部通則第五十五条 委員会開催通知	☆ ☆配付資料6-1 ☆参考資料6-1	○ ○		○		○				3-9
第7回 7.14	記事要旨 大学院研究證書案 大学院 大学令第三条 専攻生ニ関スル件 選科及聴講生ニ関スル件 委員会開催通知	☆ ☆別紙 ☆配付資料7-1 ☆参考資料7-1 ☆配付資料7-2 ☆配付資料7-3	○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○				3-9

般研究C)を受けた「入学試験の制度及び試験問題の分析に基づく近代日本の学力の歴史的研究」(研究代表者稲垣忠彦)の一環として行ったものである。

註

(1) 東京大学百年史編集委員会(編)『東京大学百年史』(以下百年史と略す) 通史一、一九八五年、東京大学

(2) この時の改正(昭和二十一年十一月十九日評議会可決、同年十二月二十五日本文部大臣許可(但し受領は二十二年三月十四日)、同年十二月二十五日付「本学一般」宛て達(但し発送は二十二年二月二十六日))は、『東京大学百年史』資料二に収録されていないので、改正の達案(昭和二十一年東大達第二号、三月二十五日決裁)、及び「改正理由」を掲げる。出典は東京大学本部事務局庶務部庶務課文書綴「諸規則制定関係 昭和二十一年度」である。

達案

本学一般

本学学部通則中別紙の通改正する。

昭和二十一年十二月二十五日

総長

〔別紙〕

東京帝国大学学部通則中改正

第八十一条第二項中「第八十九条」を「第九十条」に改める。

第八十三条乃至第八十六条を次のように改める。

〔第八十三条 外国学生ハ定員外トナスコトヲ得

第八十四条 学部学生トシテ入学ヲ出願シ得ル者ハ左ノ如シ

一 高等学校高等科及学智院高等科ヲ卒ヘタル者又ハ高等学校高等科

以上二相当スル学校ヲ卒業シ若シクハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者

二 高等学校高等科以上二相当スル外国ノ学校ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者

第八十五条 前条第一号ニ該当スル者ハ第七条第一項ノ試験ニ依リ銜ス

第八十六条 第八十四条第二号ニ該当スル者ハ各学部ニ於テ履歴、人物、健康等ニ関シテ銜スル外当該学部ニ於ケル修学ニ必要ナル日本語及学力ニ就キ筆記、口述、其ノ他適當ナル方法ニ依リ銜術ヲ行フ

第八十八条として

「学部学生以外ノ学生トシテ出願シタル者ニシテ日本ノ学校ヲ卒業セザル者ニ付キテハ第八十六条ノ規定ヲ準用ス」を加へ

旧第八十八条を第八十九条とし以下順次繰下げる。

附則

本改正は昭和二十一年十月一日より之を適用する。

また、「改正理由」は同じ簿冊に次のように記録されている。

改正理由

終戦後内外情勢の変化に鑑み外国学生指導方針に修正の要を生じたるため改正せんとするものである。

(3) 所澤潤「東京大学における昭和二十年(一九四五年)以前の女子入学に関する史料」『東京大学史紀要』第九号(本誌、本号)、東京大学史料室

(4) 前掲(2)

(5) 百年史、部局史一、二五四頁及び二五六頁の記述によると、法学部においては高等学校文科卒業生、陸海軍関係学校卒業生、女子その他諸学校卒業生などにそれぞれ入学者の人数枠を設けており、同等には扱っていない。

二、資料

凡例

1. 資料の収録にあたっては、できる限り資料の原型をとどめるように留意したが、以下の点について改めた。
 2. 各資料の前に付けた◎及び太字の表題は、その内容、形式に即して適宜解題者が付したものである。
 3. 漢字は原意を損わない限り、常用漢字体のあるものは常用漢字体に改めた。
 4. 原文は殆どが孔版タイプ刷り資料で、割付けには職人芸といふべき配慮がなされているが、翻刻には活かせていない。また、原文のタイプ文字には半角漢数字が用いられている部分があるがそれも活かせていない。改行における空行の挿入は、各回の記録で不統一なので、読みやすい程度に適宜取捨選択して活かすようにした。
 5. 各資料に加えられている修正を表すために以下のように挿入部分と削除部分を表す。

文書に挿入されたを示すために【】へく「」へく「」を用いた。
なお、「」は、原文書中に用いられている記号である。その区別は次の通り。

【】…委員会等の会議の決定に基づいて改められた部分。繰返して改められる部分では【】を二重にした。配付印刷物に書かれた規則に対する修正は、その印刷物に直接書加えた。しかし、記事要旨に関しては、記事要旨自体に対して訂正が加えられたものだけを記入し、そこに書かれた内容に対してする修正は記入していない。改められた結果、新たに改行が生れるときは【】を挿入した。
 6. 委員会、評議会決定による削除部分については文字を二本の線で消した。それ以外の削除部分は一本の線で消したが、関連資料一―五中の一箇所だけ消される部分が判読できなくなるため傍線で代用した。一本線で消した部分は、その附近の対応する括弧の形状がその経緯を示す。
 7. 二本線で引いた訂正がどの段階で加えられたものかを、各資料の冒頭に◇を付して示した。
 8. 表が数頁に跨がっているの部分については、簿冊袋綴じ折返しのため中央余白と、綴じ代の部分を明記した。
 9. 長い註記を付す場合は、資料の前、又は後に*の下に示した。本文中の該当する部分を示す必要があれば、本文中に*を付した。
 10. 区切りを示す縦線は、翻刻者が見やすくするために加えたものである。
- 「」…解題者が補って書加えた部分、解題者による簡単な註記、あるいは誤記訂正。原文中の通常とは異なる用字には「ママ」と傍註した。
- 《》…議事録に明示がないにもかかわらず、配付文書が訂正後に再度印刷配付された際には書加えられている部分。但し、起案文書がある場合、起案文書には書加えられている。
- 「」…起案文書に正しく書かれているにもかかわらず、起案文書と違って印刷されてしまったために訂正して書加えられた部分。但し第五回記事要旨は、印刷後に印刷文書だけでなく起案文書にも訂正が加えられたと見られる。

原文書にはない。

11. 配付資料の配付日は、記事要旨、又は配付物自体に配付日が書かれて
いるもの以外ははっきりしない。はっきりしないものは、出典Ⅰ、Ⅱに
綴じ込まれている部分に近い位置に入れた。※の下には、配付資料の配
付日、あるいはそれが不明であることを記した。

12. 公印は㊦とし、私印は㊧とした。私印の下にある「」は、印中の文
字である。

13. 起案文書に関しては、起案書式が罫紙に印刷されているので、文書番
号、日付、印等の定型部分については、次のように番号をふって整理し
て示した。①文書番号又は達番号②決裁日③校合者④発送日と担当者⑤
完結日⑥取扱者⑦起案日⑧印（課が分れるところで／を入れた）

14. 東京（帝國）大学本部事務局が、外部、あるいは学内部局から受領し
た文書については、受領者において到達後に押印され、あるいは註記さ
れた部分がある。それらは、各資料の末尾に一括し、▼の下に掲げた。
註記は表現の決まった印を押し、その一部に日付、番号等を書込んであ
る場合が多いが、註記を翻刻する際には原則として印と手書きの区別は
しなかった。

15. 受領文書に押された㊦の順序は、組織の構造に従って上位の者から先
に掲げ、課の変るところで／を入れた。ここでの翻刻中には、二つの課
が同位で並列に並ぶ場合があるが、その場合原文書の右側にある課から
先に掲げた。押印者の組織上の役職名が示されていない㊦については、
数名が押印している場合、「」内に全員の名を列挙した。

16. 東京（帝國）大学本部事務局で起案された文書において、註記のある
ものについては、各資料の末尾に▽の下に掲げた。

17. 委員会記事要旨傍頭右下に記入されている日付は印刷日と思われる。
第二回委員会記事要旨の出典Ⅰのものでは右下に「印刷」と明記されて

いる。また、第十一回委員会記事要旨の起案文書傍頭右下に「日付ト頁
ヲツケルコト」と鉛筆で書込みがあるからである。ただし、第十四回委
員会記事要旨の場合は出典により、日付に違いがあるので、別な意味が
含まれていることも考えられる。

18. 原文は新しい段落の始まりが一字下げとなっていないため、翻刻で改
段部分が行末に来た場合には、末尾に記号◀を付した。

◎委員並幹事氏名

外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会委員並幹事氏名

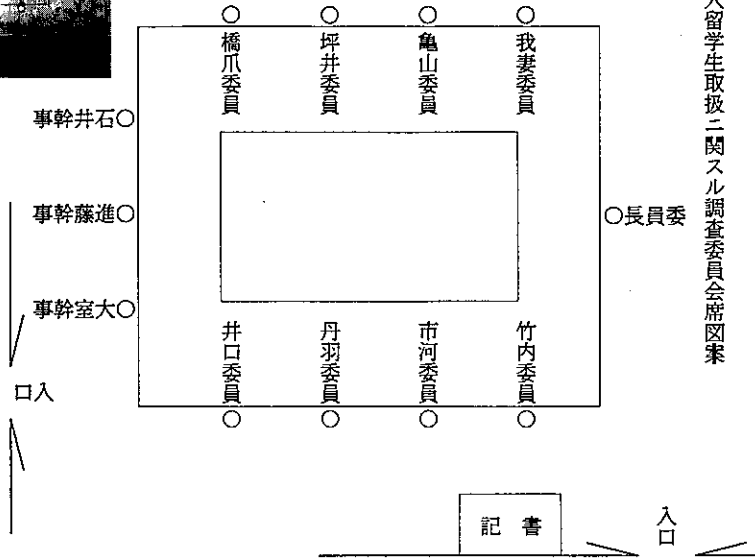
〈総長〉

委員長	竹内	松次郎	(医学部)
委員	我妻	栄	(法学部)
〃	龜山	直人	(第一工学部)
〃	市河	三喜	(文学部)
〃	坪井	誠太郎	(理学部)
〃	丹羽	▲ [▲] ▲ _三	(農学部)
〃	橋爪	明男	(経済学部)
〃	井口	常雄	(第二工学部)
幹事	石井	▲ [▲] ▲ _三	(庶務課)
〃	進藤	小一郎	(会計課)
〃	大室	貞一郎	(学生課)

*「総長」の部分は、出典Ⅱ中、第六回記録と第七回記録の間にある資料に、
後から手書きで記入されている。
**出典Ⅱ中の総長名なしの方の資料(簿冊末尾)においてこの訂正が加えら
れている。

◎ 座席表

外国人留学生取扱二関スル調査委員会席図案



◎ 第一回記事要旨 五月十六日

◇ 第三回委員会の決定により訂正

第一回外国人留学生取扱二関スル調査委員会記事要旨

一、日 時 昭和十七年五月二十六日(火) 午后三時開会
 午後五時閉会

一、会 場 大講堂南側控室

一、出席者

平賀 総長

竹内委員長

委員 我妻、龜山、市河、坪井、丹羽、井口

幹事 石井、進藤、大室

一、議事二入ルニ先子総長ヨリ従来大学制度調査委員会、評議會等ニ於テ問題トナリタル外国人留学生ニシテ高等学校ヲ經テ正式ニ入学スル者ニ對シテハ問題ナキモ其他ノ者ニ對シ即チ定員外トシテ入学セシムル等適當ナル考慮ヲ払フ要アリヤヲ認ム、而シテ特別ニ入学セシムルトセハ入学資格、選抜方法、在学中ノ指導方法、卒業後ノ問題等本学ニ於ケル取扱方針ヲ統一スル要アリ之ガ調査研究ヲ行フ為メ本委員会ヲ設置シタル旨ノ説明アリタリ、次デ総長ヨリ委員長ノ選定方提案アリ前例ニ倣ヒ年長者タル竹内委員長トナル

次ニ竹内委員長ヨリ挨拶アリテ議事ニ入ル

一、外国人留学生入学ニ関スル件

委員長ヨリ本件ニ關シ諮ラレ各委員ヨリ各学部ニ於ケル従来ノ取扱振り並ニ種々意見ノ開陳アリ結局入学セシムルコトニハ異議ナク之ガ取扱ニ關シ更ニ調査研究スルコトトシ本問題ニ直接關係アル外国留学生指導機關タル國際学友会、滿洲国留(日)学生会及日華学会ヨリ責任者ヲ招致シ次回ニ

意見ヲ聴取スルコトトナル

- 一、綜合大学及官公立大学ニ於ケル外国人留学生取扱規程ニ関スル件
- 各綜合大学及官公立大学ニ於ケル外国人留学生ノ取扱ニ関スル規程等ヲ蒐集ノ上本会ノ參考ニ資スルコトトナル

次回ハ來ル六月九日(火)午後三時開催スルコトトナル

◎ 関連資料一—— 評議會昭和十七年三月三日記事要旨

*評議會は帝国大学令に基づき、各学部長及び各学部の教授二人以内を以て構成されていた。従つて以下の資料中の学部長はすべて評議會構成員である。

- 一、東亜共栄圏諸国学生ノ本学入学希望者取扱ニ関スル件
 - 森「莊三郎」氏「経済学部長」ヨリ從來外国人ノ入学志望者ニ対シテハ高校卒業者ヲ收容シキレザル關係上制限セラレタルモ、今日トシテハ進ンデコレ等ヲ指導スベキヲ当然ト考ヘラレ、今少シク自由ニ取扱ヒタシ、教授会ニ於テモ本学ノ之ニ対スル意嚮、空気が知リタキ希望モアリ如何トノ質疑アリ、総長「平賀讓」ヨリ本件ハ国際学友会ニ於テモ真剣ニ考ヘ居ル問題ナリ、入学ハ寛大ニ出來ルモ卒業(学士)ヲ如何ニスルカガ問題ナリ、其ノ点考慮ノ余地アル旨ヲ述ベラレ、各々ヨリ從來ノ実情、試案、希望等ニ就キ夫々意見ノ開陳アリ、総長ヨリ本件ハ学部ノ取扱ガ区々ニ巨ルコトハ困ルコトナレバ一応学部教授会ニ於テモ研究願ヒ模様ニヨリテハ委員會ヲ設ケテ具體的ニ研究致シタキニツキ四月上旬頃迄ニニ学部ノ意嚮ヲ取纏メラレタキ旨述ヘラレ、以上ヲ以テ閉会ス。

◎ 関連資料一—— 評議會四月七日記事要旨

「……略……」次デ総長ヨリ外国人学生入学ノ件各学部ニ於テ至急決定セラレ

タキ旨述ベラレタル後本日ノ議題ノ審議ニ入ル

◎ 関連資料一—— 評議會五月五日記事要旨

- 一、外国人ノ入学及卒業ニ関スル件

先ツ総長ヨリ各学部教授会ノ意嚮ノ報告ヲ求めラレ

末広「殿太郎」氏「法学部長」 具体的ナル点ニハ触レザリシモ本問題ハ

重要ナル事項ニツキ各学部ト歩調ヲ一ニシ本部ニ於テ委員會ヲ設ケ適切ナル対策ヲ得レバ結構ナリ。

高橋「明」氏「医学部長」 医学部トシテハ困難ナル事情アルモ国策上必要トアラバ已ムヲ得ズ、原則トシテハ高等学校卒業者ヨリ厳選シ少数ノ

入学ヲ許スコト、卒業後直ニ医師ヲ開業スル關係モアリ日本語ニ堪能ナルコトヲ要ス又今日迄ニ指導ノ上卒業セシメシ中華民國留学生中却ツテ

日本ニ対シ悪感情ヲ持ツ例アリ、カ、ル点ニモ充分留意シ指導機關ヲ設ケル等適切ナル方法ヲ講ジタシ。

内田「祥三」氏「第一工学部長」 從來外国人学生ヲ世話シ却ツテ反感ヲ持タレシコト、就職ノ処置ニ困リタルコト、思想的ニ困リシ学生ヲ出シ

タルコト等苦キ経験アリ、時節柄出來得ルダケ好意ヲ以テ考慮シタキモ調査ニ慎重ヲ期シ厳選スル要アリ。

今井「登志喜」氏「文学部長」 外国人(大部分ハ中華民國人)ハ殆んど

大学院へ入学シ本科へ入学セル学生ハ極メテ僅カニシテ問題ナカリシモ入学資格ハ各学部共通ニテ進ミタシ、要スルニ大学院学生トシテモ本科

生トシテモ各学部ヨリ構成セル委員會ヲ設ケ之ヲ取扱ヲ審議決定シ其ノ原則ニ依リタシ。

寺沢「寛一」氏「理学部長」 判然トシタル結論ハ得居ラザルモ、總括スレバ予備的知識ノ点ニ於テ充分考慮スベキ要アリ、寧ろ卒業生ヲ其ノ國

二派遣シテ教育スル方ヨカラムトノ議モアリ、入学ヲ許スニシテモ相当予備の知識ニツキ厳選シ又一面思想的見地ヨリモ考ヘザル可ラズ。内地ノ学生ヲ教育スル上ニ於テモ設備不十分ナルニ其ノ上外国人学生ヲ收容スルコトトセバソノ影響スルトコロ大キク、又相当設備ノ充塞ヲ図ラザレバ事實上困難ナリトノ議アリ学部トシテノ意見ハ決定セズ到底纏マラザルモノト考フ。

三浦「伊八郎」氏「農学部長」 出来得レバ正式ニ高等学校ヲ經テ米ルコト、少クトモ聴講ニ差支無キ程度ノ日本語ヲ解スルコトヲ要ス。学科ニヨリ多少ノ相違アリ、実験ヲ主トスル学科ハ高等学校卒業者ヲ正式ニ收容スル以外絶対ニ困難ナルモ、講義ノミノ学科ハ定員外トシテ考フルモ可ナリ。具体的ニ決定スル必要アラバ委員会ヲ設ケ検討サレタシ。余リニ便宜ヲ与ヘ正式ニ高等学校ヲ經テ入学シ卒業セシ者ヨリノ不平ヲ聞キシコトモアリ準備ヲ十分ニシテ後入レタシ。

森「莊三郎」氏「経済学部長」 精神的ニハナルベク便宜ヲ与ヘタキモ、日本語ニ堪能ニシテ聴講ニ差支無キ程度ノ者タルコト、人物、学問ノ点ニ於テモ立派ナル者タルコトヲ条件トシテ厳選ノ上入学セシムルコト。
井口「常雄」氏「第二工学部評議員」 第二工学部ニ於テハ学部長「瀬藤象」ニ病氣ノ為未ダ最後ノ結論ニハ至ラザルモ殆ンド以上各学部ノ御報告ノ通りナリ。但シ第二工学部ハ目下ノ特殊事情ニヨリ当分ノ間ハ入学セシメ得ザルベシ。東京工業大学ニ於テ特設予備部ヲ經テ入学セル者ニシテ猶成績面白カラザル実情ニ徴スルモ、予備知識ノ点ニ於テ相当留意ヲ要スベク又下宿ノ問題、卒業後ノ就職ノ問題等之ガ処置ニモ相当困難ヲ伴フベシ、実行スル場合ハ本部ニ於テ委員会ヲツクリ之等ノ対策ヲ樹テ充分考究シタル上ト致シ度シ。

以上夫々報告アリ。総長ヨリ以上報告ノ通りナルモ要スルニ高等学校ヲ經テ正式ニ入学シ卒業スル者ハ問題ナキモ右以外ノ者ノ入学及卒業ニ対シ日本人ヨリ

多少手心ヲ加エルヤ否ヤノ問題ナリ、大学院ヘノ取扱ハカナリ自由ナル実情ニアリ、外国人学生ノ取扱ニ関シテハ未ダ文部省ヨリ何等ノ交渉ヲ受ケ居ラザルモ早晚何等カ申越スコトモ予想セラル、此ノ際委員会ヲ構成シテ検討スルコトトシテハ如何、ト各位ノ意見ヲ求メラレ、馬場「敬治」氏「経済学部評議員」ヨリ眞ニ大学制度臨時審査委員会ニ於テモ審議サレタル問題ナルヲ以テ此ノ際其ノ委員会ノ決議（決議「外国学生取扱ニ関シテハ各学部ニ於ケルソノ方針ヲ統一シ、本学内ニ外国学生就学ノ世話ヲ図ル特殊機關ノ設立ヲ希望ス」、説明「前略」）之ノ統一ノ方法トシテハ、各学部ノ教授ヨリ成ル顧問機關、例ヘバ委員会ノ如キヲ設置シ、尚現在ノ庶務課ニ於ケル外事掛ヲ強化スルコトヲ便宜トシ委員会ヲ構成シ選抜方法、卒業ノ取扱方法、在学中ノ指導方法等モ關聯シ且ツ大学院ヘノ入学ニ関シテモ併せて研究スルコトニ決定ス。委員ハ差当リ各学部一名、委員会ニ於テ必要アラバ其ノ際考フルコトトシ、学部長ニ於テ至急銓衡ノ上推薦スルコトトナル。

◎ 関連資料一—四 評議會七月十四日記事要旨

一、報告其ノ他

〔……略……〕

口、外国人留学生ノ取扱ニ関スル調査委員会委員ノ件

総長ヨリ本委員会委員長以下委員夫々委嘱セル旨報告アリ。

◎ 関連資料一—五 委員会来席依頼

- ① 東庶第一、一六五号、② 決裁五月三十日、③ 校舎④ 「向手」、④ 発送六月一日⑤ 「向手」、⑤ 完結日空欄、⑥ 取扱者空欄、⑦ 起案昭和十七年五月二十九日、⑧ 庶務課長⑨ 「石井」、外事掛長⑩ 「橋爪」、⑪ 「佐藤」

案

拜啓益々御清祥之段奉賀候陳者来ル六月九日午後三時ヨリ於
学構内懷徳館〆本学第二回外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会開催セラレ候
就申へテハ先般御内諾ヲ得置キ候通り〆其席上貴会ニ於ケルへテ平素〆外国人
留学生ノ入学へ〆補導及取扱へ其他〆ニ関シ平素御軍意へ氣附キ〆ノ諸点
へ概要〆拜聴致度御多忙中恐縮ニ候得共右指導致事へ御諒承ノ上可然方御一名〆
御へ光〆来席相煩度此段及依頼候
年月日
庶務課長 敬具

庶務課長

日華学会

満洲へ国へ留日学生会

国際学友会

宛

「末尾に「懷徳館ノ地図ヲ添付ノコト」と赤鉛筆にて註記あり」

◎関連資料一六 他大学宛て資料請求

- ① 大底第一、二八一号、② 決裁日空欄、③ 校合④ 「向手」、④ 發送六月三日⑤ 「向手」、⑤ 完結六月三日、⑥ 取扱者空欄、⑦ 起案昭和十七年五月三十日、⑧ 庶務課長⑨ 「石井」、事務官「印なし」、外事掛長⑩ 「橋爪」、⑪ 「佐藤」

案

拜啓益々御清祥之段奉賀候陳者今固本学ニ於ケル在来ノ外国人留学生ノ入学取扱
手續ニ對シテ一層ノ便宜相計度考慮中ニ有テ候就申へ留学生取扱ノ参考資料トシ
テ〆貴学ニ於ケル外国人留学生ノ入学手續要項及其他ノ關係へ参考〆書類有テ候
律者御惠申テ預へ送相煩ハシ〆度此段及依頼候

年月日

庶務課長

京都帝国大学庶務課長

東北帝国大学

九州帝国大学

北海道帝国大学

大阪帝国大学

名古屋帝国大学

東京商科大学

神戸商業大学

新潟医科大学

岡山医科大学

千葉医科大学

金沢医科大学

長崎医科大学

熊本医科大学

東京工業大学

東京文理科大学

広島文理科大学

宛

*「祥」の字が消されて更に同じ「祥」の字が書かれている。

◎第二回記事要旨 六月九日

〔六月十七日印刷〕

第二回外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記事要旨

一、日時 昭和十七年六月九日（火） 午后三時開会
午後六時閉会

一、会場 懷徳館控室

一、出席者

平賀総長

竹内委員長

委員 我妻、龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口

幹事 石井、進藤、大室

招待者

国際学友会主事 金沢謙氏 満洲国留日学生会理事長
吉米地四樓氏 日華学会教育部長 近沢道元氏

先ツ、委員長ヨリ、前回ノ申合せニ基キテ招待シ、本日本会ニ出席セラレタル
国際学友会金沢主事、満洲国留日学生会吉米地理事長、日華学会近沢教育部長
ノ三氏ヲ紹介シ、右三氏ヨリ、夫々大要左記ノ如キ、留学生取扱状況ノ説明並
ニ意見ノ開陳アリタリ。

(イ) 満洲国留日学生会理事長吉米地氏

満洲国ニ於テハ、建国学制制定以來、其ノ教育方針トシテ、小学校ヨリ大
学ニ至ル迄ノ全部ヲ国民学校トシ、国民ヲ造クルコトニ重点ヲ置キ、修業
年限ハ小学校六年、中学校四年（日本ノ中学三年程度）、大学三年（専門
学校程度）トシ、合計十三ヶ年ニシテ学校生活ヲ終ルコト、ナシ、日本の
教育ヲ施シツ、アリ。而シテ中学校ニアリテハ、従来ノ英語ノ授業時数ヲ
削減シ、日本語六時間英語三時間ニ改メタル結果、本年日本ニ留学シタル
者ハ、講義ノ八割程度ヲ理解出来得ル状態ニアリ、今後日本語ニ関スル限
リ問題ナカランモ、英語ニ関シテハ極メテ困難ヲ来ス眞レアリ。中学校卒
業者ノ学力ノ程度ハ、数学、物理、化学、其他、大体日本ノ中学三年程度
ニ当リ、将来モコノ程度ノ学力トナルベキヲ以テ、日本ヘノ留学ヲ志望ス
ル者ノ為ニ、修業年限一ヶ年ノ予備校ヲ新京ニ設ケ、学力ノ補充ニ努メ
ツ、アリシモ、尚十分ナラザル故、中学卒業者ヲ日本ニ留学セシムル場合
ニハ、日本ノ地方ノ中学三年ニ編入シテ勉強セシムルカ、現在ノ予備校ヲ
日本ニ移スカ、予備校ヲ現在ノ儘トシ、中華民國ニ準シテ東亞学校ノ如キ
モノヲ設置スルカ、之レガ是正ニ関シテハ目下当局ト交渉中ニ屬ス。而シ
テ留学生ノミヲ收容シテ、日本人ト別個ニ教育スル第一高等学校特設ヲ

〈高等〉科ニ関シテハ、率直ニ之レガ廃止ヲ希望ス。而シテ満洲国出身ノ
留学生モ之ニ同意ヲ表シ居ル狀況ナリ。

日本ヘノ留学生ハ現在一、二〇〇名ニ達シ、内東京在住者八五〇名（男七
〇〇名女一五〇名）ニシテ、留日学生会ニ收容セル者一四五名、アパート
居住四〇〇名、其他三〇五名ナリ。

留学生ニ対シテハ、従来八ヶ岳ニ道場ヲ設クル等、極力修練ニ努メ来リタ
ルモ、今後ハコノ修練ヲ止メ、学校ニ於ケル学校ノ指導ニ依ルコトトセリ。
尚学校ニ於テハ日本ノ良キ友人ヲ得難ク、コノ点甚ダ遺憾トスル所ナリ。

(ロ) 日華学会教育部長近沢氏

日華学会ハ東亞学校ヲ経営シ、中華民國留学生ニ対シテ主トシテ日本語ヲ
教授シ、又諸種ノ學術ヲ修得セントスル者ノ為メニ予備教育ヲ施シツツア
リ。而シテ東亞学校ニハ正科及高等科ヲ置キ、各ノ修業年限ハ正科一年、
高等科三年トス。正科ハ日本語ヲ教授スルコトヲ主体トシ、日本ノ中学校
三年乃至四年程度ノ読、書、理解ガ出来得ルヤウ指導ヲナシツツアリ。修
了者中一流ノモノハ第一高等学校ヘ、二流ノモノハ高等科ヘ、三流ノモノ
ハ其他ヘ入学スルノ実情ナリ。高等科ニ於テハ最近高等学校規程ニ準拠シ
テ学科目ヲ改善シ、教授ヲ専任トスル等、留学生ノ学力ノ向上ニ努力シツ
ツアリ。二、三年後ニハ相当ノ成果ヲ得ラルルナラント信ス。

尚日華学会ニ於テハ、寄宿舎ヲ設置シ、東亞学校ノ生徒ヲ専ラ收容シ、日
本的生活様式ニ馴致セシムルコトヲ勵ム居レリ。本年四月三十日現在ニ於
ケル、日華学会ヲ經由シテ大学其他ノ学校ニ入学志願シタル留学生ハ、男
六一〇名、女六一一名ニ達シ、内入学シタル者、男一〇五名、女三四名ナリ。◀
日華学会ニ於テハ中国留学生ノ入学ノ斡旋、指導ヲ為シ来リタルガ、東京
帝国大学ハ門戸ヲ閉シテ入学セシメザル形ナルヲ以テ、止ムヲ得ス早稲田
明治、法政等ノ私立大学ニ入学スルノ実情ニ在リ。今後ハ留学生ニ対シ、
満洲国同様、適當ノ制限ヲ加ヘ、徹底的ニ指導教育スベキヲ期ス。依ツテ、

優秀ナル者ニ対シテハ、東京帝国大学ニ於テモ、出来得ル限り門戸ヲ開カレタク、而シテ入学ニ際シテハ、或程度ノ試験ヲ課セラルルコトハ勿論当然ナラム。而シテ、聴講生ナル名目ハ之ヲ廢止シ、選科生或ハ特別入学者ト為シ、定員外トシテ入学セシメラレ、修学三年後ニ於テ試験ヲ施行シ、合格者ニハ学士号ヲ与ヘラレタシ。尚中国ニ於ケル大学ヲ卒業シ来リタル者ノ入学ニ対シテハ、特別ノ取扱ヲ願ヒタシ。

(イ) 国際学友会主事金沢氏

国際学友会ハ、昭和十年末外務省ノ斡旋ノ下ニ創立以來、滿洲国及ビ中華民国ヲ除ク諸外国留学生ニ対シテ、宿舍、其他日常生活上必要ナル諸般ノ便宜ト、日本語ノ学習、並ニ本邦諸学校入学ノ斡旋等、勉学上適切ナル援助ヲ供与スルト共ニ、其指導啓発ニ必要ナル各種ノ事業ヲ行ヒツ、アリ。其後更ニ進ンデ、交換学生、招致学生ニ関スル斡旋ヲモ行ヒ、学生ヲ通ジテノ國際關係融和ニ資スルコトトセリ。而シテ交換学生ハ、独、伊、ポーランド等、又招致学生ハ南米ヲ主トセリ。留学生ハ滿洲事變後多數ニ上リタル処、昨年八月頃ヨリ僑居スル者増加シ、殊ニ英國政府ヨリ同国民ヘノ引上勸告モアリ、特ニ我國ト米英トノ戰爭開始以來、殆ドタイ國人(男一〇〇名女三〇名)ノミガ主トナリタリ。留学生ハ全部寄宿舎ニ收容シツツアルモ、各国各人各様ナルヲ以テ、殆ンド凡テ個人教授ニヨリ、小学校一、二年程度ノ日本語ヲ教ヘ、新聞ヲ拾ヒ讀ミ出来得ル程度ニナリタルトキ、之ヲ専門学校ニ入学セシメツツアリ。本年度入学シタル留学生ハ約二〇名ニシテ、今後コノ儘ニナシ置クナラバ、当分ハ便船ノ關係モアリ、渡来スル者ノ減少スル可能性アリ。依ツテ、共榮圈ノ現地指導者ニ積極的ニ働キカケ、留日修学ノ上帰國後、各当該國ニ於テ指導的地位ニ立チ得ヘキ者ヲ招致シ、一貫シテ共榮圈ノ指導者ヲ造クルコトニ向ヒ努力シツツアリ。

次ニ、懇談ニ入り、滿洲国留日学生会理事長、日華学会教育部長、國際学友会主事ト委員トノ間ニ、種々質疑応答ノ後、委員長ヨリ本席ニ於テ發言セラレタル希望意見等ヲ十分参考ニ資シ、外国人留学生ノ本学入学ニ関スル調査研究ヲ進メタキ旨ノ挨拶アリタリ。

* 出典Iの資料にのみ鉛筆で記入されている。

* * * * * 「米」と「得」が重ね打ちされてしまっているが、起案文書では別個に書かれているので、それに従った。

◎ 参考資料二一 第一高等学校特設高等科卒業者の扱い(文部省令)

〔昭和九年十二月十八日文部省令第十一号〕

第一高等学校特設高等科卒業者ハ大学入学ノ關係ニ付テハ之ヲ高等学校高等科卒業者ト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎ 参考資料二二 東亜学校高等科卒業者の扱い(文部省令)

〔昭和十五年八月七日文部省令第三十五号〕

東亜学校高等科卒業者ハ大学入学ノ關係ニ付テハ之ヲ高等学校高等科卒業者ト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎ 関連資料二一 外国人留学生ニ関スル件

「工学部名のある用紙にタイプで打たれている。委員会には配付されていない」

外国人留學生ニ関スル件

〔龜山教授記〕

昨六月九日、此件ニ関スル委員會ニ於テ判明セル事情次ノ如シ

満洲國人

次ノ三種アリ。其内(イ)ガ最も多シ、他ハ今ノ処甚ダ少シ。

(イ)特設予科「特設高等科の誤」(一高ノミ)

(ロ)東亜学校ノ高等科、

之ハ中華民國人ガ主ニテ例外的ニ滿人アリ、

(ハ)給木大將(神宮司?)ノ大將)主宰ノ或会ノ世話ニテ中学時代ニ既ニ日本ノ

中学ニ入り、普通ノ日本人ト全ク同様ニシテ高等学校ニ入り大学ヘ進マ

ントスルモノ。且下高等学校ニ在学中ノモノアリ。

満洲國人ノ世話ヲスル人ノ話ニ依レバ右ノ内、(イ)ハ最良ノ成績ニテ、日本

人ニ伍シテ相当ノ成績ヲ収メ居レリ。(ロ)ハ在日ノ滿人留學生中、學生トシ

テハ劣等ノ方ナリ。

其故ハ次ノ如シ。特設予科「特設高等科の誤」ハ滿支ノ者ノミノ集合ニシ

テ日本人ト伍セズ、日本人トノ競争モナシ、然ルニ早大等ニ入レル滿人ハ

日本人ト全等ニテ随分シツカリヤルヲ要スレ共、特設予科「特設高等科の

誤」デハ此事ナク、先生モ日本人組ヲ教ヘル先生ト兼務ノ為、特設予科

「特設高等科の誤」ノ方ヘ来テハ熱心ガ足ヲ「ラの誤」ザル様ナリ。

龜山

意見

尚右ノ内、(イ)ハ全ク日本人ト制度上區別スルコトハ不可能カト思ハル。

中華民國人

日華学会ガ世話ヲナス。次ノ二種アリ。

〔東亜学校高等科。〕

中華民國學生ガ主、教授ハ專任、外國語ハ一ヶ國

昭和十八年九月ニ理科卒業生十七、八名アルベキ予定、但シ医学部志願者

多シ。

〔中華民國ノ大学ノ卒業生

○日本語ニ就テハ東亜学院ノ医科ニ於テ約一ヶ年ノ修業ヲシテ行クモノ多シ。◀

但シ一ヶ年トハ言ヘ支那ノ大学ノ学年ノ都合ニテ九月ニ来リ、二月頃マテ

日本語ヲ稽古スルモノ多シ。

○東亜学院ヲ経ズシテ大学ヘ志願スルモノモ少数アリ。

○大学ノ学部ヘ入学志願スルモノモ、

大学院ヘ志願スルモノモアリ。

日華学会ノ希望ハ、中華民國人デモ最後ニハ學士ニシテ實ヒ度シ

最初ハ特別入学デモ可ナレドモ、適當ナル時期ニ査定セラレ學士ニシテ實

ヒ度シトノ事。「聴講生」ト云フノガ最も希望セザル処ナリ。

査定ハ充分ニシテ實ヒ度シ

他ノ東亞人：：國際學友会ノ世話

大東亞戦後在留ノ主ナルモノハタイ國人ナリ。日本語ヲ一、二年教ヘテ、小

学校卒業位ノ読本ガ漸ク読ミ得ル程度。ソレニテ高等專門学校ヘ懇願シテ入

学サセテ貰フ。

更ニ進ンデ大学ヘ入学スルモノモ若干アリ。例高商ヲ卒業シテ九大經濟学部

ニ入レルモノモアリ。

又日本語学修ノ後、東大文学部等ニ入レル例アリ。

工学部ニハ未ダ例ナシ。

以上

*ペン書きで註記されている。

◎関連資料二―二 委員会来席礼状

①文書番号空欄「斜線」、②決裁日空欄、③校合④「向手」、④發送六月十三

日⑤「向手」、⑤完結日空欄、⑥取扱者空欄、⑦起案昭和十七年六月十二日、

◎庶務課長①「石井」、事務官「印なし」、掛長②「橋爪」、③「佐藤」

礼状案

拜啓益々御清祥之段奉賀候陳者過日ハ御多忙中ニモ不拘御来字被下外国人留學生取扱ニ関シ種々参考ト相成候へ有益ナル御高話拜聴致し相叶ヒ誠ニ有難ク御厚礼申上候尚今後共何分ノ御協力相煩度へ及御願申上候先小書面ヲ以テ御礼申上度如斯御座候

敬具

庶務課長

年月日

滿洲国留日学生会理事長 苔米地四樓

日華学会教育部長 近沢 道元

財団法人国際学友会主事 金沢 謹

宛

◎第三回記事要旨 六月十七日

第三回外国人留學生取扱ニ関スル調査委員会記事要旨

一、日時 昭和十七年六月十七日（水）自午後三時 至午後五時

一、会場 大講堂南側控室

一、出席者

平賀総長

竹内委員長

委員 我妻、市河、丹羽、橋爪、井口

幹事 石井、進藤、大室

議事ニ入ルニ先チ第一回委員会記事要旨中「前例ニ従ヒ」トアルハ誤ニ付抹殺スル旨石井幹事ヨリ申出アリテ抹殺セリ。

議題

一、外国人留學生入学資格ニ関スル件

外国人留學生中先ツ本科生ノ入学資格ニ付審議スルコトトナリ各委員ノ意見ニシテ大体一致条項左ノ如シ。

第一、高等学校（学習院高等科、第一高等学校特設科（高等）科及東亜学校高等科ヲ含ム、以下之ニ同ジ）ノ卒業者ニシテ日本人學生ト同一ノ入学試験ニ合格シタルモノヲ入学セシムルコトハ從前通りトス。◀前項ノ場合ニ於テ日本人學生ノ採用数ヲ前項ニヨル入學者ノ数ダケ増大スルコトヲ得。

第二、学部通則第七十七条ニ依ル定員外外國學生タラムコトヲ出願シ得ルモノ左ノ如シ。

- 一、前記第一ノ入学試験ニ合格セザリシモノ。
- 二、高等学校卒業者ニシテ第一ノ入学ヲ出願セザリシモノ。
- 三、日本ノ高等学校又ハ専門学校以上ニ相当スル外國ノ学校ヲ卒業シ又ハ之ニ相当スル学力ヲ有スルモノニシテ、夫々適當ナル機關ノ推薦アリタルモノ。

以上

而シテ第二（学部通則第七十七条ニ依ル定員外外國學生）ノ採用数ニツキテハ追テ大体ノ標準ヲ決定スルコトトシ、前記「適當ナル機關」ノ解釈ニツキテハ国際学友会、滿洲国留日学生会、日華学会等相当信用アル機關トスルコトトス。協議終リテ後大室幹事ヨリ第一高等学校特設科（高等）科卒業者ノ大學進入状況及東亜学校高等科收容生徒数ヲ夫々文、理科別ニ調査ノ上次回委員会ニ於テ参考資料トシテ報告スル事トナル。

次回ハ六月二十三日午後一時ヨリ開催ノ予定。

議題

本科生入学銓衡ニ関スル件

◎配付資料三一 文部省直轄学校外国人特別入学規程

※配付日不明

○文部省直轄学校外国人特別入学規程

明治三十四年十一月十一日
文部省令第十五号

文部省直轄学校外国人特別入学規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

文部省直轄学校外国人特別入学規程

第一条 外国人ニシテ文部省直轄学校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外国公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二条 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外国人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ

第三条 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四条 本令ノ規定ニ依リ入学シタル外国人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附与スヘシ

第五条 本令ノ規定ニ依リ入学シタル外国人ニハ入學試験料、入學料及授業料ヲ徴収セサルコトヲ得

第六条 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

◎參考資料三一 学習院高等科卒業者の扱い (文部省令)

〔大正十年四月二十三日文部省令第二十七号〕

学習院高等科卒業者ハ大學入学ノ關係ニ付テハ之ヲ高等学校高等科卒業者ト看

做ス

附則

本令ハ大正十一年以後ノ卒業者ニ之ヲ適用ス

◎參考資料三二 学部通則第七十七条 (現行)

第七十七条 外国人ニシテ學生 (通則第二、第九)、選科生、聽講生又ハ研究生ニ關スル規定ニ依ラスシテ学部ニ入学ヲ希望スル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依リ学部ニ於テ銓衡ノ上定員外トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ
前項ニ依リ入学ヲ許可セラレタル外國學生ニハ学部ノ定ムル所ニ依リ學生、選科生、聽講生又ハ研究生ニ關スル規定ヲ準用ス

◎第四回記事要旨 六月二十三日

第四回外國人留學生取扱ニ關スル調査委員會記事要旨

- 一、日時 昭和十七年六月二十三日 自午後一時 至午後二時三十分
- 一、会場 大講堂南側控室
- 一、出席者 平賀總長

- 竹内委員長
- 委員 我妻、龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口
- 幹事 石井、大室

議題

本科學生入学銓衡ニ關スル件

〔外國人留學生取扱ニ關スル調査委員會〕 (昭和十七 (一九四二) 年・東京帝國大學) の記録

先ツ外国人留學生教育ノ目的ニツキ審議ノ結果、次ノ通りニ決定シ、将来コレヲ留學生取扱ニ関スル規程ノ劈頭ニ掲載スルコトトナル。

- 一、外国人留學生ニ対スル教育ハ夫々ノ専門学科ニ就テノ知識技能ヲ授クルト共ニ、我國文化ノ一般ヲ理解スルニ足ル教養ヲ与フルヲ以テ目的トス。

統一テ、本日ノ議題タル入学銓衡ニ関スル件ヲ審議シ、各委員ノ意見ニシテ一致セル事項左ノ如シ。

第一、学部通則第七十七条ニ依ル志願者ノ取扱ニ関シ、学内ニ一機関ヲ設置シ、左ノ事項ニ関スル銓衡ヲ行ハシム。

一、志願者ノ履歷、人物、思想等ノ調査。

二、日本語ノ語学力ノ檢定。

第二、前記第一ノ銓衡ニ合格シタルモノニ付、各学部ニ於テ適宜銓衡ヲ行ヒタル上、入学ノ許否ヲ決ス。

尚各学部ニ於ケル銓衡方法ニ関シテハ、口述、筆記ニヨル試問、実験等ヲ課スルコトヲ得トセントスル等、種々ノ意見アリタルモ、之ガ成文化ノ問題ニツキテハ未ダ結論ニ到達セズ、次回ニ於テ審議続行スルコトトナル。

尚大室幹事ヨリ、第一高等学校特設高等科卒業生ノ大学進入状況及東亜学校高等科収容生徒数ノ夫々文、理科別ノ調査表配布アリタリ。

次回ハ六月三十日（火曜日）午後三時開催ノ予定

議題

一、本科學生入学銓衡ニ関スル件（前回ノ継続）

一、外国人留學生學士試験ニ関スル件

◎配付資料四一 第一高等学校特設高等科及び東亜学校高等科関係

※第四回委員会配付

△六月廿三日（火）委員会ニ於テ配布 學生課

第一高等学校特設高等科卒業生ニ関スル調

卒業年次	卒業生数	卒業生科別数		出身國別	入学生先	摘要
		文科	理科			
昭和十五年	一五	四	一一	中国 三 滿洲國 一	東京 四 京都 一〇	東京文一、農二、經一、 京都經二、医五、工三、 不明一
昭和十六年	二二	三	九	三	三	東京文二、農一 京都法一、工四、医三 農一
昭和十七年	十四	六	八	三	五	東京農二、經二、文一（取 消）京都工四、医一、 四名ハ何レモ入学セズ理由不明

東亜学校在籍生徒数調（昭和十七、六、一八日現在）

高等科	生徒数	科別生徒数		学年別生徒数			摘要
		文科	理科	三年生	二年生	一年生	
五三		二四	二九	一三	八	一三	

備考

- 一、文科ハ本年二名ノ卒業生アリ何レモ京都帝大法学部へ
- 二、理科ハ明年度ニ於テ初メテ卒業生ヲ出スコトトナル

* 出典Ⅱの方にペンで書込みあり。出典Ⅰには「六月廿三日配付（學生課ヨリ）」と鉛筆で書かれている。

◎配付資料四十二 外国人学生生徒調 (東京帝国大学)

※第四回委員会配付

六月廿三日(火) 委員会ニ於テ配布

学生課

本 部			科 本										種 別											
満洲国	計	アフガニスタン国	生 農			部 学理			部 学 文				満洲国	伊太利国	仏領印	度支那	アフガニスタン国	計	中華民国	計	入 学			
			中華民国	満洲国	計	中華民国	計	伊太利国	度支那	アフガニスタン国	計	入 学										入 学	入 学	入 学
一	二			二														三			昭和十七年			
	一			一														三			昭和十六年			
	三			三	一	一												一			昭和十五年			
																					昭和十四年			
																					昭和十三年			
一	七			一														一			合 計			
△△	二	一																一	六	一	一	七	五	二

〔袋綴り折返し部分〕

外国人学生生徒数調 (東京帝国大学) 昭和十七年四月末日現在

〔外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会 (昭和十七 (一九四二) 年・東京帝国大学) の記録

生 科											
計							部 学 濟 經				
計	アフガニスタン国	度支那	仏領印	伊太利国	中華民国	満洲国	計	アフガニスタン国	度支那	中華民国	卒業者
六			一	一		四	一				
四						四					
六					二	四	一			一	
一					一						
一七		一	一		三	二	二			一	
七	三				一	三				一	

選 科				大 学 院				種 別
計	独逸国	タイ 国	中華民国	計	アフガニスタン国	中華民国	満洲国	国 別
七			七	一〇	三	七		入 学
二二	二	一	九	二一		一〇	一	入 学
二				一		一		入 学
				一		一		入 学
九			九	四一		四一		以前入 学
三〇	二	一	二五	六四	三	六〇	一	合 計
							△△	卒業者

滿洲國	四	五	六			一〇	三
中韓長國	一四	一九	三	一	五	八	一

〔繰繰り拆返し部分〕

合計						
伊太利國	一					一
仏領印	一					一
度支那						
アラビヤ	三					三
スシ國		二				二
独逸國						
タイ國	一					一
計	二六	九	一	五	二一	七

*出典Ⅱの方にペンで書込みあり。出典Ⅰでは「(学生課)」とのみ鉛筆で書かれています。

◎第五回記事要旨 六月三十日

◇第六回委員会の決定により訂正

第五回外国人留學生取扱ニ関スル調査委員会記事要旨

- 一、日時 昭和十七年六月三十日 自午後三時 至午後五時
- 一、会場 大講堂南側控室
- 一、出席者 平賀 総長 竹内委員長

委員 我妻、龜山、市河、坪井、丹羽、井口、
幹事 石井、進藤、大室

議題

一、本科學生入学銓衡ニ関スル件(前回ノ継続)

先ツ前回ニ於テ大綱ヲ決定セル入学銓衡方法第二項ニ関シ審議ヲ統行シタルトコロ、各委員ノ意見キシキ(中)一致セサルモノ左ノ如シ。

第二、各学部ニ於テハ前記第一ノ銓衡ニ合格シタルモノニツキ当該学部ノ修學ニ必要ナル一般素養ニツキ筆記、口述及ビ其他適當ナル方法ニヨル銓衡ヲ行ヒ入学ノ許否ヲ決ス。

以上

而シテ、右筆記【銓衡】ニ於ケル用語ヲ如何ナル國語ニヨルベキヤニ関シテハ之ヲ各学部ノ試験委員ニ任スルモノトス。

一、外国人留學生學士試験ニ関スル件

次ニ本議題ニ関シ、種々審議シタル結果、学部通則第七十八條(ト)同第二十三條(ト)ヲ加ト(合セ)タル大体左ノ如キ規定案ヲ得タルモ、ソノ詳細ニ関シテハ次回ニ於テ之ヲ議スコトトナル。

一、外国人留學生ニシテ医学部医学科ニアリテハ四(學)年以上其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三(學)一年以上在學シ、夫々学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ検定シ高等學校高等科卒業ト同等以上ト認メタル場合、學士試験合格證書ヲ附(付)与ス。

以上

尚外国人留學生入学後ニ於ケル生活ノ監督指導ニ関シ調査審議ヲ進ムルタメ、本問題ニ關係深キ、日華学会其ノ他ノ機關ニ対シ大室幹事及石井幹事ヨリ照会ヲナスコトトナル(リタリ)。

次回ハ七月七日(火曜日)午後三時開催ノ予定

議題

一、大学院学生、選科生、聴講生及研究生ニ関スル件

*これに関する照会は見つからない。

◎参考資料五―一 学部通則第二十三条、第七十八条(現行)

第二十三条 医学部医学科ニ在リテハ四学年以上其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三学年以上在学シ且学部通則ノ定ムル試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ卒業者トシ之ニ卒業證書ヲ授与ス

第七十八条 外国学生ニシテ学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ学士試験合格證書ヲ付与スルコトヲ得

◎第六回記事要旨 七月七日

第六回外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記事要旨

一、日時 昭和十七年七月七日 自午後二時
至午後五時

一、会場 大講堂南側控室

一、出席者

竹内委員長

委員 我妻、龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口

幹事 石井、大室

議題

一、外国人留学生学士試験ニ関スル件(前回ノ継続)

先ツ前回ニ於テ大体成案ヲ見タル学部通則第七十八条条文ニ就キテ審議ヲ続行シタル結果、「学部所定ノ試験ニ」ヲ「学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ之

ニ」ト改正スルコトニ決定ス。即チ

外国人学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四学年以上、其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三学年以上在学シ、且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ、之ニ合格シタル者ニハ本人ノ志望ニ依(一)、一学力ヲ検定シ、高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ学士試験合格證書ヲ付与ス。

尚前回記事要旨中、第二頁第五行中ノ「筆記」ヲ「銓衡」ト改メ、同頁第六行中ノ「試験委員」ヲ抹殺スルコトニ夫々決定ス。

以上

一、大学院学生、選科生、聴講生及研究生ニ関スル件

本議題中大学院学生入学ニ関シ種々審議シ、各委員ノ意見ニシテ一致セル事項左ノ如シ。

一、外国人留学生ニ対スル教育目的ノ大原則(六月二十三日決定)ハ之ヲ大学院学生ニモ適用スルコト。

二、志願者ノ履歴、人物、思想等ヲ学内ニ設置セラルベキ中央機関ニ於テ調査スルコト。

三、志願者ノ資格ニ対シテハ、学部通則第五十五条ヲ準用スルコト。但シ各学部ニ於テ、内規ヲ設ケ嚴選方針ヲトルモノトス。

尚大学制度審査委員会議事録中、大学院学生、選科生、聴講生、研究生ニ関スル部分ヲ抜萃シ、次回委員会ニ於テ配付スルコトトナル。

次回ハ七月十四日(火)午後三時開催ノ予定。

議題

一、大学院学生、選科生、聴講生及研究生ニ関スル件

(前回ノ継続)

◎配付資料六一 第七十八案

※第六回委員会にて配付

◇第六回委員会の決定により訂正

案

第 条 外国学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四学年以上其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三学年以上在学シ且舊部所修リ試験并【学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ之ニ】合格シタル者ニハ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ学士試験合格證書ヲ付与ス

◎参考資料六一 学部通則第五十五条 (現行)

第五十五条 大学院ニ入ルコトヲ得ヘキ者ハ当該学部ノ卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力アル者ニシテ当該学部教授会ニ於テ適當ト認メタル者トス

◎第七回記事要旨 七月十四日

第七回外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記事要旨

一、日時 昭和十七年七月十四日 自午後三時三十分
至午後五時四十分

二、会場 大講堂南側控室

一、出席者

平賀総長

竹内委員長

委員 龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口

幹事 石井、進藤、大室

一、議題 大学院学生、選科生、聴講生及研究生ニ関スル件 (前回ノ継続)

(一) 本学制度臨時審査委員會議事録中大学院ニ関スル件

先ツ東京帝國大学大学制度臨時審査委員会ニ於テ決議サレタル第三、大学院、三(一)「外国大学卒業生ノ処置ニ就テハ別途ニ考慮スルコト」ノ件ニ関スル条文中、「特設大学院(仮称)ニナルモノノ施設ニ関シテ審議セラレタル結果、各委員ノ一致シタル意見トシテ、右ハ実行上ニ困難ヲ伴フモノト認メラレタリ。

(二) 外国人学生ノ定員ニ関スル件

外国人学生ノ収容数ニ関シテハ本科学生、大学院学生其他ノ総テニ亘リ「本学ニ於テ支障ナキ限り」トノ条件附トナシ之ヲ留学生ニ関スル大原則ノ部分ニ記載スルコトニ決ス。

而シテ内規トシテ次ノ事項ヲ決セララル。

大学院ニ就キテハ日本人ノ出願者ナキ場合ニ於テモ、将来日本人ノ出願者アル場合ヲ考慮シ、若干収容ノ余地ヲ残スコト。」

(三) 大学院研究證書ニ関スル件

本議題ニ関シ種々審議セラレタル結果左ノ如キ成案ヲ得タリ。
外国人学生ニシテ大学院ニ二年以上在学ノ上、所定ノ研究報告ヲ提出シ、其ノ成績見ルベキ有ル者ニ対シ、本人ノ志望ニ依リ、教授会ノ議ヲ經テ学部長ノ副申アリタル場合、総長ヨリ大学院研究證書ヲ付与スルコト。

右大学院研究證書ノ文案ハ石井幹事ノ手元ニ於テ之ヲ作製シ、次回委員会ニ於テ之ヲ審議スルコトナリタリ。

(四) 選科生及聴講生ニ関スル件

外国人留学生ニ対シ選科生聴講生等ノ制度ヲ存置スベキヤ否ヤニ就テ、種々意見ノ開陳アリタルモ、未ダ結論ニ到達セズ、丹羽委員ヨリ次回ニ於テ農学部ノ選科生ニ関スル実状ヲ報告スルコトナリタリ。

次回ハ七月二十一日午後三時開催ノ予定

議題

一、選科生、聴講生及研究生ニ関スル件 (前回ノ継続)

[別紙]

大学院研究證書案

国籍 氏 名

右ハ東京帝国大学大学院学生トシテ東京帝国大学教授〇〇〇〇〇〇指導ノ下ニ年間「研究題目」ニ就キ研究シタリ仍テ之ヲ證ス

昭和 年 月 日

印 東京帝国大学総長位階勲等学位姓名印

◎ 配付資料七一 大学院

※第七回委員会にて配付

東京帝国大学大学院制度臨時審査委員会

昭和十四年十一月二十五日可決

第三 大学院

一、大学院ハ之ヲ存置スベキモノト認ム

現在ノ大学院ハ学部ニヨリ必ズシモ十分ニ其ノ機能ヲ發揮セルモノト称シ難キモ今後之ヲ改善シ多数有能ノ学生ヲシテ専門事項ニ関シ其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルコトハ国家有為ノ人材ヲ養成シ學術ノ發達ヲ期スル上ニ緊要ナリト認ム

二、大学院ハ学生ヲシテ指導教官指導ノ下ニ専門事項ヲ攻究セシメ學術ノ發達ニ資スルヲ目的トス

大学院ハ右ノ目的ヲ有スト認ムベキモ大学令第三条ニハ「学部ニハ研究科ヲ置クヘシ」「數個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ研究科間ノ聯絡協調ヲ期スル為之ヲ綜合シテ大学院ヲ設クルコトヲ得」トアリテ一

見大学院ガ各研究科間ノ聯絡協調ノミヲ目的トスルヤノ觀ナキニ非ズ大学院ハ単個ノ研究科ト異リ各研究ノ聯絡協調ヲ期スルヲ一ノ目的ト為スベシト雖右ニ掲ゲタル大学院ノ目的ヲ表スモノトシテハ大学令第三條ノ規定ハ不明瞭ノ嫌アルヲ免レズト認ム

三、現行ノ大学院制度ハ各学部ニヨリ事情ヲ一ニセザルモ右ノ目的ヲ達成スル上ニ必ズシモ遺憾ノ点少ナシトセズ之ヲ改善ニ関シテハ特ニ左ノ諸点ニ留意スベキモノト認ム

(イ) 大学院ノ入学志願者ハ之ヲ厳選スルコト

從來大学院入学志願者ノ銓衡ニ付テハ各学部ニヨリ事情ヲ異ニスルモ大学院学生トシテ攻究スルニ適セザル者ノ入学セル例必ズシモ少ナシトセズ大学院ノ權威ヲ高メ其ノ使命ヲ達成セシムル為ニハ本学卒業生タルト他大学卒業生タルトヲ問ハズ入学志願者ヲ厳選シ真ニ大学院学生トシテ研究スルニ適セル者ノミヲ入学セシムルヲ必要トスベシ

尚之ニ關聯シ後記ノ如ク大学院学生ノ定員ヲ設クルコト

外国大学卒業生ニ付別途ノ制度ヲ設クルコトモ併セテ考慮スルヲ必要ト認ム

(ロ) 大学院学生ノ定員ヲ定ムルコト而シテ其ノ定員ハ各学部ノ事情ニ応シ適宜之ヲ定ムルコト

大学院学生ニ付テハ從來定員ノ定メナキモ大学院ヲシテ其ノ目的ヲ達成セシムル為ニハ大学院学生ノ定員ヲ定メ之ヲ基礎トシテ大学院ノ施設ノ充實ヲ期スルト共ニ之ニ有効適切ナル指導ヲ為スヲ妥當ナリト認ム而シテ其ノ定員數ハ各学部ニヨリ事情ヲ異ニスルヲ以テ各学部ニ於テ適宜之ヲ定ムルノ外ナキモ大体ニ於テ自然科學方面ニ在リテハ研究指導ノ關係上ニ教授ニ付數名ヲ限度トシ人文科學方面ニ在リテハ一教授ニ付十數名ヲ限度トスルヲ適當ト認ム (ハ) 外国大学卒業生ノ処置ニ付テハ別途ニ考慮スルコト

從來中華民國等外国大学ノ卒業生ニ対シテ國際親善ノ意味ヲ以テ大学院入学ニ付便宜ヲ与フルノ例少ナシトセザルモ大学院ノ如上ノ目的トハ一致セザルモノト認ム然レドモ一方學術上國際協調ノ必要モ亦之ヲ無視シ得ザルニ鑑ミ外国大学卒業生ノ為ニハ特設大学院(仮称)ヲ設クル等別途ノ考慮ヲ為スル適當ト認ム

(四) 大学院學生ノ在学期ト二年ヲ一期トシテ一年宛延長シテ最高六年ニ及ビ得ルコトトスルコト

大学院學生ヲシテ研究ノ目的ヲ達成セシムル為ニハ在来ノ最高五年ノ在学年數ハ多少短キニ失スルノ嫌アリ最高六年ニ及ビ得ルコトトスルヲ適當ト認ム

(五) 大学院終了者ニ対スル學位授与ノ制度ハ今後之ヲ活用スルコト
從來ト雖大学院學生學位ヲ得ント欲スルトキハ學位論文ヲ提出スルコトヲ得ルモ学部ニヨリテハ此ノ制度ノ活用セラレザル場合少ナシトセズ今後大学院ニ於ケル指導ノ充實ヲ期スルト共ニ研究ノ目的ヲ達成シタル後其ノ結果ヲ學位論文トシテ提出セシムルコトトシ大学院學生ニ対スル學位授与ノ制度ヲ活用スルハ今後ノ研究ヲ刺戟シ大学院ノ使命達成ニ貢獻スル所少ナカラズト認ム

(六) 大学院ノ研究指導組織並ニ設備ヲ充實スルコト
從來大学院ヲシテ其ノ使命ヲ達成セシムル為ノ研究指導組織ニ付缺クル所少ナカラザルノミナラズ其ノ設備ニ至リテハ殆ド絶無ニ近シ之ヲ充實スルニ非ザレバ大学院ノ使命ヲ達成スルヲ得ザルモノト認ム

(七) 特選給費學生ノ制度ヲ活用スル等大学院學生ニ対スル研究補助ノ適切ナル手段ヲ講ズルコト

優秀ナル學生ノ為研究ノ途ヲ開クコトハ大学院ヲシテ其ノ使命ヲ達成セシムル上ニ緊要ナリ此ノ為ニハ特選給費學生ノ制度ヲ活用スル等研究補助ノ適切ナル手段ヲ講ズルヲ必要ト認ム

優秀ナル學生ノ為研究ノ途ヲ開クコトハ大学院ヲシテ其ノ使命ヲ達成セシムル上ニ緊要ナリ此ノ為ニハ特選給費學生ノ制度ヲ活用スル等研究補助ノ適切ナル手段ヲ講ズルヲ必要ト認ム

(八) 大学院學生ニ類似スル諸制度ヲ統一整理スルコト

学部ニヨリ實質上大学院學生ニ類似スルモノトシテ学部通則ニヨル副手ト異リ主トシテ研究ニ従事スル副手又ハ専攻生等ノ存スル例アリ学部通則ニヨル副手ノ制ハ之ヲ存置スベシト雖大学院學生ニ類スルモノハ可及的大学院學生タラシメ一面大学院ヲ充實スルト共ニ他面學制上ノ變則ハ之ヲ可及的整理スルヲ適當ト認ム

◎ 參考資料七一 大学令第三条

大正七年十二月六日勅令第三百八十八号公布、昭和三年一月二十日勅令第七号改正公布

第三条 学部ニハ研究科ヲ置クヘシ
數個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ研究科間ノ聯絡協調ヲ期スル為之ヲ綜合シテ大学院ヲ設クルコトヲ得

◎ 配付資料七一 専攻生ニ関スル件

※第七回委員会にて配付
東京帝國大学大学制度臨時審査委員会
昭和十五年二月二十六日可決

決議

大学院入学ノ資格又ハ条件ヲ缺クモ充分ノ学力ヲ有シ特殊事項ニ付キ研究ヲ志願スルモノアルトキハ本学学部ニ於テ其ノ研究事項ヲ必要ト認ムル場合ニ限り一定ノ条件ノ下ニ研究生トシテ其ノ研究ヲ為サシメ得ル制度ヲ設クルコトヲ希望ス

説明

大学院入学ノ資格ナキモ学力及研究能力ニ於テ充分ナリト認メラルル篤学者又ハ帝國大学卒業生ニシテ在学年限等ノ条件ガ大学院學生タルニ適セザル者ニ對

シテモ特殊事項ニ関スル研究ニ従事スル機会ヲ与フルヲ本制度ノ趣旨トス
 而シテ研究生タラント志願スル者アルトキハ其ノ研究事項ヲ該学部ニ
 於テ必要ト認メ且ツ施設ニ支障ナキ場合ニ限り厳選シテ之ヲ許可スルヲ可
 スベシ、固ヨリ大学院入学ノ資格及条件ヲ具フル者ハ本制度ニ拠ラシメザル
 ヲ本旨トス、本制度ヲ実施セントスル学部ハ教授会ノ決議ヲ以テ内規ヲ作製
 シ評議會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

現行ノ医学部専攻生其ノ他類似ノ制度ハ之ヲ廢止シ本制度ニ該当スル者ノ
 ミ之ヲ研究生トシテ許可スルヲ適當ト認ム

*印刷洩れの部分を『東京大学百年史』資料「二の二一、三六頁の記載により補う。

◎配付資料七―三 選科及聴講生ニ関スル件

※第七回委員会にて配付

東京帝国大学制度臨時審査委員会

昭和十五年六月十七日可決

一、選科及聴講生ニ関スル件

決議

選科及聴講生制度ハ之ヲ存置スベキモノト認ム、尙現時法経両学部ニ於
 テ所謂全科選科生トシテ入学セシメツツアル陸海軍人ヲ理、工両学部ニ
 於ケル陸海軍学生規定ニ準ジテ取扱フヤ否ヤニツキ検討セラレンコトヲ
 希望ス。

説明

選科及聴講生制度ハソレノ特徴ヲ有シ、大学ニ於ケル教育制度ト
 シテ之ヲ存置スル必要アリ、只現時法、経両学部ニ於テ所謂全科選科生
 トシテ陸海軍経理学校卒業生ヲ収容シツ、アル制度ハ、選科生ノ本質ニ
 鑑ミ寧口之ヲ理、工学部ノ陸海軍学生規定ニ準ジテ取扱フヲ可トスベキ
 ガ如シ依ツテ該学部ニ於テ此点ニ付キ検討セラレンコトヲ希望ス。

◎第八回記事要旨 七月二十一日

第八回外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記事要旨

一、日時 昭和十七年七月二十一日 自午後三時
 至午後五時
 一、会場 大講堂南側控室

一、出席者

竹内委員長

委員 龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口

幹事 石井

議題

一、大学院研究證書案ニ関スル件

石井幹事ニ於テ作製セル案ニ関スル件ニ就テ審議シタル結果、該證書ノ呼
 称ハ之ヲ「大学院研究證明書」トシ、其ノ雛型ヲ次ノ如ク決定セリ。

印 東京帝国大学総長位階勲等学位姓名印	国籍 氏 名 右ハ東京帝国大学大学院学生トシテ○○学部ニ 於テ東京帝国大学教授○○○指導ノ下ニ○○年 間「○○○○」ニ就キ研究シタリ仍テ之ヲ證ス 年 月 日
------------------------	--

附記 一 体裁ニ関シテハ石版刷トナスモ学位記ト混同セザル程度ニ
スルコト。

次テ丹羽委員ヨリ農学部ニ於ケル選科生ニ関シテ左ノ如ク実状報告アリタリ。

農学部ニ於ケル選科生ハ全般のニ良好ナラズ、獣医学科ニ於テハ特ニ然リ。
故ニ本委員会ノ方針ニ依リ今後外国人留学生ヲ本科生トシテ特別ノ考慮ヲ
用ヒテ入学セシムルコトトナラバ、別ニ選科生制度ノ必要無キモノト考ヘ
ラレル。現在ニ於テハ全科選科生タルコトヲ希望スルモノ大部分ナルタメ、
寧ロ之ヲ本科生トシテ取扱フコトモ考ヘ得。尚農学部ニ於ケル外国人留學
生ノ収容数ニ関シテハ各学科定員ノ一割以内ニ限り定員外トシテ入学セシ
ムル方針トナレリ。

(但シ農芸化学科ニアリテハ、建築物ノ關係上、定員外員數収容ノ余地無シ)

一、本委員会議事中間報告ノ件

委員長ヨリ本委員会第一回乃至第七回ノ間ニ於ケル決議事項ヲ集録シタル
中間報告書案ヲ各委員ニ配布シ、一応成案ノ上ハ七月二十八日開催ノ評議
會席上ニ於テ報告スルコトトナルベキ旨ノ説明アリ。各委員ヨリ種々意見
ノ開陳アリタル後、報告書第一頁、二、収容限度、「本学ニ於テ」ヲ「本
学各学部ニ於テ」ト改メ、第二頁、本科生入學資格(イ)ノ第二項ヲ内規ト
シ、第三頁2、大学院学生ニ就テ中「学部通則第五十五条前段」ノ「前
段」ヲ抹消、第四頁「證書」ヲ「證書及證明書」、第五頁五行及第九行中
ノ「證書」ヲ「證明書」ト改メテ異議ナク可決ス。

次回 九月八日(火曜日)開催ノ予定

議題

一、選科生、聴講生、研究生ニ関スル件(前回ノ継続)

◎ 配付資料八一 中間報告書

※第八回委員会にて配付

◇第八回委員会の決定により訂正

外国人留學生取扱ニ関スル調査委員会中間報告書(一七、七、二二)

標記委員会ノ第一回乃至第七回ノ間ニ於ケル決議事項左ノ如シ

一、教育目標

外国人留學生ニ対スル教育ハ夫々其ノ専門学科ニ就テノ知識技能ヲ授ケル
ト共ニ、我国文化ノ一般ヲ理解スルニ足ル教養ヲモ与フルヲ以テ目的トス。

二、収容限度

外国人留學生ノ収容限度ハ本学【各学部】ニ於テ支障ナキ範圍トス

三、入学資格

1、本科生ニ就テ

(イ) 高等学校(学習院高等科、第一高等学校特設高等科、台北高等学校、
旅順高等学校及東亜学校高等科ヲ含ム、以下之ニ同ジ)ノ卒業者ニ

シテ日本人学生ト同一ノ入学試験ニ合格シタルモノヲ入学セシムル

コトハ從前通トス。

前項ノ場合ニ於ケル日本人学生ノ収容數ハ前項ニヨル入學者數

ニ付定員通リトスルコトヲ得

【(内規)

前項ノ場合ニ於ケル日本人学生ノ収容數ハ前項ニヨル入學者數
ニ拘ラズ定員通リトスルコトヲ得

(ロ) 学部通則第七十七条ニ依ル定員外國學生タラムコトヲ出願シ得ル

モノ左ノ如シ

(一) 前記(イ)ノ入学試験ニ合格セザリシモノ

(二) 高等学校卒業生ニシテ前記(イ)ノ入学ヲ出願セザリシモノ

(三) 日本ノ高等学校又ハ専門学校以上ニ相当スル外國ノ学校ヲ卒業シ

又ハ之ニ相当スル学力ヲ有スルモノニシテ夫々適當ナル機関ノ推薦アリタルモノ

(註) (三)中「適當ナル機関」ハ国際学友会、滿洲国留日学生会、日華学会等相当信用アル機関トス

2、大学院学生ニ就テ

志願者ノ資格ニ就テハ学部通則第五十五条前條ヲ適用スルモノトス但シ各学部ニ於テ内規ヲ設ケ厳選方針ヲトルモノトス

四、銓衡

1、本科学生ニ就テ

(イ)学部通則第七十七条ニ依ル志願者ノ取扱ニ関シ学内ニ中央機関ヲ設置シ左ノ事項ニ関スル銓衡ヲ行フ。
(ロ)履歴、人物、思想等
(ハ)日本語ノ語学力

(ウ)各学部ニ於テハ前記(イ)ノ銓衡ニ合格シタルモノニ対シ、当該学部ノ修学ニ必要ナル一般素養ニ就キ筆記、口述及其ノ他適當ナル方法ニ依ル銓衡ヲ行ヒ入学ノ許否ヲ決ス。
前項ノ銓衡ニ於ケル用語ハ之ヲ各学部ノ定ムルトコロニ擬ラシム。

2、大学院学生ニ就テ

志願者ノ履歴、人物、思想等ハ前記ノ中央機関ニ於テ之ヲ銓衡ス。

五、證書【及證明書】

1、学士試験合格證書

外国学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四年以上、其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三年以上在学シ、且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ、之ニ合格シタル者ニハ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ檢定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ学士試験合格證書ヲ付与ス。

2、大学院研究證【明】書

外国人留学生ニシテ大学院二年以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出

シ成績見ルベキモノニ対シ本人ノ志望ニ依リ教授会ノ議ヲ經テ学部長ノ副申アリタル場合総長ヨリ大学院研究證【明】書ヲ付与ス。

◎参考資料八一― 台北高等学校卒業者の扱い(文部省令)

〔大正十二年三月二十九日文部省令第十二号〕

台湾教育令ニ依リ設置セル学校ノ生徒児童並卒業者ノ他ノ学校へ入学転学ニ関スル規程

第四条 台湾教育令ニ依リ設置セル高等学校ノ生徒並卒業者ハ他ノ学校へ入学ノ關係ニ就キ高等学校令ニ依リ設置シタル高等学校ノ生徒並卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎参考資料八一― 旅順高等学校卒業者の扱い(文部省令)

〔昭和十六年九月十日文部省令第七十七号〕

関東局、大連市又ハ旅順市ノ設置セル学校ノ生徒児童及卒業者ノ他ノ学校へ入学転学ニ関スル規程

第四条 関東局ノ設置セル旅順高等学校ノ生徒及卒業者ハ他ノ学校へノ入学転学ノ關係ニ就キ高等学校令ニ依リ設置シタル高等学校ノ生徒及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

附則

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

◎配付資料八一― 臨時措置トシテ決定ヲ要スルモノ

※配付資料であるが、委員会配付されたか評議会に提出されたか、その他に提出されたか不明。

臨時措置トシテ決定ヲ要スルモノ

- 一、七十七条入学者ノ学部別定員
- 二、大学院入学者ノ学部別定員
- 三、外国学校ノ資格

◎成文 中間報告書

◇評議会の希望に基づき第九回委員会の決定により訂正。但し、訂正字句は、配付資料一三―三に基いた。

昭和十七年七月廿四日

外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会中間報告書(一七、七、二一)
標記委員会ノ第一回乃至第七回ノ間ニ於ケル決議事項左ノ如シ

一、教育目標

外国人留学生ニ対スル教育ハ夫々其ノ専門学科ニ就テノ知識技能ヲ授クルト共ニ、我国文化ノ一般ヲ理解スルニ足ル教養ヲモ与フルヲ以テ目的トス。

二、収容限度

外国人留学生ノ収容限度ハ本学各学部ニ於テ支障ナキ範囲トス

三、入学資格

1、本科生二就テ

- (イ)高等学校(学習院高等科、第一高等学校特設高等科、台北高等学校、旅順高等学校及東亜学校高等科ヲ含ム、以下之ニ同ジ)ノ卒業者ニシテ日本人学生ト同一ノ入学試験ニ合格シタルモノヲ入学セシムルコトハ従前通トス。

(内規)

前項ノ場合ニ於ケル日本人学生ノ収容数ハ前項ニヨル入学者数ニ拘ラス定員通リトスルコトヲ得

(ロ)学部通則第七十七条ニ依ル定員外外国学生タラムコトヲ出願シ得ル

モノ左ノ如シ

- (イ)前記(イ)ノ入学試験ニ合格セザリシモノ
- (ロ)高等学校卒業者ニシテ前記(イ)ノ入学ヲ出願セザリシモノ
- (ハ)日本ノ高等学校又ハ専門学校以上ニ相当スル外国ノ学校ヲ卒業シ又ハ之ニ相当スル学力ヲ有スルモノニシテ夫々適當ナル機関ノ推薦アリタルモノ

(註) (ロ)中「適當ナル機関」ハ国際学友会、滿洲国留日学生会、日華学会、日独文化協会、日伊協会等相当信用アル機関トス

【(内規)

「適當ナル機関」ニ就テハ別ニ調査ノ上、協議決定シ、將來モ隨時其實質ヲ検討スベキモノトス。】

2、大学院学生ニ就テ

志願者ノ資格ニ就テハ学部通則第五十五条ヲ適用スルモノトス但シ各学部ニ於テ内規ヲ設ケ厳選方針ヲトルモノトス

四、銓衡

1、本科生ニ就テ

(イ)学部通則第七十七条ニ依ル志願者ノ取扱ニ関シ学内ニ一中央機関ヲ設置シ左ノ事項ニ関スル銓衡ヲ行フ。

(一)履歴、人物、思想【、健康】等

(二)日本語ノ語学力

(ロ)各学部ニ於テハ前記(イ)ノ銓衡ニ合格シタルモノニ対シ、当該学部ノ修学ニ必要ナル一般の素養ニ就キ筆記、口述及其ノ他適當ナル方法ニ依ル銓衡ヲ行ヒ入学ノ許否ヲ決ス。

2、大学院学生ニ就テ

前項ノ銓衡ニ於ケル用語ハ之ヲ各学部ノ定ムルトコロニ拠ラシム。志願者ノ履歴、人物、思想等ハ前記ノ中央機関ニ於テ之ヲ銓衡ス

五、證書及證明書

1、学士試験合格證書

外国学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四年以上、其ノ他ノ学部及学科ニ在リテハ三年以上在学シ、且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ、之ニ合格シタル者ニハ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ学士試験合格證書ヲ付与ス。

2、大学院研究證明書

外国人留学生ニシテ大学院二年以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ成績見ルベキモノニ対シ本人ノ志望ニ依リ教授会ノ議ヲ經テ学部長ノ副申アリタル場合総長ヨリ大学院研究證明書ヲ付与ス。

* 出典Iの資料に紙片がクリップでとめられており、次の様な鉛筆による書き込みがある。

一、 敵国人ノ入学ニ就テノ通牒調査

二、「適當ナル機関」中ニ「日伊学会」其他ヲ列举スルコト

三、中央機関ノ取扱事項(一)中ニ

「健康状態」ヲ追加ノコト

* 出典II中に、七月二十八日評議会で内田祥三工学部長がメモしたと思われる次の様なペンによる書き込みがある。但し、鍵括弧は引用者による。なお、横田は法学部評議員横田喜三郎、井口は第二工学部評議員井口常雄、瀬藤は第二工学部長瀬藤家二。

「支障ナシト云フ消極的デハナク、設備等モ充塞ニ努力シテ積極的ニ何%カヲ入レテヤ^{マユ}ロウト云フ精神、」

「(一)ハ本科学生トナル故他ノ日本人学生ニ対シテ具合悪シ(横田)、現在デモ出来ルノダガ(二)ハ随分不明瞭ナモノアリアレガ入ルナラト云フコトデ(三)ノ学生ノ方ガ面白クナク考ヘル(井口) (一)、(二)ハ入学試験ヲシナイ方ガヨカルベシ(瀬藤)」

* 右出典に同じ。なお、増田は医学部評議員増田胤次。

「健康状態ヲ入ル、ヲ可トセン(増田)」

* 右出典に同じ。

「筆記、口述ハ必ズヤル」

◎ 関連資料一 評議会七月二十八日記事要旨

一、外国人留学生取扱二関スル調査委員会中間報告ノ件

総長「平賀譲」ヨリ本委員会ハ未ダ継続中ナルモ調査資料ノ関係等ニ依リ八月中ハ休会スルコトトナリタルヲ以テ一応中間報告ヲ求メタル旨ヲ述ベラレ竹内委員長臨席ノ上別紙報告書ニヨリ詳細ノ説明アリテ質疑ニ入り各位ヨリ夫々意見ノ開陳並ニ質疑応答アリタリ。

総長ヨリ最近ニ至リ内閣ニ於テモ同様ノ問題ヲ採リ上ゲ文部省ニ於テモ亦委員会ヲ作り本学ト連絡ヲトリタキ旨庶務課長マデ非公式ニ話アリ、本件ハ中間報告ナレバ各位ノ意見ヲ考慮シ将来ノ調査ヲ進行スべく、本日ノ御意見ハ委員長ニ於テ可然取計ハレタキ旨述べラル。

◎ 第九回記事要旨 九月十五日

第九回外国人留学生取扱二関スル調査委員会記事要旨

一、日時 昭和十七年九月十五日 自午後三時 至午後五時

一、場所 大講堂南側控室

一、出席者

竹内委員長

委員 我妻、市河、坪井

幹事 石井、大室

議事

竹内委員長ヨリ総長ノ命ニ依リ去七月二十八日開催ノ評議會ニ於テ本委員會ノ決議事項中間報告ヲナシタル旨ノ報告アリタル後、我妻委員ヨリ右中間報告書中ニ於ケル左ノ事項ニ付再審議ヲナシテハ如何トノ提案アリタリ。

- 一、本委員會中間報告書中、第二頁(四)ニ記載ノ第一次入学試験ニ合格セザリシ者モ外国学生ナルガ故ニ特ニ入学ヲ許可サルトセバ、之ニ対スル卒業證書ノ書式ハ、一般ノ卒業證書トハ若干異ニスル必要有ルニアラズヤ。
- 二、第五頁五、一中「高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキ」ナル条件ハ、大学ニ於ケル学部規則ノ定ムル試験ニ合格セル者ニ対シテハ寧ろ不要ナラスヤ。

尚議題外トシテ第一次入学志願者募集ニ際シ不合格トナリタルモノガ、第二次募集ニ再応募スルコト可ナリヤ、トノ問題ニ関シ種々討議セラレ、如斯ハ同一学科ニ於テハ不可ナルモ、学部ガ異リ、或ハ同学部ニテモ学科ガ異リタル場合ニハ可ナルベシトノ意見アリタルモ、結論ニ到ラズ。而シテ此問題ニツキ石井幹事ヨリ、農学部農業経済学科ニ昭和十七年十月入学スベキモノト決定シタル中ニ、第一次ノ不合格者ニシテ第二次銓衡ニテ入学ヲ許可セラレタルモノ一名アル旨ヲ、参考トシテ、報告アリタリ。

右諸問題ニ関シテハ更ニ次回ニ於テ審議スルコトトナル。次ニ委員長ヨリ前記中間報告書ニ対シ、評議會ニ於テ左ノ事項ヲ追加セラレタキ旨ノ希望アリタルコトノ報告アリテ異議ナク可決ス。即チ第三頁第四行「適當ナル機関」中ニ「日独文化協会、日伊協会」等ヲ挿入スルコト、但シ「適當ナル機関」ニ就テハ別ニ調査ノ上協議決定シ之ヲ内規ト定メ、將來モ隨時其實質ヲ検討スベキモノトス。

第四頁第二(三)並ニ第十七行ノ履歴、人物、思想ノ次ニ「健康」ヲ挿入スルコト。▲
▲ 続イテ選科生其他ノ銓衡、指導及監督ヲ嚴格ニスルコトニツキ、各委員ヨリ意見ノ開陳有リタルモ詳細ニツキテハ次回ニ於テ審議スルコトトナル。

次回八十月六日(火)午後三時開催ノ予定

議題

- 一、選科生、聴講生、研究生ニ関スル件(前回ノ継続)

◎第十回記事要旨 十月六日

△昭和拾七年拾月拾參日

第十回外国人留学生取扱ニ関スル調査委員會記事要旨

- 一、日時 昭和十七年十月六日 自午後三時 至午後五時
- 一、場所 大講堂南側控室
- 一、出席者

竹内委員長

委員 横田(我妻委員代理) 龜山、市河、丹羽、

柳川(橋爪委員代理) 井口

幹事 石井、大室

委員長開会ヲ宣セラレ、劈頭我妻委員ノ代理横田教授ヨリ、前回我妻委員ノ提案ニ係ル「中間報告中、再審議ヲ要スル事項」ニツキ、重ネテ、同報告書第二頁(三)(四)ノ(ハ)不合理ナル点多々認メラル、ニ由リ、削除シテハ如何トノ提案アリ。是ニ対シ各委員ヨリ種々意見ノ開陳アリタルモ、結論ニ到達セス、將來改メテ再審議スルコト、シテ、一応原文ノマ、トス。続イテ第五頁五、一中「高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキ」ナル条件ニ付テモ、同様將來再審議ヲ条件トシテ、原文ノマ、ト決セリ。

議題

- 一、選科生、聴講生、研究生ニ関スル件ノ審議ニ入り、先ツ外国学生ニ対スル選科生制度ニツキ、種々検討セラレ、入学願書ヲ受理セザルコト、スル方

可ナラントノ意見多数ナリシモ、其決定ニツキテハ、坪井委員ノ出席ヲ待チテ是ヲ行フコトナル。尚ホ選科生制度ハ、教育制度ノ発達シ来レル現在ニ於テハ日本人ニ付テモ不要ナラズヤトノ意見多数ヲ占メタリ。

次ニ聴講生制度ハ、外国人学生ニ対シテモ之ヲ存続シ、学部通則第三十三條ヲ適用スルコト、ナリ、尚ホ「適當ナル機関」ノ紹介アルモノモ之ヲ考慮スルコトニ一致セリ。

其他一般ノ外国人学生ト同ジク中央機関ニ於テ履歴、人物、思想、健康及日本語ヲ検定スルコト、シ、其際併セテ聴講生タルコトヲ志願シタル理由ヲモ十分調査スルコトトシ、各学部ニ於ケル入学許可ニ際シテハ嚴選主義ニ依ルコトニ意見ノ一致ヲ見タリ。

又第三十五條ノ適用ヲ適正ナラシムルタメ、各学部ニ特別ノ指導監督機關設置シ、学生課ト協力シテ指導監督ノ完璧ヲ期スルコトニ意見ノ一致ヲ見タリ。

(参考)

現在文学部ニ於ケル外国人聴講生志願資格者ハ、官庁又ハ外国政府ノ委託アルモノノ外大学院入学試験不合格者ニシテ聴講生ヲ志願スルモノニ限リツツアリ。

議題外トシテ前回石井幹事ヨリ報告アリタル、農学部農業経済学科ニ於ケル実例ニ鑑ミ、第一次不合格者ニシテ、同学科第二次銓衡へ出願スルコトノ可否ヲ問題トシテ評議會ニ提出シテハ如何トノ意見有リタリ。

次回ハ十月十三日(火曜日)午後三時開催ノ予定
議題

- 一、研究生ニ関スル件(前回ノ継続)
- 二、女子入学志願者ニ関スル件

*出典Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとも印で記されている。

◎参考資料一〇一一 学部通則第三十三條、第三十五條(現行)

第三十三條 聴講生ハ各学部所定ノ資格アル者ニ限ル但シ官庁又ハ外国政府ノ委託アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條 聴講生ハ学部長ノ監督ヲ承ク

聴講生本学ノ規則ニ違背スルトキハ学部長ハ教授会ノ議決ヲ經テ之ヲ除名ス

◎配付資料一〇一一 各大学の留学生受入れ制度

※配付日不明

京 都 帝 国 大 学

一、外国人ニシテ大学通則第二章ノ規定(一般学生)ニ依ラスシテ入学セントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可ス。

一、外国学生ニシテ学部所定ノ試験ニ合格シタルモノニハ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業同等以上ト認めタルトキハ卒業證書又ハ学士試験合格證書ヲ授与ス。

一、外国学生ニハ学生又ハ選科生ニ関スル規定ヲ準用ス。

一、入学願書ニ添附スベキモノ

- 1、健康證明書(官公立病院ニ於テ作成セルモノ)
- 2、履歷書
- 3、写真三葉(最近撮影手札型半身脱帽正面無台紙)
- 4、最終学校ノ卒業證書並ニ学業成績證明書
- 5、外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外国公館ノ紹介書

(中華民国人ニアリテハ興亞院ノ紹介書)

(満洲国人ニアリテハ駐日満洲国大使館ノ紹介書)

6、人物調査（出身学校ニ於テ作成セルモノニシテ性質、操行、思想、關係等詳記ノモノ）

法学部

一、特別入学規定ニ依ル出願資格（満洲国人）
 本邦ノ公私立大学専門学校又ハ外国ノ大学専門学校ヲ卒業シ学業成績優秀ニシテ日本語ヲ十分ニ理解シ且自由ニ話シ得ルモノ。

一、学資処分法

一、学力ノ検定ハ試験ニ依リ之ヲ行フコトアルベシ
 （試験科目ハ施行ノ際発表ス）

一、入学ヲ許可セラレタル者ニシテ本学他学部又ハ他ノ帝国大学へ入学ヲ出願シタル事実ヲ発見シタル時ハ入学ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

注意

畢業證書未ダ受領ニ至ラザルモノハ出身学校ノ畢業證明書ヲ添付スルコトヲ要ス。

医学部

一、検定料拾円（本人ヨリ直接本学部ニ提出ノコト）

工学部

一、外国学生ノ入学ニ関シテハ教授会ニ於テ之ヲ定ム

一、入学ノ許可ヲ得タルモノハ入学科金拾円ヲ納入スベシ

一、授業料ハ一ヶ年金百貳拾円、実験製図等ヲ為スモノハ外ニ金六拾円ヲ納入セシム

文学部

一、検定料拾円（現金又ハ郵便為替證書）

理学部

一、銓衡方法

- 1、身体検査（志望学科及年度ニヨリ施行セザルコトアリ）
- 2、人物考査（志望学科及年度ニヨリ施行セザルコトアリ）

東北帝国大学

一、大学通則第二章ノ規定（一般学生）ニ依リ入学ヲ許可ス。

右ノ規定ニ依ラズシテ学部ニ入学セントスル者ニ対シテハ明治三十四年文部省令第十五号ニ依リ定員外ニ入学ヲ許可スルコトアルベシ「。」

一、本科生第二次入学

外国人ニシテ本科生第二次入学ヲ願出ツル者ハ日本駐劄大公使ノ推薦書ヲ添付スルコトヲ要ス但シ中華民國人ハ興亜院ノ紹介書ヲ添付スヘシ。

一、特別入学

高等学校及学習院各高等科卒業以外ノ外国人ニシテ適當ノ學歷ヲ有スル者ニ対シテハ試験ノ上本科生若ハ聴講生トシテ特ニ入学ヲ許可スルコトアルベシ。

九州帝国大学

一、外国人ニシテ学部所定ノ科目若ハ数科目ノ学業ヲ受ケントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ニ依リ之ヲ許可ス。

一、外国学生ニシテ当該学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ合格證書ヲ付与スルコトアルベシ。

（学力検定試験ニハ当該国人ニ相応スル問題ヲ選定スルコト）

一、外国学生ニハ正科生ニ関スル規定ヲ準用ス。

法文学部

一、参考事項

- 1、内地ノ各種専門学校卒業者ハ内地人同様学力検定試験ヲ課シ高等学校出身者ト共ニ選抜試験ヲ経テ其ノ成績ニ依リ入学ヲ許可ス
但シ成績査定ニ当リテハ内地人ヨリ幾分斟酌スルコトアルベシ
- 2、学部通則第六十六条「本学ニ於テ特殊事項ニ就キ攻究セントスルモノアルトキハ設備ニ差支ナキ限り専攻生トシテ之ヲ許可スルコトアルベシ」ニヨリ外国大学卒業ノミニテモ言語、筆記可能程度ヲ審査シテ専攻生トシテ入学ヲ許可スル場合アリ。

一、入学願書(学部所定)ニ添付スベキモノ

- 1、履歴書
- 2、身体検査書
- 3、卒業證明書
- 4、写真
- 5、駐日当該国公館ノ紹介状(中華民國人ニ限り興亜院文化部ノ推薦状ヲ要ス)

右書類ヲ駐日当該公館經由出願ノコト

北海道 帝国 大学

- 一、外国人ニシテ大学通則第二章(一般学生)ノ規定ニ依ラズシテ学部ニ入学セントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依リ定員外ニ入学ヲ許可スルコトアルベシ。

- 一、外国学生ニシテ当該学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニ由リ、学力ヲ検定シ大学予科修了ト同等以上ト認めタルトキハ合格證書ヲ付与スルコトアルベシ。

- 一、外国学生ニハ本学学生ニ関スル規定ヲ準用ス。

東京 商科 大学

- 第一条 外国人ニシテ本邦駐在当該外国公館ノ紹介ヲ以テ本学ニ入学ヲ出願スルモノハ左ノ事項ニ該当スル者ニ限り銓衡ノ上之ヲ許可スルコトアルベシ
- 1、本学ノ認ムル外国ノ大学若シクハ高等専門学校ニ於テ十分ナル予備教育ヲ受ケタルコト

- 2、入学出願前本学ニ於テ必要ト認ムル期間本邦ニ滞在シ日本語及日本國情ニ相当通曉シタルコト

- 3、日本語ノ外英独仏三語ノ何レカヲ理解スルコト

但シ前項第二号及第三号ノ考查ニ関シテハ日本語及歐洲語ノ試験ヲ行フモノトス

- 第二条 本学ニ入学ヲ許可セラレタル外国人学生ハ本学指定ノ外国人学生指導教官ニ就キ其ノ指導監督ノ下ニ研究スルヲ要ス

- 第三条 本取扱規則ニヨリ入学ヲ許可セラレタル外国人学生ニシテ指導教官ノ證明スル特別ノ事情アル場合ニ限り入学試験料及授業料ヲ免除スルコトアルベシ

- 第四条 外国人学生ニシテ本学ニ三ヶ年以上在学シ、学則第五条ノ必修科目及選択科目ヲ併セ二十五単位以上ヲ履修シ、学科及論文試験ニ合格シタル者ハ教授会ノ承認ヲ経テ商学士ト称スルコトヲ得

但シ前項ノ必修科目中七単位以内ハ大学長ノ許可ヲ得テ選択科目ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

一、志願者ノ提出スヘキ書類

- 1、入学願書(用紙ハ本学ヨリ交付ス)
- 2、大使館、領事館、監督処等ノ推薦書
但シ中華民國人ニ付テハ別ニ興亜院ノ紹介状ヲ要ス
- 3、出身学校ノ卒業證明書、修業證明書、成績證明書及履歴書(履歴書ハ

本学ヨリ交附スル入学願書用紙ノ裏面ニ記入スルコト)

- 4、写真二葉(最近三ヶ月以内撮影手札型半身脱帽無台紙ノ裏面ニ姓名及生年月日ヲ記載、一葉ハ入学願書ニ貼附シ、一葉ハ其儘提出スベシ)「」
- 5、検定料金五円、既納ノ検定料ハ如何ナル事情アルモ之ヲ還付セズ。

神戸商業大学

明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニヨリ入学願書ヲ一般学生ト同ジ期間中ニ提出セシメ一般学生ト同ジ試験期日ニ於テ身体検査、口頭試問ヲ行ヒ、同時ニ語学(日本語、英語)ノ力ヲ試験シタル上出身学校ノ学業成績等ヲ参酌シ銓衡ノ上入学許否ヲ決定ス。

新潟医科大学

- 一、明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニヨリ之ヲ許可ス。
- 一、外国学生ニシテ本学所定ノ試問ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニヨリ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認めタルトキハ卒業證書ヲ授与スルコトヲ得。
- 一、外国学生ニシテ高等学校高等科卒業程度ノ試験ニ合格シタル者ハ普通学生トシテ入学ヲ許可ス。
- 一、外国学生ニハ本学学生ニ関スル規程ヲ準用ス。

岡山医科大学

- 一、明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニヨリ之ヲ許可ス。
- 一、外国学生ニシテ本学所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認めタルトキハ卒業證書ヲ授与スルコトヲ得。

一、外国学生ニシテ高等学校高等科卒業程度ノ試験ニ合格シタル者ハ普通学生トシテ入学ヲ許可ス。

一、外国学生ニハ本学学生ニ関スル規程ヲ準用ス。

東京工業大学

- 一、外国人ニシテ学則第三章(本科生ニ対スル規定)ノ規程ニ依ラズシテ入学ヲ願出ツル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ノ規定ニ依リ之ヲ入学セシムルコトヲ得。
- 一、前条ノ規程ニ依リ入学シタル外国学生ニシテ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科理科卒業者ト同等以上ノ学力アリト認めラレタル者ハ学士試験ヲ受クルコトヲ得。
- 前項ノ検定ヲ受ケムトスル者ハ検定料五円ヲ添ヘ願出ツベシ。

長崎医科大学

- 一、明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可ス
- 一、特別入学志願者ニ対シテハ本学ニ於テ学力検定試験ヲ行ヒ合格者ハ普通学生ト同様履修セシメ本学所定ノ試験ニ合格シタル者ハ本人ノ願ニ依リ高等学校高等科理科卒業ノ学力検定ヲ行ヒ之ト同等以上ト認めタルトキハ卒業證書ヲ授与スルコトヲ得
- 一、外国人ニシテ高等学校高等科理科卒業程度ノ試験ニ合格シタル者ハ普通学生トシテ入学ヲ許可ス
- 一、外国学生ニハ本学学生ニ関スル規定ヲ準用ス

金沢医科大学

外国人ニシテ本学ニ入学ヲ志願セントスル者アルトキハ外務省在外公館又ハ本

邦所在ノ外国公館ノ紹介書ニ左ノ書類ヲ添ヘテ之ヲ提出セシメ学科試験並ニ身体検査ヲ行ヒ銓衡ノ上明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依リ入学ヲ許可スルモノトス。

一、提出書類

- 1、入学願書
- 2、履歷書
- 3、卒業證明書（出身学校長ノ調書トス）
- 4、写真（手札型、半身、脱帽）
- 5、入学検定料（学部 拾円）
（専門部 五円）
- 6、紹介書（中華民國人ハ興亜院ノ紹介書）

千葉 医科 大学

外国人特別入學取扱内規ニ依リ外国人ニシテ高等学校卒業者ニアラズシテ入学ヲ出願シタル場合ハ特別生トシテ入学ヲ許可スルモ特別生ハ興亜院ノ紹介アルモノニ限り考査（一般学生、入學試験ト同等ノ試験）ノ上入学ヲ許可ス其他ニ就テハ左記ノ規程ニ依ル。

- 一、明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニヨリ之ヲ許可ス。
- 一、外国学生ニシテ本學所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニ依リ学力ヲ検定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ卒業證書ヲ授与スルコトヲ得。
- 一、外国学生ニシテ高等学校高等科卒業程度ノ試験ニ合格シタル者ハ普通学生トシテ入学ヲ許可ス。
- 一、外国学生ニハ本學学生ニ關スル規程ヲ準用ス。

東京 文理 科 大学

本邦学生ト同様ノ取扱ヲナス

広島 文理 科 大学

中華民國留學生ハ興亜院、其他ハ本邦所在ノ外国公館ノ紹介書ヲ提出セシムル外ハ入學志願手續等ハ一般志願者ト同様ナリ。

◎ 第十一回記事要旨 十一月二十六日

◇ 第十二回委員會の決定により訂正

第十一回外国人留學生取扱ニ關スル調査委員會記事要旨
昭和十七年十一月二十六日

一、日時 昭和十七年十月十三日（火曜日） 自午後三時
至午後五時

一、場所 大講堂南側控室

一、出席者

竹内委員長

委員 横田（我妻委員代理）、龜山、坪井

丹羽、井口

幹事 石井、進藤、大室

議題

一、研究生ニ關スル件（前回ノ継続）

前回ニ於ケル右議題ニ付キ、審議ヲ続行シタル結果、各委員ノ意見ニシテ一致セル條項左ノ如シ。

一、外国人留學生ニ對スル研究生制度ヲ存続ス。

一、外国人留學生ニ對シ、學部通則第三十六條ヨリ第四十七條ニ至ル諸條ヲ適用シ、特ニ之ガ條文ノ修正ノ必要ヲ認メズ。

而シテ、第三十七条「専門学校令ニ依ル専門学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ」ノ意味ヲ、外国人留学生研究生ニ就テハ、当該國ノ大学卒業ヲ標準トスルコトヲ内規トシテ定メ、之ヲ各学部共通のノモノトスルコト。

一、履歴、人物、思想及健康ニツキ、中央機關ニテ調査スルコトハ、一般ノ外国人留学生ト同様ニスルコト。

尚、外国人留学生ニ就テハ、中央機關ニテ身許調査ヲ了シタル者ト雖モ、常ニ注意ヲ怠ラザル様、隨時各学部ト連絡ヲ取ルコト。

前回ニ於テ「外国人選科生ノ入学願書ハ、之ヲ受理セザル方可ナラン」トノ意見多數ナリシモ、其決定ニ付キテハ、坪井委員ノ出席ヲ待チテ行フコトトナリタルコトニ関シ、委員長ヨリ同委員ニ対シテ次回席上、**鞋替部**并**於竹**長曲【見】ヲ開陳セラレ度旨述べラレタリ。

一、女子入學志願者ニ関スル件

右ニ付キ種々意見開陳アリタルモ、次回ニ重ネテ検討スルコトトナル。

次回ハ十月二十七日(火曜日)午後三時ヨリ開催ノ予定

議題

一、女子入學志願者ニ関スル件(前回ノ継続)

*起案文書冒頭右下に「日付ト頁ヲツケルコト」と鉛筆で書込みがある。この日の日付は、孔版タイプ印刷となっている。

◎参考資料一一一 学部通則第三十六条―第四十七条(現行)

第三十六条 各学部ニ於テ特殊事項ニ関スル研究ニ従事セント欲スル者アルトキハ当該学部ニ於テ之ヲ適當ト認メ且支障ナキ場合ニ限り之ヲ研究生トシテ許可スルコトアルヘシ

研究生ハ指導教員ノ指導ヲ受ケ研究ニ従事スルモノトス

第三十七条 研究生トシテ許可スヘキ者ハ専門学校令ニ依ル専門学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ当該学部ニ於テ適當ナリト認メタルトス

第三十八条 研究生タラントスル者ハ願書ニ研究事項ヲ記載シ履歴書ヲ添ヘ当

該学部長ニ願出ツヘシ

学部長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経総長ノ認可ヲ得テ之ヲ許可ス

研究生ノ指導教員ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ之ヲ定ム

第三十九条 研究生ノ許可ハ每学期ノ始メトス但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ

限ニ在ラス

第四十条 研究生ノ研究期間ハ之ヲ一年トス但シ其ノ研究ヲ継続セントスルト

キハ理由ヲ具シ学部長ニ願出ツヘシ

学部長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経総長ノ認可ヲ得テ期間ノ延長ヲ許可スルコ

トヲ得

第四十一条 指導教員ニ於テ必要ト認ムルトキハ学部長ハ当該学部教授会ノ議

ヲ経テ研究生ニ対シ学部ノ講義又ハ実験ニ出席ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十二条 研究生ハ攻究料トシテ一年金七十五円ヲ納付スヘシ

一学年ヲ二学期ニ分ツ学部ニ在リテハ五月及十一月ニ各其ノ二分ノ一ヲ、一

学年ヲ三学期ニ分ツ学部ニ在リテハ五月、十一月、一月ニ各其ノ三分ノ一ヲ

納付セシム

既納ノ攻究料ハ之ヲ還付セス

第四十三条 研究ニ要スル実費ハ別ニ之ヲ徴収スルコトアルヘシ

第四十四条 研究生ニシテ他ノ業務ニ従事セントスルトキハ学部長ノ許可ヲ受

クヘシ

第四十五条 研究生ニシ相当ノ成績アリト認メラレタル者ニハ当該学部長ハ学

部教授会ノ議ヲ経テ研究證明書ヲ附与スルコトアルヘシ

第四十六条 研究生退学セントスルトキハ当該学部長ニ願出ツヘシ

第四十七条 研究生ニ適セスト認メラレタル者ハ当該学部教授会ノ議ヲ經テ学部長之ヲ除名ス

◎第十二回記事要旨 十月二十七日

第十二回外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記事要旨

一、日時 昭和十七年十月二十七日(火) 自午後 三時 至午後五時三十分

一、場所 大講堂南側控室

一、出席者

竹内委員長

委員 龜山、戸田(市河委員代理)、坪井、橋爪、井口

幹事 石井、進藤、大室

議題

一、女子入学志願者ニ関スル件

標記ノ議題ニ付キ審議シタル結果、左ノ通り意見ノ一致ヲ見タリ。

「本科学生トシテハ当分ノ間ハ入学ヲ許可セザルコト」ヲ内規トシテ定メ、大学院学生、研究生及聴講生ハ男子同様、夫々ノ学力ヲ有スル資格者ニ対シテ入学ヲ許可ス。

次ニ第十一回委員会記事要旨中第三頁、第六行目中ノ「理学部ニ於ケル」ヲ抹殺シ、「意向」ヲ「意見」ト改ムルコトニ決定シタル後、坪井委員ハ「外国人選科生ノ入学願書ハ、之ヲ受理セザル方可ナラン」トノ意見ニ同意セラレタルヲ以テ、從ツテ此条項ハ全委員ノ一致シタル意見トナレリ。

次回ハ十一月十七日(火曜日)午後三時ヨリ開催ノ予定

議題

一、委員会経過竝ニ結果報告案ニ関スル件

〔外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会(昭和十七(一九四二)年・東京帝国大学)の記録

◎第十三回記事要旨 十一月十七日

〔昭和拾七年十一月廿四日〕

第十三回外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記事要旨

一、日時 昭和十七年十一月十七日(火曜日) 自午後 三時 至午後五時三十分

一、場所 大講堂南側控室

一、出席者

竹内委員長

委員 我妻、龜山、市河、坪井、丹羽、柳川(橋爪委員代理)、

井口

幹事 石井、進藤、大室

議題

一、委員会経過竝ニ結果報告案ニ関スル件

議事ニ入ルニ先チ、本委員会ノ目的、会議経過概要(至十二回會議)及協議決定事項一覽案(第一回乃至第十二回分)ヲ、各委員ニ配布セラレアリテ、委員長ヨリ右案作製ニ関スル説明アリ、続イテ審議ニ入ル。

委員会ノ目的及會議経過概要ニ対シテハ、別ニ異議ナク、通過ヲ見タリ。次ニ協議決定事項一覽案(第一回乃至第十二回分)ニ対スル検討ヲ行ヒ、各委員ノ意見ノ開陳アリタル結果、左ノ如ク一部改訂決定ヲ見タリ。

一、外国人留学生ニ関スル原則

(イ)教育目的

外国人留学生ニ対スル教育ハ、夫々其ノ専門学科ニ就テノ知識技能ヲ授クルト共ニ、我國文化ノ一般ヲ理解スルニ足ル教養ヲモ与フルヲ以テ目的トス。

(ロ)収容限度

外国人留学生ノ收容限度ハ、本科生、大学院学生其他ノ総テニ亘リ、
本学各学部ニ於テ支障ナキ範圍トス

(内規)

大学院ニ就キテハ日本人ノ出願者ナキ場合ニ就(於)テモ、将来
日本人ノ出願者アル場合ヲ考慮シ、若干收容ノ余地ヲ残スコト。
イ銓衡

(1)外国人留学生入學志願者ノ取扱ニ関シ、学内ニ一中央機關ヲ設置シ、
左ノ事項ニ関スル銓衡ヲ行ハシム。

(イ)履歴、人物、思想、健康等

(ロ)日本語ノ語学力

(2)各学部ニ於テハ前記(1)ノ銓衡ニ合格シタルモノニ対シ、当該学部ノ修
学ニ必要ナル一般の素養ニ就キ筆記、口述及其他適當ナル方法ニ依ル
銓衡ヲ行ヒ、入學ノ許否ヲ決ス。

前項ノ銓衡ニ於ケル用語ハ之ヲ各学部ノ定ムルトコロニ拠ラシム

(ニ)在学中ノ指導監督

(1)中央機關ニ於テハ外国人留学生ニ関シ其指導監督上常ニ注意ヲ怠ラザ
ル様隨時各学部ノ指導監督機關ト連絡ヲ取ルモノトス

(2)各学部ニ当該学部ニ於ケル外国人留学生ノ指導監督機關ヲ設置シ、前
記中央機關ト連絡シテ指導監督ノ完璧ヲ期スルコトトス

二、入學資格

(イ)本科生

(1)高等学校(学習院高等科、第一高等学校特設高等科、台北高等学校、
旅順高等学校及東亜学校高等科ヲ含ム、以下之ニ同ジ)ノ卒業者ニシ
テ、日本人学生ト同一ノ入學試験ニ合格シタルモノヲ入學セシムルコ
トハ從前通トス。

(内規)

前項ノ場合ニ於ケル日本人学生ノ收容數ハ、前項ニ依ル入學者數
ニ拘ラズ定員通りトスルコトヲ得。

(2)学部通則第七十七条ニ依リ本科生學生ニ準ズルモノタラムコトヲ出願シ
得ルモノノ左ノ如シ。

(イ)日本ノ高等学校又ハ專門学校以上ニ相当スル外国ノ学校ヲ卒業シ、
又ハ之ニ相当スル学力ヲ有スルモノニシテ、夫々適當ナル機關ノ推
薦アリタルモノ。

(註)(イ)中「適當ナル機關」ハ国際学友会、滿洲国留日学生会、日華
学会、日独文化協会、日伊協会等相当信用アル機關トス

(内規)

「適當ナル機關」ニ就テハ別ニ調査ノ上、之ヲ協議決定シ、将来
モ隨時其ノ實質ヲ検討スベキモノトス。

(ロ)高等学校卒業者

(内規)

前記(1)ノ入學ヲ出願セザリシモノ、外同(1)ノ入學試験ニ合格セザ
リシモノヲモ含ム。

(ロ)大学院学生

学部通則第五十五条ヲ適用スルモノトス。但シ各学部ニ於テ内規ヲ設ケ
厳選方針ヲ採ルモノトス。

(イ)選科生

入學願書ヲ受理セザルコト、ス。

(ロ)聴講生

学部通則第三十三条ヲ適用ス。

(内規)

「適當ナル機關」ノ紹介アルモノヲモ考慮ス。而シテ聴講生タル
コトヲ志願シタル理由ヲモ充分調査スルコト、シ、各学部ニ於ケ

ル入学許可ニ際シテハ嚴選主義ニ依ルコト、ス。

(附) 研究 生

学部通則第三十六條ヨリ第四十七條ニ至ル諸條ヲ適用ス。

(内規)

第三十七條「専門学校令ニ依ル専門学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ」ノ意味ヲ、外国人留學生研究生ニ就テハ、当該國ノ大學卒業ヲ標準トス。

三、女子入学志願者

大学院學生、研究生、聴講生ハ、男子ト同様夫々ノ学力其他ノ條件ヲ有スル資格者ニ對シテ入学ヲ許可ス

(内規)

女子外国人入学志願者中、本科學生トシテハ当分ノ間入学ヲ許可セザルコト、ス。

次ニ四、證書及證明書ニ關シテハ種々検討セラレタルモ次回ニ於テ重ネテ審議スルコト、ナル。

次回ハ十一月二十四日(火曜日)午後三時ヨリ開催ノ予定。

議題

一、委員會經過竝ニ結果報告案ニ關スル件(前回ノ繼續)

*出典Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとも印で記されている。

◎配付資料一三一― 委員會ノ目的

※第十三回委員會にて配付

◇第十六回委員會の用語統一決定により訂正

昭和拾七年拾壹月拾參日

委員會ノ目的

從來本學ニ於ケル外國留學生ノ入学許可ニ關シテハ、一面高等學校ヲ經由セ

ル本籍【学部】學生ヲ始メ、大学院學生、選科生、聴講生、研究生ノ総テニ亘リ、内地學生ト全ク同様ノ取扱ヲナスト共ニ、他面学部通則第七十七條ニ依ル便法トノ二途ヲ開カレツ、アルモ、而モ國語等ノ關係ヨリシテカ、優秀ナル留學生ノ入学スルモノ事案上僅少ナリ。然ルニ、今回大東亞共榮圈ノ樹立ヲ見、同地域ヨリノ入学志願者モ相當増加スベク、我國トシテモ、此等共榮圈内各國ノ指導者トラントスル者ニ對シテ適切ナル教育ヲ附与スルコトハ必要事タリ。又最近我が國力ノ著シキ發展ニ刺戟セラレテ、共榮圈外ノ諸國ヨリ留學ヲ志願シ來ルモノモ漸次増大スル傾向ニアリ。此等ニ對シ、我國文化ノ真相ヲ十分理解セシムルコトハ國策上極メテ重要事ナリト云フベシ。本學ニ於テハ、此等ノ諸點ヲ考慮シ、現下ノ狀勢ニ対応スル為メ、茲ニ本委員會ヲ設置シ、我が國學生ノ教育ニ支障ナキ限リ、一般外國留學生志願者ノ入学條件ヲ適度ニ緩和スベク、其實格、銓衡方法、其他ニ關スル制度ノ再検討ヲ行ヒ、併セテ、從來動モスレバ留【外國】學生中却ツテ我國ニ對シ惡感情ヲ懷持シ、其帰國後、國際親善上惡影響ヲ及ボセシ实例モ少カラザリシニ鑑ミ、外國留學生在学中ノ指導監督改善方ヲモ審議立案セントスルモノナリ。

◎配付資料一三二― 會議經過概要

※第十三回委員會にて配付

◇第十六回委員會の用語統一決定により訂正

會議經過概要(至十二回會議)

発令

昭和十七年五月二十日

委員 我妻、竹内、龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、

井口

幹事 石井、進藤、大室
 昭和十七年五月二十六日
 竹内委員長

会議状況

第一回	第二回	第三回
五月廿六日(火) 自午後三時 至午後五時	六月九日(火) 自午後三時 至午後六時	六月十七日(水) 自午後三時 至午後五時
出席者 総長 竹内委員長 委員 我妻、龜山 市河、坪井	出席者 総長 竹内委員長 委員 我妻、龜山 市河、坪井 丹羽、橋爪 井口 幹事 石井、進藤 大室	出席者 総長 竹内委員長 委員 我妻、市河 丹羽、橋爪 井口 幹事 石井、進藤 大室
議題 外國留學生入学 二関スル件	ナシ	資格二関スル件
備考 国際学友会主催奈良 縣、瀧洲留日学生 会理事長吉米地四樓 及日華学会教育部長 近藤道元三氏ヨリ夫 々外國留學生取扱 状況ノ説明並ニ本学 開放ニ対スル意見ノ 開陳アリ		

〔改訂後〕代部分

第四回	第五回	第六回
六月十三日(火) 自午後一時 至午後三時 三十分	六月三十日(火) 自午後三時 至午後五時	七月七日(火) 自午後三時 至午後五時
出席者 総長 竹内委員長 委員 我妻、龜山 市河、坪井 丹羽、橋爪 井口 幹事 石井、大室	出席者 総長 竹内委員長 委員 我妻、龜山 市河、坪井 丹羽、井口 幹事 石井、進藤 大室	出席者 竹内委員長 委員 我妻、龜山 市河、坪井
議題 林科生大學銓衡二 関スル件	議題 林科生大學銓衡二 関スル件 (前回ノ継続) 外國留學生入学 試験ニ関スル件	議題 外國留學生入学 試験ニ関スル件 (前回ノ継続)
備考		

〔袋綴じ折返し部分〕

第七回	
七月十四日(火) 自午後二時 三十分 至午後五時 四十分	
出席者 総長 竹内委員長 委員 龜山、市河 坪井、丹羽 橋爪、井口 幹事 石井、進藤 大室	出席者 丹羽、橋爪 井口 幹事 石井、大室
議題 大学院學生、選科 生、聽講生及研究 生ニ関スル件(前 回ノ継続)	議題 大学院學生、選科 生聽講生及研究 生ニ関スル件
備考	

第八回	七月二十一日(火) 自午後三時 至午後五時	竹内委員長 委員 龜山、市河 丹羽、井口 幹事 石井	大正陸研究種案二 関スル件 中間報告案ニ関スル 件	総長ノ命ニ依リ竹内 委員長ヨリ評議会席 上ニ於テ本委員会ノ 決議事項中間報告アリ
評議会 ノ中間 報告	七月二十八日			

〔改正〕續じ代部分

第九回	九月十五日(火) 自午後三時 至午後五時	竹内委員長 委員 我妻、市河 坪井 幹事 石井、大室	選科生、聴講生 研究生ニ関スル件 (前回ノ継続) 中間報告ノ経過報 告ニ関スル件	我妻委員ヨリ 一、第一次学試験ニ 合格セザリシ者モ 外国人学生ナルガ 故ニ特ニ入学ヲ許 可サルトセバ、 之ニ対スル卒業證 書ノ書式ハ、一般 ノ卒業證明トハ若 干異ニスル必要ア ルニアラズヤ 一、一高等学校舊制科 卒業ト同等以上ト 認メタルトキ、ナ ル条件ハ、大学ニ 於ケル学部通則ノ 定ムル試験ニ合格 シタル者ニ対シテ 《軍古不學之ヤ トノ疑問提出アリ
-----	----------------------	-------------------------------------	--	---

〔改正〕折返し部分

第十回	十月六日(火) 自午後三時 至午後五時	竹内委員長 委員 横田(我妻 委員代理)、 龜山、市河 丹羽、柳川 (橋爪委員 代理)、井口 幹事 石井、大室	選科生、聴講生 研究生ニ関スル件 (前回ノ継続)	我妻委員旅行中同委 員代理横田教授ヨリ 前回ニ於ケル我妻委 員同様ノ疑問提出ア リテ種々討議セタル モ結論ニ到達セス、 將來改メテ再審議ヲ ナスコトニ決セリ。
第十一回	十月十三日(火) 自午後三時 至午後五時	竹内委員長 委員 横田(我妻 委員代理)、 龜山、坪井 丹羽、井口 幹事 石井、進藤 大室	研究生ニ関スル件 (前回ノ継続) 女子入学志願者ニ 関スル件	
第十二回	十月二十七日(火) 自午後三時 至午後五時 三十分	竹内委員長 委員 龜山、戸田 (市河委員 代理)、坪井 橋爪、井口 幹事 石井、進藤 大室	女子入学志願者ニ 関スル件 前回ノ繼 続	

*訂正記入は、出典I中の印刷物及び出典II中の起案文書による。

◎配付資料一三—三 協議決定事項一覽

※第十三回委員会にて配付

◇第十三、十四回委員会ノ決定、及び第十六回委員会ノ用語
統一決定により訂正。但し、——の部分は、委員会決定に

よらずに報告書(案)で消されている部分。

昭和十七年十一月十六日

協議決定事項十章(第十回)及第十七回(本)

一、外国凡種学生ニ関スル其原則

(イ)教育目的

外国凡種学生ニ対スル教育ハ、夫々其ノ専門学科ニ就テノ知識技能ヲ授クルト共ニ、我國文化ノ一般ヲ理解スルニ足ル教養ヲモ与フルヲ以テ目的トス。 十一月廿五日

(ロ)収容限度

外国凡種学生ノ収容限度ハ、本科【学部】学生、大学院学生其他ノ総テニ亘リ、本学各学部ニ於テ支障ナキ範圍トス 十一月廿五日

(内規)

大学院ニ就キテハ日本人ノ出願者ナキ場合ニ於テモ、将来日本人ノ出願者アル場合ヲ考慮シ、若干収容ノ余地ヲ残スコト。 十一月廿五日

廿四日

(イ)銓 衡

(1)外国凡種学生入学志願者ノ取扱ニ関シ、学内ニ一中央機関ヲ設置シ、左ノ事項ニ関スル銓衡ヲ行ハシム。

(一)履歴、人物、思想、健康等

中央機関ハ於テ其ノ詳細審査ヲ行ハル者ト雖モ其注意ヲ怠ラザル様隨時各学部ト連絡ヲ取ルルコトヲ旨トス 十一月廿五日

(二)日本語ノ語学力

(2)各学部ニ於テハ前記(1)ノ銓衡ニ合格シタルモノニ対シ、当該学部ノ修学ニ必要ナル一般の素養ニ就キ筆記、口述及其他適當ナル方法ニ依ル銓衡ヲ行ヒ、入学ノ許否ヲ決ス。

前項ノ銓衡ニ於ケル用語ハ之ヲ各学部ノ定ムルトコロニ抛ラシム 十一月廿五日

十一月廿五日

(ニ)在学中ノ指導監督

(1)中央機関ニ於テハ外国凡種学生ニ関シ其指導監督上常ニ注意ヲ怠ラザル様隨時各学部ノ指導監督機関ト連絡ヲ取ルモノトス

(2)各学部ニ特別イ【当該学部ニ於ケル外国凡種学生ノ】指導監督機関ヲ設置シ、前記中央機関ト連絡シテ指導監督ノ完璧ヲ期スルコトトス。 十一月廿五日

二、入学資格

(イ)本科【学部学】生

(1)高等学校(学習院高等科、第一高等学校特設高等科、台北高等学校、旅順高等学校及東亜学校高等科ヲ含ム、以下之ニ同ジ)ノ卒業者ニシテ、日本人学生ト同一ノ入学試験ニ合格シタルモノヲ入学セシムルコトハ從前通トス。

(内規)

前項ノ場合ニ於ケル日本人学生ノ収容数ハ、前項ニ依ル入学者数ニ拘ラズ定員通リトスルコトヲ得。

(2)学部通則第廿七條并依リ【前項ノ外、外国人ニシテ】本科【学部】学生ト雖モ其ノタラムコトヲ出願シ得ルモノノ左ノ如シ。

(甲)前記(1)ノ入学試験ニ合格セザルモノ

(乙)高等学校卒業者トシテハ前記(1)ノ入学ヲ出願セザルモノ

(三)【一】日本ノ高等学校又ハ専門学校以上ニ相当スル外国ノ学校ヲ卒業シ、又ハ之ニ相当スル学力ヲ有スルモノニシテ、夫々適當ナル機関ノ推薦アリタルモノ。

(註) (甲) (乙) (丙) 適當ナル機関ハ国際学友会、満洲国留日学生

会、日華学会、日独文化協会、日伊協会等相当信用アル機関トス

(内規)

「適當ナル機関」ニ就テハ別ニ調査ノ上、之ヲ協議決定シ、將來モ隨時其【ノ】実質ヲ検討スベキモノトス。〔六月十七日〕

【(二)高等学校卒業者

(内規)

前記(1)ノ入学ヲ出願セザリシモノハ【ノ】外同(1)ノ入学試験ニ合格セザリシモノヲモ含ム。】

(四)大学院学生

学部通則第五十五条ヲ適用スルモノトス。但シ各学部ニ於テ内規ヲ設ケ厳選方針ヲ採ルモノトス。〔六月十七日〕

(イ)選科生

入学願書ヲ受理セザルコトトス。〔六月十七日〕

(ロ)聴講生

学部通則第三十三条ヲ適用ス。

(内規)

「適當ナル機関」ノ紹介アルモノヲモ考慮ス。而シテ聴講生タルコトヲ志願シタル理由ヲモ充分調査スルコトトス。〔六月十七日〕

ニ於ケル入学許可ニ際シテハ厳選並ニ【方針】ニ依ルコトトス。〔六月十七日〕

【ト】ス。〔六月十七日〕

(六)研究生

学部通則第三十六条ヨリ第四十七条ニ至ル諸条ヲ適用ス。

(内規)

第三十七条「専門学校令ニ依ル専門学校ヲ卒業シタル者又ハ之下同等以上ノ学力ヲ有シ」ノ意味ヲ、外国人留學生研究生ニ就テハ、当

該国ノ大学卒業ヲ標準トス。〔六月十七日〕

三、女子入学志願者

〔附則〕

女子留學生ニシテ志願者中、本科學生トシテハ普通ノ間入學許可セザルコトトス。〔六月十七日〕

大学院學生、研究生、聴講生ハ、男子ト同様夫々ノ学力其他ノ条件ヲ有スル資格者ニ対シテ入学ヲ許可ス。〔六月十七日〕

(内規)

女子外国人入學志願者中、本科【学部】學生トシテハ当分ノ間入學ヲ許可セザルコトトス。】

四、證書及證明書

(イ)學士試験合格證書

本科學生ニ對シテ【入學資格(1)(2)ニ依リ入學シタル】外国【人本科【学部】學生ニシテ、醫學部醫學科ニ在リテハ四學年以上、其他ノ學部及學科ニ在リテハ三學年以上在學シ、且學部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ、之ニ合格シタル者ニハ、本科ノ志願並ニ【方針】學士試験合格證書ヲ付与ス。〔六月十七日〕

(ロ)大学院研究證明書

外国人留學生ニシテ、大学院ニ二年以上在學ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ、成績見ルベキモノニ對シ、本人ノ志望ニ依リ、教授會ノ議ヲ經テ學部長ノ副申アリタル場合、總長ヨリ大学院研究證明書ヲ付与ス。〔六月十七日〕

国籍	氏名
右ハ東京帝国大学大学院学生トシテ〇〇学部ニ 於テ東京帝国大学教授〇〇〇〇指導ノ下ニ〇年 間「〇〇〇〇」ニ就キ研究シタリ仍テ之ヲ證ス	
年 月 日	
印	東京帝国大学総長位階勲等学位姓名印

(体裁ニ関シテハ、石版刷トナスモ学位記ト混同セザル程度トス)

◎第十四回記事要旨 十一月二十四日
 (昭和拾七年十一月卅日)

第十四回外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記事要旨

- 一、日時 昭和十七年十一月二十四日(火曜日) 自午後三時 至午後六時
- 一、場所 大講堂南側控室
- 一、出席者

竹内委員長
 委員 我妻、龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口
 幹事 石井、進藤、大室

議題

- 一、委員会經過並ニ結果報告案ニ関スル件(前回ノ継続)
- 前回ニ於テ協議ノ上、修正サレタル協議決定事項一覽ニツキ、重ネテ検討

ヲ行ヒタルトコロ、各委員ヨリ種々意見ノ開陳アリテ、再ビ左ノ如ク一部修正決定セラレタリ。即チ
 一、外国人留学生ニ関スル原則

(イ)教育目的

外国人留学生ニ対スル教育ハ、夫々其ノ専門学科ニ就テノ知識技能ヲ授クルト共ニ、我國文化ノ一般ヲ理解スルニ足ル教養ヲモ与フルヲ以テ目的トス。

(ロ)収容限度

外国人留学生ノ収容限度ハ、本科生、大学院学生其他ノ総テニ巨リ、本学各学部ニ於テ支障ナキ範圍トス

(内規)

大学院ニ就キテハ日本人ノ出願者ナキ場合ニ於テモ、将来日本人ノ出願者アル場合ヲ考慮シ、若干収容ノ余地ヲ残スコト。

(イ)銓衡

(1)外国人留学生入学志願者ノ取扱ニ関シ、学内ニ中央機關ヲ設置シ、左ノ事項ニ関スル銓衡ヲ行ハシム。

(一)履歴、人物、思想、健康等

(二)日本語ノ語学力

(2)各学部ニ於テハ前記(1)ノ銓衡ニ合格シタルモノニ対シ、当該学部ノ修学ニ必要ナル一般の素養ニ就キ筆記、口述及其他適當ナル方法ニ依ル銓衡ヲ行ヒ、入学ノ許否ヲ決ス。

(ロ)在学中ノ指導監督

- (1)中央機關ニ於テハ外国人留学生ニ関シ其指導監督上常ニ注意ヲ怠ラサル様隨時各学部ノ指導監督機關ト連絡ヲ取ルモノトス
- (2)各学部ニ当該学部ニ於ケル外国人留学生ノ指導監督機關ヲ設置シ、

前記中央機関ト連絡シテ指導監督ノ完璧ヲ期スルコトトス
二、入学資格

(イ)本科生

(1)高等学校(学習院高等科、第一高等学校特設高等科、台北高等学校、旅順高等学校及東亜学校高等科ヲ含ム、以下之ニ同ジ)ノ卒業者ニシテ、日本人学生ト同一ノ入学試験ニ合格シタルモノヲ入学セシムルコトハ従前通トス。

(内規)

前項ノ場合ニ於ケル日本人学生ノ収容数ハ、前項ニ依ル入学者数ニ拘ラズ定員通リトスルコトヲ得。

(2)前項ノ外、外国人ニシテ本科学生タラムコトヲ出願シ得ルモノ左ノ如シ。

(一)日本ノ高等学校又ハ専門学校以上ニ相当スル外国ノ学校ヲ卒業シ、又ハ之ニ相当スル学力ヲ有スルモノニシテ、夫々適當ナル機関ノ推薦アリタルモノ。

(註)「適當ナル機関」ハ国際学友会、滿洲国留日学生会、

日華学会、日独文化協会、日伊協会等相当信用アル機関トス

(内規)

「適當ナル機関」ニ就テハ別ニ調査ノ上、之ヲ協議決定シ、将来モ隨時其ノ実質ヲ検討スベキモノトス。

(二)高等学校卒業業者

(内規)

前記(1)ノ入学ヲ出願セザリシモノノ外同(1)ノ入学試験ニ合格セザリシモノヲモ含ム。

(ロ)大学院学生

学部通則第五十五条ヲ適用スルモノトス。但シ各学部ニ於テ内規ヲ設ケ厳選方針ヲ採ルモノトス。

(イ)選科生

入学願書ヲ受理セザルコトトス。

(ロ)聴講生

学部通則第三十三条ヲ適用ス。

(内規)

「適當ナル機関」ノ紹介アルモノヲモ考慮ス。而シテ聴講生タルコトヲ志願シタル理由ヲモ充分調査スルコトトシ、各学部ニ於ケル入学許可ニ際シテハ厳選主義ニ依ルコトトス。

(ロ)研究生

学部通則第三十六条ヨリ第四十七条ニ至ル諸条ヲ適用ス。

(内規)

第三十七条「専門学校令ニ依ル専門学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ」ノ意味ヲ、外国人留學生研究生ニ就テハ、当該國ノ大学卒業ヲ標準トス。

三、女子入学志願者

大学院学生、研究生、聴講生ハ、男子ト同様夫々ノ学力其他ノ条件ヲ有スル資格者ニ対シテ入学ヲ許可ス

(内規)

女子外国人入学志願者中、本科学生トシテハ当分ノ間入学ヲ許可セザルコトトス。

四、證書及證明書

(イ)学士試験合格證書

入学資格(イ)ノ(2)ニ依リ入学シタル外国人本科学生ニシテ、医学部医学科ニ在リテハ四学年以上、其他ノ学部及学科ニ在リテハ三学年以

上在学シ、且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ、之ニ合格シタル者ニハ、
学士試験合格證書ヲ付与ス。(七月七日)

(何)大学院研究證明書

外国人留学生ニシテ、大学院二年以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ
提出シ、成績見ルベキモノニ対シ、本人ノ志望ニ依リ、教授会ノ議
ヲ經テ学部長ノ副申アリタル場合、総長ヨリ大学院研究證明書ヲ付
与ス。(七月十四日)

證明書ノ雛型左ノ如シ。(七月二十日)

印	東京帝国大学総長位階勲等学位 姓名 印
---	---------------------

右ハ東京帝国大学大学院学生トシテ〇〇学部ニ
於テ東京帝国大学教授〇〇〇指導ノ下ニ〇年
間「〇〇〇」ニ就キ研究シタリ仍テ之ヲ證ス
年 月 日

(体裁ニ関シテハ、石版刷トナスモ学位記ト混同セザル程度トス)

協議終リテ後、次回ニ於ケル議題ヲ留学生総衡、指導監督機関ニ関スル件トナ
シ、其原案ハ、委員長ヲ中心トシテ、大室、石井両幹事ノ許ニ於テ之ヲ作製ス
ルコトニ決定ス。

次回ハ十二月一日(火曜日)午後三時ヨリ開催ノ予定。

議題

一、留学生総衡、指導監督機関ニ関スル件

*出典Ⅱでは印であるが、出典Ⅰでは「昭和十七年十一月三十日」とペン書き
で記入、出典Ⅲにおいては「昭和拾七年十二月壹日」と印で記されている。
**この日付は起案文書中でも消されている。以下同様。

◎第十五回記事要旨 十二月十五日

昭和十七年十二月十五日

第十五回外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記事要旨

- 一、日時 昭和十七年十二月一日(火曜日) 自午後四時
至午後六時
- 一、場所 大講堂南側控室
- 一、出席者

竹内委員長

委員 我妻、龜山、市河、坪井、橋爪、井口

幹事 石井、進藤、大室

議題

一、留学生総衡、指導監督機関ニ関スル件

委員長、大室石井両幹事ノ許ニ於テ作製セル留学生総衡、指導監督機関案
ヲ各委員ニ配布、委員長ヨリ説明アリテ審議ニ入り検討ヲ行ヒタルトコロ、
各委員ヨリ種々意見ノ開陳アリタル結果、原案ノ四項目ヲ三項目トナシ左
ノ如ク改訂ヲ見タリ。即チ

留学生総衡、指導監督機関(案)

一、中央ニ留学生指導委員会ヲ置キ留学生ノ入学指導監督ニ関スル一般的事項
ヲ審議処理ス、ソノ委員左ノ如シ

各学部留学生指導教授中ヨリ各一名、庶務課長、会計課長、学生課長、
又入学総衡等ノ必要ニヨリ臨時委員ヲ置クコトアルベシ

一、各学部ニ留学生指導教授ヲ置キ当該学部留学生ノ指導誘掖ニ任ズ

東京帝国大学留學生指導委員會規程案ヲ各委員ニ配付、先ツ石井幹事ヨリ説明アリテ審議ニ入り、左ノ如ク一部修正ノ上原案通り可決セラレタリ。

第一条、第一行ノ「ソノ」ノ二字ヲ削除シ、第五条、二ノ「学生主事」ヲ「学生主事若干名」ト改ム。

一、用語統一ニ関スル件。

標記ノ議題ニツキ、検討ヲ行ヒタル結果、左ノ如ク決定セリ。

一、外国学生 (本学ニ於ケル外国人ノ学生生徒一般ヲ呼称スルニ用ヒントスルモノニシテ学部通則第十一ニ在ル附註【外国学生】ノ意義ヨリモ広キ)

意義ヲ有セシメントス

一、学部学生 (本科生又ハ本科生トモ称セラレツ、アル正規ノ学生ノ謂トシテ卒業ノ上學士ト称スルコトヲ許容セラルベキ予定ノモノヲ意味セシメントス)

一、嚴選方針

次回八十二月二十二日(火曜日)ノ午後三時ヨリ。

議題

一、本委員會報告書案ニ関スル件

*出典I、II、IIIとも印で記されている。

◎配付資料一六一一 用語種類

※配付日不明

用語種類

一、外国学生、外国人留學生、留學生。

一、本科生、本科生。

一、銓衡、檢定、試験。

一、条項、条文。

一、嚴選主義、嚴選方針。

一、出願者、志願者。

一、其他。

◎配付資料一六一二 東京帝国大学留學生指導委員會規程(案)

※第十六回委員會にて配付

◇第十六回委員會の決定(用語統一決定を含む)により訂正

東京帝国大学留【外国】學生指導委員會規程(案)

第一条 東京帝国大学ニリリ留【外国】學生ノ指導誘掖ニ資スルタメ留【外国】學生指導委員會ヲ置ク

第二条 本会ハ総長ノ監督ニ属シ左ニ掲グル事項ヲ協議シソノ処理ニ当ルモノトス

一、留【外国】學生ノ入学銓衡ニ関スル事項

二、留【外国】學生ノ訓育指導ニ関スル事項

三、各学部ニ於ケル留【外国】學生指導機關ノ連絡ニ関スル事項

第三条 本会ハ委員長一名委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条 委員長ハ委員中ヨリ総長之ヲ委嘱ス

第五条 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充テ総長之ヲ委嘱ス

一、各学部教授中ヨリ各一名

二、学生主事【若干名】

三、其他本学職員中ノ適當ナルモノ

第六条 本会ニ幹事一名ヲ置キ学生主事ニヨリ総長之ヲ委嘱ス

第七条 本会ニ書記一名ヲ置キ総長之ヲ命ズ

第八条 本会ハ委員長之ヲ招集シ且ソノ議長トナル

委員長事故アルトキハソノ指名スル委員之ヲ代理ス

第九条 幹事ハ委員長ノ命ヲ受ケ会務ヲ処理ス

第十条 書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ受ケ会務ニ従事ス

附 則

本規程ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

◎第十七回記事要旨 十二月二十二日

△昭和拾七年十二月廿八日▽

第十七回外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会記事要旨

一、日時 昭和十七年十二月二十二日(火曜日) 自午後三時
至午後五時

一、場所 大講堂南側控室

一、出席者

竹内委員長

委員 我妻、龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口。

幹事 石井、進藤、大室。

前回ニ於テ協議決定セラレタル統一用語中ノ、「外国学生」ノ意義説明中ニ使用セラレタル「同語」ノ文字ヲ「外国学生」ト改ムルコトニ決セリ。

議題

一、本委員会報告書案ニ関スル件

本委員会報告書案ヲ各委員ニ配付アリテ審議ニ入り、左ノ如ク一部修正ノ上原案通り可決セラレタリ。即チ

第一頁第五行ノ「而モ」ヲ削除シ、第二頁第六行ノ「及ボセシ」ヲ「及ボシタル」ト改ム。

第十六頁第六行ノ「外国学生」ヲ削除シ、同頁第十二行ノ「女子外国人

入学志願者中」ヲ「女子ハ」ト改ム。

第十七頁第三行ノ「外国人」ヲ削除ス。

協議終リテ委員長ヨリ、適當ナル機会ニ於テ本報告書案ヲ総長ニ提出スル旨開陳アリテ後、本委員会ハ今回ヲ以テ一先終了ヲナスコトトシ、各委員ノ協力ニ對シ謝意ヲ表セル挨拶ヲ述べラレ、委員ヨリ委員長ニ感謝ノ意ヲ表セラレテ閉会ス。

* 出典Iにのみ印で記されている。

◎配付資料一七一— 外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会報告書(案)

※第十七回委員会にて配付

◇第十七回委員会の決定により訂正

〔以下表紙〕

昭和十七年十二月二十二日

外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会報告書(案)

〔以上表紙〕

目 次

- 一、委員会ノ目的
- 一、会議経過概要
- 一、協議決定事項
- 一、希望事項

委員会ノ目的

従来本学ニ於ケル外国学生ノ入学許可ニ関シテハ、一面高等学校ヲ經由セル学部学生ヲ始メ、大学院学生、選科生、聴講生、研究生ノ総テニ亘リ、内地学生ト全ク同様ノ取扱ヲナスト共ニ、他面学部通則第七十七条ニ依ル便法トノ二途ガ開カレツツアルモ、弗其國語等ノ關係ヨリシテカ、優秀ナル留学生ノ入学スルモノ事実上僅少ナリ。然ルニ、今回大東亞共榮圈ノ樹立ヲ見、同地域ヨリノ

入学志願者モ相当増加スベク、我國トシテモ、此等共栄圈内各國ノ指導者タラントスル者ニ対シテ適切ナル教育ヲ附与スルコトハ必要事タリ。又最近我が国力ノ著シキ発展ニ刺戟セラレテ、共栄圏外ノ諸國ヨリ留学ヲ志願シ来ルモノモ漸次増大スル傾向ニアリ。此等ニ対シ、我國文化ノ真相ヲ十分理解セシムルコトハ國策上極メテ重要事ナリト云フベシ。本学ニ於テハ、此等ノ諸点ヲ考慮シ、現下ノ状況ニ対応スル為メ、茲ニ本委員会ヲ設置シ、我が国学生ノ教育ニ支障ナキ限り、一般外國学生志願者ノ入学条件ヲ適度ニ緩和スベク、其資格、銓衡方法、其他ニ關スル制度ノ再検討ヲ行ヒ、併セテ、從來動モスレバ外國学生中却ツテ我國ニ対シ惡感情ヲ懷持シ、其帰國後、國際親善上惡影響ヲ及ボサシ【シタル】実例モ少カラザリシニ鑑ミ、外國学生在学中ノ指導監督改善方ヲモ審議立案セントスルモノナリ。

會議經過概要 (至第十七回會議)

発令

昭和十七年五月二十日

委員 我妻、竹内、龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、

井口

幹事 石井、進藤、大室

昭和十七年五月二十六日

竹内委員長

會議狀況

會議	日	時	出席者	議題	備考
第一回	五月廿六日(火)	自午後三時 至午後五時	総長 竹内委員長 委員 我妻、龜山、 市河、坪井	外國学生入学ニ關スル件	

〔繰返し折返し部分〕

第二回	六月九日(火)	自午後六時 至午後六時	総長 竹内委員長 委員 我妻、龜山、 市河、坪井、 丹羽、橋爪	ナシ	國際学友会主事金沢 謙、滿洲國留日学生 会理事長吉米地四樓 及日華学会教育部長 近沢道元三氏ヨリ夫 々外國学生取扱状況 ノ説明並ニ本学開放 ニ對スル意見ノ開陳 アリ
第三回	六月十七日(水)	自午後三時 至午後五時	総長 竹内委員長 委員 我妻、市河、 丹羽、橋爪、 井口	外國学生入学費 格ニ關スル件	

〔改訂繰り代り部分〕

第四回	六月十三日(火)	自午後一時 至午後二時 三十分	総長 竹内委員長 委員 我妻、龜山、 市河、坪井、 丹羽、橋爪、 井口	学部学生入学銓衡 ニ關スル件	
第五回	六月二十日(火)	自午後三時 至午後五時	総長 竹内委員長 委員 我妻、龜山、 市河、坪井	学部学生入学銓衡 ニ關スル件 (前回ノ継続) 外國学生学士試験	

第六回	七月七日火 自午後三時 至午後五時	竹内委員長 幹事 丹羽、井口、石井、進藤、大室 委員 我妻、龜山、市河、坪井	外國學生卒業士試験 二回スル件 (前回ノ継続)	
-----	-------------------------	--	-------------------------------	--

〔繰繰じ折返し部分〕

第七回	七月十四日火 自午後三時 三十分 至午後五時 四十分	総長 竹内委員長 幹事 丹羽、井口、石井、大室 委員 龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口	大学院學生、選科 生、聴講生及研究 生ニ関スル件 生ニ関スル件	
第八回	七月二十一日火 自午後三時 至午後五時	竹内委員長 委員 龜山、市河、坪井、丹羽、橋爪、井口 幹事 石井、大室	大学院研究證書案 ニ関スル件 中間報告案ニ関ス ル件	
評議会 報告 へノ中間	七月二十八日			総長ノ命ニ依リ竹内 委員長ヨリ評議會席 上ニ於テ本委員會ノ 決議事項中間報告アリ

〔繰繰じ代部分〕

第九回	九月十五日火 自午後三時 至午後五時	竹内委員長 委員 我妻、市河、坪井 幹事 石井、大室	選科生、聴講生、 研究生ニ関スル件 (前回ノ継続) 中間報告ノ経過報	我妻委員ヨリ 一、第一次入學試験ニ 合格セザリシ者モ 外國人ナルガ故ニ
-----	--------------------------	----------------------------------	---	--

第十回	十月六日火 自午後三時 至午後五時	竹内委員長 委員 横田、我妻 委員代理、 龜山、市河、 丹羽、柳川 (橋爪委員 代理)、井口 幹事 石井、大室	選科生、聴講生 研究生ニ関スル件 (前回ノ継続)	特ニ入學ヲ許可サ ルルトセバ、之ニ 對スル卒業證書ノ 書式ハ、一般ノ卒 業證書トハ若干異 ニスル必要アルニ アラズヤ 一、高等學校高等科 卒業ト同等以上ト 認メタルトモナ ル条件ハ、大学ニ 於ケル学部通則ノ 定ムル試験ニ合格 シタル者ニ對シテハ寧 ロ不必要ナラズヤ トノ疑問提出アリ
-----	-------------------------	--	--------------------------------	--

〔繰繰じ折返し部分〕

第十回	十月十三日火 自午後三時 至午後五時	竹内委員長 委員 横田、我妻 委員代理、 龜山、市河、 丹羽、柳川 (橋爪委員 代理)、井口 幹事 石井、大室	選科生、聴講生 研究生ニ関スル件 (前回ノ継続) 女子入學志願者ニ 関スル件	我妻委員旅行中同委 員代理横田教授ヨリ 前回ニ於ケル我妻委 員同様ノ疑問提出ア リテ種々討論シタル モ結論ニ到達セス、 將來改メテ再審議ヲ ナスコトニ決セリ。
-----	--------------------------	--	--	--

〔改訂総代部分〕

第十三回	十一月十七日(火) 自午後三時 至午後五時 三十分	竹内委員長 委員 我妻 龜山 市河 坪井 丹羽 柳川 (橋爪委員長代 理)、井口 大室 石井 進藤	委員会経過並ニ結果 報告案ニ関スル件
第十四回	十一月廿四日(火) 自午後三時 至午後六時	竹内委員長 委員 我妻 龜山 市河 坪井 丹羽 橋爪 井口 幹事 石井 進藤 大室	委員会経過並ニ結果 報告案ニ関スル 件(前回ノ継続)
第十五回	十一月廿一日(火) 自午後四時 至午後六時	竹内委員長 委員 我妻 龜山 市河 坪井 橋爪 井口 石井 進藤 幹事 大室	外国学生銓衡指導 監督機關ニ関スル 件

〔袋綴じ折返し部分〕

第十七回	十月十七日(火) 自午後三時 至午後五時 三十分	竹内委員長 委員 龜山 戸田 (市河委員 代理)、坪井 橋爪 井口 幹事 石井 進藤 大室	女子入學志願者ニ 関スル件 (前回ノ継続)
------	-----------------------------------	---	-----------------------------

第十六回	十月廿五日(火) 自午後三時 至午後五時	竹内委員長 委員 我妻 龜山 市河 丹羽 井口 幹事 石井	外国学生銓衡指導 監督機關ニ関スル件 (前回ノ継続) 用程統一ニ関スル件
第十七回	十月廿一日(火) 自午後三時 至午後五時	竹内委員長 委員 我妻 龜山 市河 坪井 丹羽 橋爪 井口 幹事 石井 大室 進藤	本委員会報告案ニ 関スル件

協議決定事項

一、外国学生ニ関スル原則

(イ)教育目的

外国学生ニ対スル教育ハ、夫々其ノ専門学科ニ就テノ知識技能ヲ授クルト共ニ、我國文化ノ一般ヲ理解スルニ足ル教養ヲモ与フルヲ以テ目的トス。

(ロ)収容限度

外国学生ノ収容限度ハ、学部学生、大学院学生其他ノ総テニ亘リ、本学各学部ニ於テ支障ナキ範圍トス

(内規)

大学院ニ就キテハ日本人ノ出願者ナキ場合ニ於テモ、将来日本人ノ出願者アル場合ヲ考慮シ、若干収容ノ余地ヲ残スコト。

(ハ)銓衡

(1)外国学生入學志願者ノ取扱ニ関シ、学内ニ中央機關ヲ設置シ、左ノ事項ニ関スル銓衡ヲ行ハシム。

(イ)履歴、人物、思想、健康等。

(二)日本語ノ語学力。

(2)各学部ニ於テハ前記(1)ノ銓衡ニ合格シタルモノニ対シ、当該学部ノ修学ニ必要ナル一般の素養ニ就キ筆記、口述及其他適當ナル方法ニ依ル銓衡ヲ行ヒ、入学ノ許否ヲ決ス。

前項ノ銓衡ニ於ケル用語ハ之ヲ各学部ノ定ムルコロニ拠ラシム

(三)在学中ノ指導監督

(1)中央機関ニ於テハ外国学生ニ関シ其指導監督上常ニ注意ヲ怠ラザル様隨時各学部ノ指導監督機関ト連絡ヲ取ルモノトス

(2)各学部ニ当該学部ニ於ケル外国学生ノ指導監督機關ヲ設置シ、前記中中央機関ト連絡シテ指導監督ノ完璧ヲ期スルコトトス。

二、入学資格

(イ)学部科〈学〉生

(1)高等学校(学習院高等科、第一高等学校特設高等科、台北高等学校、旅順高等学校及東亜学校高等科ヲ含ム、以下之ニ同ジ)ノ卒業者ニシテ、日本人学生ト同一ノ入学試験ニ合格シタルモノヲ入学セシムルコトハ從前通トス。

(内規)

前項ノ場合ニ於ケル日本人学生ノ収容數ハ、前項ニ依ル入学者數ニ拘ラス定員通リトスルコトヲ得。

(2)前項ノ外、外国人ニシテ学部学生方ラムコトヲ出願シ得ルモノノ左ノ如シ。

(一)日本ノ高等学校又ハ専門学校以上ニ相当スル外国ノ学校ヲ卒業シ、又ハ之ニ相当スル学力ヲ有スルモノニシテ、夫々適當ナル機関ノ推薦アリタルモノ。

(註)「適當ナル機関」ハ国際学友会、滿洲国留日学生会、日華学会、日独文化協会、日伊協会等相當信用アル機関トス。

(内規)

「適當ナル機関」ニ就テハ別ニ調査ノ上、之ヲ協議決定シ、將來モ隨時其ノ實質ヲ検討スベキモノトス。

(二)高等学校卒業者

(内規)

前記(1)ノ入学ヲ出願セザリシモノノ外同(1)ノ入学試験ニ合格セザリシモノヲモ含ム。

(三)大学院学生

学部通則第五十五条ヲ適用スルモノトス。但シ各学部ニ於テ内規ヲ設ケ厳選方針ヲ採ルモノトス。

(四)選科生

入学願書ヲ受理セザルコトトス。

(五)聴講生

学部通則第三十三条ヲ適用ス。

(内規)

「適當ナル機関」ノ紹介アルモノヲモ考慮ス。而シテ聴講生タルコトヲ志願シタル理由ヲモ充分調査スルコトトシ、各学部ニ於ケル入学許可ニ際シテハ厳選方針ニ依ルコトトス。

(六)研究生

学部通則第三十六条ヨリ第四十七条ニ至ル諸条ヲ適用ス。

(内規)

第三十七条「専門学校令ニ依ル専門学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ」ノ意味ヲ、外國學生研究生ニ就テハ、当該國ノ大學卒業ヲ標準トス。

三、女子入学志願者

大学院学生、研究生、聴講生ハ、男子ト同様夫々ノ学力其他ノ条件ヲ有スル資格者ニ対シテ入学ヲ許可ス。

(内規)

女子外國人入學志願者申【ハ】、学部学生トシテハ当分ノ間入學ヲ許可セザルコトトス。

四、證書及證明書

(イ) 學士試驗合格證書

入學資格(イ)(2)ニ依リ入學シタル外國人学部学生ニシテ、医学部医学科ニ在リテハ四學年以上、其他ノ学部及学科ニ在リテハ三學年以上在學シ、且学部規則ノ定ムル試驗ヲ受ケ、之ニ合格シタル者ニハ、學士試驗合格證書ヲ付与ス。

(ロ) 大学院研究證明書

外國学生ニシテ、大学院ニ二年以上在學ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ、成績見ルベキモノニ對シ、本人ノ志望ニ依リ、教授会ノ議ヲ經テ学部長ノ副申アリタル場合、總長ヨリ大学院研究證明書ヲ付与ス。證明書ノ雛型左ノ如シ。

印	東京帝国大学総長位階勲等学位姓名印
---	-------------------

(体裁ニ関シテハ、石版刷トナスモ学位記ト混同セザル程度トス)

希望事項

一、本学ニ中央機関トシテ東京帝国大学外國学生指導委員会(仮称)ヲ設置ス

ルコト。(同会規程案左ノ通)

東京帝国大学外國学生指導委員会規程(案)

第一条 東京帝国大学ニ附(外國)学生ノ指導誘掖ニ資スルタメ外國学生指導委員会ヲ置ク

第二条 本会ハ總長ノ監督ニ屬シ左ニ掲グル事項ヲ協議シソノ処理ニ当ルモノトス

一、外國学生ノ入学銓衡ニ関スル事項

二、外國学生ノ訓育指導ニ関スル事項

三、各学部ニ於ケル外國学生指導機關ノ連絡ニ関スル事項

第三条 本会ハ委員長一名委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条 委員長ハ委員中ヨリ總長之ヲ委嘱ス

第五条 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充テ總長之ヲ委嘱ス

一、各学部教授中ヨリ各一名

二、学生主事若干名

三、其他本学職員中ノ適當ナルモノ

第六条 本会ニ幹事一名ヲ置キ学生主事中心ヨリ總長之ヲ委嘱ス

第七条 本会ニ書記二名ヲ置キ總長之ヲ命ズ

第八条 本会ハ委員長之ヲ招集シ且ソノ議長トナル

委員長事故アルトキハソノ指名スル委員之ヲ代理ス

第九条 幹事ハ委員長ノ命ヲ受ケ会務ヲ処理ス

第十条 書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ受ケ会務ニ從事ス

附則

本規程ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

二、学生課内ニ外國学生係ヲ置キ、左ノ事務ヲ担当セシムルコト。

一、東京帝国大学外國学生指導委員会ニ関スル事務

一、入学銓衡(願書受付、履歴、人物、思想、健康ノ調査等)

一、調査(宿所、生活、健康、出缺、成績、就職先等)

一、学外指導団体トノ連絡

一、指導(個人面談、集会、見学、旅行等)

一、其他外国学生ノ指導ニ関スル必要ナル事項

三、外国学生係員トシテ専任高等官待遇囑託一名、事務員若干名ヲ置クコト。

*出典「中の同資料の末尾に「総長ニ本報告書ヲ委員長ヨリ報告ノコト」と鉛筆で記入あり。

◎関連資料一七一 評議会昭和十八年三月二十日記事要旨

一、外国人留学生取扱ニ関スル件

総長「内田祥三」ヨリ莫ニ設置サレタル本件ニ関スル調査委員会ノ経過概要ニツキ説明アリ尚本件ハ可成速カニ審議サレ度シトノ委員長ノ希望モアリ本日之ヲ審議シ学部教授会ニ附議ノ上更ニ評議会ニ諮リ決定致シ度キ旨述べラレ、先ツ伊藤事務官ニ於テ別紙報告書ニ依リ委員会ノ目的、会議経過概要、協議決定事項、希望事項等ニツキ説明アリテ審議ニ入り、外国学生ノ収容限度並ニ之ガ日本人学生収容定員トノ関係及収容ニ要スル設備並ニ所要経費トノ関係、日本人学生ト同一ノ入学試験ヲ受ケ之ニ合格セザル者ヲ外国学生ナルガ故ニ同一年度ニ於テ更ニ別途ニ銓衡シ入学セシムルコト及カ、ル入学者ニシテ卒業ノ場合同一ノ證書ヲ授与スルコトノ不合理ナル点等ニ関シ夫々質疑応答並ニ意見ノ開陳アリテ結局結論ヲ得ルニ至ラズ、本委員会ノ目的ニ就キ異存無キモノトセバ学部学生ノ入学ニ付テハ(一)原案通りトスルカ、(二)入学ヲ二様ニ許可シ随ツテ卒業證書ヲ夫々二様ニ區別スルカ(三)外国学生ハ総テ別途ニ銓衡ノ上入学セシメ卒業證書ハ一般ノモノト同様ニ統一スルカノ孰レニヨルカ等ニツキ本日ノ審議ノ際ノ意向ヲモ伝ヘ各学部ニ於テ教授会ニ附議ノ上更ニ評議会ニ於テ審議スルコト、ナル

◎関連資料一七一二 評議会昭和十八年四月二十七日記事要旨

一、其ノ他

イ、外国人留学生取扱ニ関スル件

本件教授会ニ於テ審議未了ノ学部ハ至急審議スルコト、シ、五月十一日開催スベキ評議会ニ附議スルコトニ申合セアリ。

◎関連資料一七一三 評議会昭和十八年五月十一日記事要旨

一、外国人留学生ノ取扱ニ関スル件

議長「内田祥三」ヨリ去ル三月三十日評議会ノ審議ニ基キ先ツ各学部教授会ノ意見ノ報告ヲ求メラレ、

末広「蔵太郎」氏「法学部長」 外国人学生ハソノ高等学校卒業生ト然ラ

ザル者トヲ區別セズ別途ニ一括シテ銓衡シタシ、但シ高校卒業生ノ場合ニハ高校ノ成績ヲモ考慮ス、定員ノ決定ニ当リテハ各学部ノ自由裁量ニ委ナルコトナク評議会等ニ於テ決定シ嚴重ニ行フコト、卒業證書ハ一般ト同様ニテ可ナリ。

高橋「明」氏「医学部長」 委員会作成ノ原案ヲ承認スルモ入学ニ付テハ

実情ニ即シ厳選スルコト、卒業證書ハ一般ト同様ニスルコト。

佐野「秀之助」氏「第一工学部長」 高等学校卒業生ニ対シテハ何レモ正

式ノ入学試験ヲ受ケシメソノ成績ニヨリ適當數ノ入学ヲ許スコト、ス、但シコノ場合ニ於ケル標準ハ内地学生ノ場合ト之ヲ異ニスルコトヲ得、高等学校卒業生ニ非ザル外国学生ニ付テハ原案通りトス卒業證書ハ一般ト同様トス。其ノ他官制、予算等モ考慮シ外国学生指導委員会ヲ強力ナルモノトシ宿舍等モ考ヘタシ。学科ニヨリテハ防護上考慮ヲ要スル場合モアラン。

今井「登志意」氏「文学部長」 高等学校ヲ卒業シ正式ニ入学スル者ト然

ラザルモノト同一ニ扱フ点ニ問題アルヲ以テ外国学生ハ別ニ一括シテ試験スルコト、卒業證書ハ一般ト同様トスルコトニ大体賛成ナリ。

加藤「武夫」氏「理化学部長」種々意見アリタルモ結局原案通ト致シタシ、但シ設備ノ關係上収容出来ザル場合アルベクカ、ル場合ハ教授会ニ諮ルコトトシ又定員ハ評議會等ニ於テ一方的ニ決定スルコト等ハ避クルコト。

三浦「伊八郎」氏「農学部長」農学部トシテハ原案ニ付別段ノ異議ナシ、唯自分個人トシテハ高等学校卒業生ニシテ入学出来ザリシ者ヲ別途ノ銓衡ニヨリ入学セシムルコトハ面白カラズトノ考ヲ有セリ。

森「莊三郎」氏「経済学部長」原案通ニテ差支ナキモ但シ中央部ニ於テ配置セラルベキ外国学生指導委員会ニ於テソノ入学許可ノ条件又ハ語学力檢定等ニ関シ厳格ナル態度ヲ採ラルルコト並ニ定員ハ小數ニ限定シ大体新入学者ノ百分ノ二程度迄ノ率ナラバ差支ヘナシ。

瀬藤「家二」氏「第二工学部長」外国学生ハ一括シテ特別銓衡ニ依リ入学セシムルコト但シ厳選シ高等学校卒業生ニ優先権ヲ与ヘタシ、卒業證書ハ區別セズ一般ト同様ニテ差支ナシ、定員ニ付テハ出来得レバ定員外扱トシタシ。

以上ニ依リ大体原案通リトスル意見ト外国学生ハ特別ノ扱トスル意見ト略相半スベク、細部ハ学部ニ依リ相違アリテ可ナルモ、大様ニツキ原案ヲ作成ノ上更ニ次回ニ於テ審議スルコトトナル。

◎ 関連資料一七一四 評議會昭和十八年五月二十五日記事要旨

一、外国人留學生取扱ニ関スル件

総長ヨリ前回ノ審議ニ基キ庶務、會計、学生課ニ課長ニ於テ原案ヲ作成

更ニ更ニ之ガ字句ニツキ我妻元委員ノ補正ヲ得テ別紙（印刷配布）ノ運成案ヲ得タルニツキ本日該案ニツキ審議願ヒ度ク 尚過日文武部省ニ於テ留學生教育協議会アリ非公式ニ本案ヲ携行セル旨報告アリ、次テ審議ニ先チ参考ノ為右協議会ニ出席ノ学生課長ヨリ当日ノ協議ノ模様ニツキ報告アリテ議事ニ入り庶務課長ニ於テ一応案文ヲ朗読ノ上案文ノ趣旨、用語等ニツキ説明アリテ覺書ヲモ併セテ逐條審議ニ入り種々意見ノ交換アリテ別紙ノ通決定ス

〔別紙一〕

〔◇五月二十五日評議會決定により訂正。但し、——は第十六回委員会用語統一決定の訂正もれの訂正。〕

東京帝国大学学部通則中改正案

〔昭和十八年五月二十五日評議會〕と鉛筆メモ〕

第十一 外国学生

第七十七条 外国人ニシテ学部学生（学部通則第七二）、大学院学生、聴講生又ハ研究生トシテ入学ヲ許可セラレタルモノヲ外国学生トス 外国学生ニ関シテハ第七十八条乃至第七十九条ノ七ノ定ムルコロニ依リ外学部ノ定ムル所ニ依リ学部学生、大学院学生、聴講生又ハ研究生ニ関スル規定ヲ準用ス

第七十八条 外国学生ニ対シテハ夫々其ノ専門学科ニ就キ知識及技能ヲ修得セシムルト共ニ我カ国文化ノ一般ヲ理解【セシムルニ留意】スル且其ノ教養ヲ授ケルモノトス

第七十九条 外国学生ノ収容予定人員ハ毎学年学部長ノ申請ニ依リ総長之ヲ定ム

外国学生ハ定員外トナスコトヲ得

第七十九条ノ二 学部学生トシテ入学ヲ出願シ得ル者ハ左ノ如シ

一 高等学校高等科及学習院高等科ヲ卒ヘタル者

二 高等学校高等科其ノ專門課程以上ニ相当スル我國外外國ノ学校ヲ卒業

シ又ハ之に相當ナル【ト同等以上ノ】学力ヲ有スル者ニシテ適當ナル機
関ノ推薦アリタル者

第七十九条ノ三 外国学生タラントスル者ニ対シテハ別ニ定ムル機関ニ於テ左
ノ事項ニ関シテ銓衡ヲ行フ

一 履歴、人物、思想、健康等

二 日本語ノ語学力

第七十九条ノ四 前条ノ銓衡ニ合格シタル者ニ対シ各学部ニ於テ当該学部ニ於
ケル修学ニ必要ナル其餘的養養【学力】ニ就キ筆記、口述及【、】其ノ他適
当ナル方法ニ依ル銓衡ヲ行フ

前項ノ銓衡ニ合格シタル者ニ付キ所定ノ手續ヲ經テ入学ヲ許可ス

第七十九条ノ五 学部学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四学年以上其ノ他ノ
学部及学科ニ在リテハ三学年以上在学シ且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ之ニ
合格シタル者ニハ第二十三条ニ依ル卒業者ト同様ノ卒業證書ヲ授与ス

第七十九条ノ六 大学院ニ二年以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ其ノ成績
優良【好】ナル者ニ対シテハ本人ノ出願ニ依リ教授会ノ議ヲ經テ学部長ノ申
請アリタル場合総長ハ大学院研究證明書ヲ附与スルコトアルヘシ

第七十九条ノ七 外国学生ノ試験手数料、検定料、入学料、授業料及攻究料ハ
当該学部長ノ申請ニヨリ之ヲ徴収セザ【サ】ルコトヲ得

附 則

本改正ハ昭和十八年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

規 則

一、第七十七条につき

外国学生は特別の銓衡によつて入学せしめその指導監督につきても特別
の処置を講ずるも、その本質に於てはこれを日本人学生と同一のものとな
す立場を採る。従つて、その学習、訓練、試験、採点等に於ても特別の取
扱をなさず。

二、第七十八条につき

外国学生の指導監督につきては特別の注意を須ゆ【用ひ】る必要あるに
より、各学部ニ特別の指導機關【者】を設置【置】【き】常時その任に当ら
しむる外、特別の中央機關を設置し、隨時右各学部の指導機關【者】と連
絡をとらしめてその完璧を期せんとす。

中央機關【東京帝国大学外国学生指導委員会】の構成は大略左の如くな
すべし。

東京帝国大学外国学生指導委員会規程（案）

第一条 東京帝国大学ニ在リテハ学生ノ指導誘掖ニ資スルタメ外国学生指
導委員会ヲ置ク

第二条 本会ハ総長ノ監督ニ属シ左ニ掲グル事項ヲ協議シソノ処理ニ当ルモ
ノトス

一、外国学生ノ入学銓衡ニ関スル事項

二、外国学生ノ訓育指導ニ関スル事項

三、各学部ニ於ケル外国学生指導機關【者】ノ連絡ニ関スル事項

第三条 本会ハ委員長一名委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条 委員長ハ委員中ヨリ総長之ヲ委嘱ス

第五条 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充テ総長之ヲ委嘱ス

一、各学部教授中ヨリ各一名

二、学生主事若干名

三、其他本学職員中ノ適當ナルモノ【若干名】

第六条 本会ニ幹事一名ヲ置キ学生主事中心ヨリ総長之ヲ委嘱ス

第七条 本会ニ書記【若干】名ヲ置キ総長之ヲ命ス

第八条 本会ハ委員長之ヲ招集シ且ソノ議長トナル

委員長事故アルトキハソノ指名スル委員之ヲ代理ス

第九条 幹事ハ委員長ノ命ヲ受ケ会務ヲ処理ス

第十条 書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ受ケ會務ニ従事ス

附 則

本規程ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

三、第七十九条につき

学部学生及大学院学生の収容予定人員は各学年毎初年【開始に先ち予め】これを決定する必要があるべし。その際大学院学生につきましては日本人の出願者なき場合に於ても将来日本人の出願者あることを予想し若干収容の余地を残す様に注意する必要がある。【▲】その他の学生【の数】につきましては必ずしも初年確定【す】予め決定し置く【す】必要なかるべきも、大体の最大限を定め、日本人学生の学習に支障なきを期するを適當とすべし。なほ最大限を確【決】定せざる場合にはその都度当該学部長に於て総員数【亦】其総長の決定を受くるを要する趣旨なり。

四、第七十九条ノ二につき

本条第二号中「我國ノ学校」といふは【の「学校」中には外国の学校の外、我國の】例へば高等工業学校高等商業学校等を卒業し【専任】教員資格を授けしむる者は【外國の学校を卒業し同様の資格を認めしむる者】も含む【趣旨】なり。

第二号中「適當ナル機関」とは【例へば】国際学友会、満洲国留日学生会、日華学会、日智文化協会、日伊協会等【の如き】機関とし、別に調査の上之を協議決定し、將來【共】隨時その養育【内容】を検討すべきものとす。但し我國の【官公立】学校卒業者につきましては当該学校をもつて適當なる機関と認むることも妨げなかるべし。

大学院学生、選科生、聴講生及び研究生の入学資格につきましては夫々第十五条、第二十八条、第三十三条及び第三十七条の規定によるべきも左の点に留意すべきものとす。

(イ) 大学院学生につきましては各学部に於て内規を設け厳選方針を採るもの

とす。

(ロ) 選科生の入学はこれを許さざる方針とす。蓋し外国人を選科生として入学せしむることは従来学部学生として入学せしむることの殆んど不可能なる者につき特に開かれたる途にして本改正によりその必要なきに至るが故なり。

(ハ) 聴講生につきましては「適當ナル機関」の紹介あるものをも考慮す。而して聴講生を志願したる理由をも調査し、各学部に於て厳選方針によるべきものとす。

(ニ) 研究生につきましては第三十七条の準用に当り当該国の大学卒業を標準とす。

(ホ) 女子につきても男子と同様の取扱を為す。但し学部学生としては当分の間入学を許可せざるものとす。

五、第七十九条ノ三につき

本銓衡は各学部の入学志願者につき共通にこれを行ふ趣旨なり。

六、第七十九条ノ四につき

本条の銓衡は必ずしも、同一問題につき画一的に行ふことを必要とせず。従つて、又第七十九条ノ二第一号の者と第二号の者との試験も別異に行ふを妨げざるべし。その結果、例へば中国人にして日本の高等学校を卒業したる者は日本学生に対する第七条第一項の試験と合併して試験をなしその成績につき本条第一項の銓衡を為すを妨げざるべし。これ等の点は各学部の定むる所によらしむる趣旨なり。

七、第七十九条ノ六につき

大学院研究證明書の雛型左の如し。

国籍	氏	名
右ハ東京帝国大学大学院学生トシテ○○学部ニ		
於テ東京帝国大学教授○○○指導ノ下ニ○年		

学部に指導者を置き常時その任に當らしむる外、特別の中央機関を設置し、随時右各学部の指導者と連絡をとらしめてその完璧を期せんとす。

中央機関〔東京帝国大学外国学生指導委員会〕の構成は大略左の如くなすべし。

東京帝国大学外国学生指導委員会規程

第一条 東京帝国大学ニ外国学生ノ指導誘掖ニ資スルタメ外国学生指導委員会ヲ置ク

第二条 本会ハ総長ノ監督ニ属シ左ニ掲グル事項ヲ協議シノノ処理ニ当ルモノトス

一、外国学生ノ入学銓衡ニ関スル事項

二、外国学生ノ訓育指導ニ関スル事項

三、各学部ニ於ケル外国学生指導者ノ連絡ニ関スル事項

第三条 本会ハ委員長一名委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条 委員長ハ委員中ヨリ総長之ヲ委嘱ス

第五条 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充テ総長之ヲ委嘱ス

一、各学部教授中ヨリ各一名

二、学生主事若干名

三、其他本学職員中ノ適當ナルモノ若干名

第六条 本会ニ幹事一名ヲ置キ学生主事中心ヨリ総長之ヲ委嘱ス

第七条 本会ニ書記若干名ヲ置キ総長之ヲ命ズ

第八条 本会ハ委員長之ヲ招集シ且ソノ議長トナル

委員長事故アルトキハソノ指名スル委員之ヲ代理ス

第九条 幹事ハ委員長ノ命ヲ受ケ会務ヲ処理ス

第十条 書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ受ケ会務ニ従事ス

附 則

本規程ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

三、第七十九条につき

学部学生及び大学院学生ノ收容予定人員ハ各学年開始に先ち予めこれを決定する必要があるべし。その際大学院学生につきては日本人の出願者なき場合に於ても将来日本人の出願者あることを予想し若干收容の余地を残す様に注意する必要がある。

その他の学生の数につきては必ずしも予め決定し置く必要なかるべきも、大体の最大限を定め、日本人学生の学習に支障なきを期するを適當とすべし。なほ最大限を決定せざる場合にはその都度当該学部長に於て総長の決定を受くるを要する趣旨なり。

四、第七十九条ノ二につき

本条第二号の「学校」中には外国の学校の外、我國の例へば高等工業学校高等商業学校等をも含む趣旨なり。

第二号中「適當ナル機関」とは例へば国際学友会、滿洲国留日学生会、日華学会等の如き機関とし、別に調査の上之を協議決定し、將來共隨時その内容を検討すべきものとす。但し我國の官公立学校卒業者につきては当該学校をもつて適當なる機関と認むることも妨げなかるべし。

大学院学生、選科生、聴講生及び研究生ノ入学資格につきては夫々第十五条、第二十八条、第三十三条及び第三十七条の規定によるべきも左の點に留意すべきものとす。

(イ) 大学院学生につきては各学部に於て内規を設け嚴選方針を採るものとす。

(ロ) 選科生の入学はこれを許さざる方針とす。蓋し外国人を選科生として入学せしむることは従来学部学生として入学せしむることの殆んど不可能なる者につき特に開かれたる途にして本改正によりその必要なきに至るが故なり。

(ハ) 聴講生につきては「適當ナル機関」の紹介あるものをも考慮す。而して聴講生を志願したる理由をも調査し、各学部に於て嚴選方針によるべ

きものとす。

(二) 研究生につきましては第三十七条の準用に当り当該国の大学卒業を標準とす。

(ホ) 女子につきても男子と同様の取扱を為す。但し学部学生としては当分の間入学を許可せざるものとす。

五、第七十九条ノ三につき

本銓衡は各学部の入学志願者につき共通にこれを行ふ趣旨なり。

六、第七十九条ノ四につき

本条の銓衡は必ずしも、同一問題につき画一的に行ふことを必要とせず。従つて、又第七十九条ノ二第一号の者と第二号の者との試験も別異に行ふを妨げざるべし。その結果、例へば中国人にして日本の高等学校を卒業したる者は日本学生に対する第七条第一項の試験と合併して試験をなしその成績につき本条第一項の銓衡を為すを妨げざるべし。これ等の点は各学部の定むる所によらしむる趣旨なり。

七、第七十九条ノ六につき

大学院研究證明書の雛型左の如し。

国籍 氏 名 右ハ東京帝国大学大学院学生トシテ〇〇学部ニ 於テ東京帝国大学教授〇〇〇〇指導ノ下ニ〇年 間左記事項ニ就キ研究シタリ仍テ之ヲ證ス 記 年 月 日 印 東京帝国大学総長位階勲等学位姓名 印
--

(体裁ニ関シテハ、石版刷トナスモ学位記ト混同セザル程度トス)

◎参考資料一七一 学部通則第二十八条 (現行)

第二十八条 選科生トシテ入学ヲ許可スヘキ者ハ滿十九年以上ノ男子ニシテ其ノ選科スル科目ヲ学修スルニ足ルヘキ学力アル者ニ限ル
前項ノ学力ハ学部ニ於テ入学試験ヲ行ヒ若クハ無試験檢定ニ依リ之ヲ認定ス
入学試験及無試験檢定ニ関スル規則ハ各学部ニ於テ之ヲ定ム

◎参考資料一七二 学部通則第五七条 (現行)

第五条 入学ヲ許可スヘキ者ハ左ノ如シ
一 高等学校高等科及学習院高等科ヲ卒ヘタル者
二 学部ニ於テ試験ヲ行ヒ高等学校高等科ヲ卒ヘタル者ト同等以上ノ学力アリト認メタル者
前項第二号ノ試験ハ之ヲ高等学校ニ委託スルコトアルヘシ

第六条 法学部、文学部及経済学部ニ在リテハ高等学校及学習院ノ高等科文科

ヲ卒ヘタル者、医学部、第一工学部、理学部、農学部及第二工学部ニ在リテハ

高等学校及学習院ノ高等科理科ヲ卒ヘタル者ハ他ノ志願者ニ先チ入学ヲ許可ス

第七条 前条ニ掲クル入学志願者ノ数各学部又ハ各学科ノ収容予定人員ニ超過

スルトキハ学部ニ於テ選抜試験ヲ行ヒ入学ヲ許可スヘキ者ヲ定ム但シ収容予

定人員ニ充タル場合ト雖モ適宜銓衡ヲ行フコトアルヘシ

前条ニ掲クル者ヲ入学セシメタル後尚闕員アル場合ニ於テ其ノ以外ノ入学志

願者ニ付テモ亦前項ニ同シ

選抜試験ニ関スル規則ハ各学部ニ於テ之ヲ定ム

◎関連資料一七一五 学部通則中改正要請

- ① 東庶第八三二号、② 決裁六月三日、③ 校合④ 「未判読」、④ 發送六月三日⑤
- ③と同一、⑤ 完結日空欄、⑥ 取扱者空欄、⑦ 起案昭和十八年五月二十六日、

⑧総長⑨「内田」ノ庶務課長⑩「石井」、事務官⑪「伊藤」、掛長⑫「小林吟」
重郎⑬ノ會計課長⑭「進藤」、事務官⑮「宮内」、⑯「桜井」

案

年月日

総長

文部大臣宛（五月三十一日附發送ノコト）

本学学部通則中別紙ノ通改正致度ニ付御許可相成度此段及裏請候也

▽右欄外上部に「大会回議第一七六号」

〔別紙〕

東京帝国大学学部通則中改正

第十一 外国学生

第七十七条 外国人ニシテ学部学生（学部通則第二）、大学院学生、聴講生又ハ研究生トシテ入学ヲ許可セラレタル者ヲ外国学生トス
外国学生ニ関シテハ第七十八条乃至第七十九条ノ七ノ定ムル所ニ依ル外学部ノ定ムル所ニ依リ学部学生、大学院学生、聴講生又ハ研究生ニ関スル規定ヲ準用ス
〔第七十八条ノ七は、評議会決定と全く同文なので略す〕

附則

本改正ハ昭和十八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔別紙続き〕

〔各条を、条毎に対比しているだけなので、各条の条文は略す〕

現	行	改	正
第七十七条〔省略〕		第七十七条〔省略〕	
第七十八条〔省略〕		第七十八条〔省略〕	
第七十九条〔省略〕		第七十九条〔省略〕	

- 第七十九条〔省略〕
- 第七十九条ノ二〔省略〕
- 第七十九条ノ三〔省略〕
- 第七十九条ノ四〔省略〕
- 第七十九条ノ五〔省略〕
- 第七十九条ノ六〔省略〕
- 第七十九条ノ七〔省略〕

〔別紙続き〕

改正理由

本般大東亞共栄圏ノ樹立ヲ見タル結果（今日）同地域ハ勿論ソノ以外ノ諸国ヨリノ本学ニ入学ヲ志願スル者著シク増加スヘク、此等共栄圏内外各国ノ指導者タラントスル者ニ対シテ適切ナル教育ヲ附与シ我國文化ノ真相ヲ十分理解セシムルコトハ国策上極メテ重要事ナリトス
本学ニ於テハ此等ノ諸点ヲ考慮シ現下ノ状況ニ対応スル為ニ我国学生ノ教育ニ支障ナキ限り一般外国学生ノ入学条件ヲ適度ニ緩和シ以テ外国留学生ヲ収容セシムルカ為別紙ノ通改正セントスルニアリ

◎関連資料一七一六 学部通則中改正認可

〔文部省用紙に書かれている。〕

東大専四八号

東京帝国大学

昭和十八年五月三十一日附東大庶第八三二号稟申其ノ学学部通則中改正ノ件許可ス

昭和十八年六月一日

文部大臣 子爵 岡部長景 印

▼上部から下へ向かって「供閑／総長㊦」「内田」／庶務課長㊦「石井」、事務官㊦「伊藤」／会計課長㊦「進藤」、事務官㊦「宮内」」
 ▼下部に庶務課受付印「昭和十八年七月五日、庶第八三二号ノ二」
 ▼下部に「㊦」「小林吟（吟重郎）、向手、桜井」
 ▼右下欄外に「検了」の朱印

◎関連資料一七七八 学部通則中改正の達

- ①東達第六号、②決裁七月五日、③校舎㊦「向手」、④発送七月五日㊦「向手」、⑤完結日空欄、⑥取扱者空欄、⑦起案昭和十八年七月五日、⑧総長㊦「内田」／庶務課長㊦「石井」、事務官㊦「伊藤」、掛長㊦「小林吟（吟重郎）」／会計課長㊦「進藤」、事務官㊦「宮内」、㊦「桜井」

達案

本学学部通則中別紙ノ通改正ス
 昭和十八年六月一日

▽冒頭右上に「急」の朱印

〔別紙〕

東京帝国大学学部通則中改正

第十一 外国学生

〔第七十七条ノ七十九条ノ七は、文部大臣へ稟請のものと全く同文につき略す〕

附 則

本改正ハ昭和十八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎関連資料一七七八 学部通則中改正ニ関スル件

「外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会」（昭和十七（一九四二）年・東京帝国大学）の記録

①東庶第八三二号、②決裁七月五日、③校舎㊦「向手」、④発送七月五日㊦「未判読」、⑤完結日空欄、⑥取扱者空欄、⑦起案日昭和十八年七月五日、⑧総長「内田」／庶務課長㊦「石井」、事務官㊦「伊藤」、掛長㊦「小林吟（吟重郎）」

案

年月日
 各学部長
 会計、学生両課長 宛

学部通則中改正ニ関スル件

本月一日附東大達第六号ヲ以テ本学学部通則中一部改正相成候処右改正ニ関スル覚書別紙ノ通ニ付御了知相成度依命此段及通知候也

▽傍頭右上に「急」の朱印

〔別紙〕

覚 書

「評議会決定の「覚書」と同一印刷物であるので省略。東京帝国大学外国学生指導委員会規程中の施行日も空欄のままである。」

◎関連資料一七一九 東京帝国大学外国学生指導委員会規程

東京帝国大学外国学生指導委員会規程

〔条文は評議会決定の「覚書」と同文につき省略〕

附 則

本規程ハ昭和十八年七月ハ十五ヨリ之ヲ施行ス

*簿冊「昭和十六年以降 官制諸規定等改廃調 教務掛」中の資料には、ペンで「十五」の書き込みがある。

(しよざわ じゅん 大学院教育学研究科研究生)